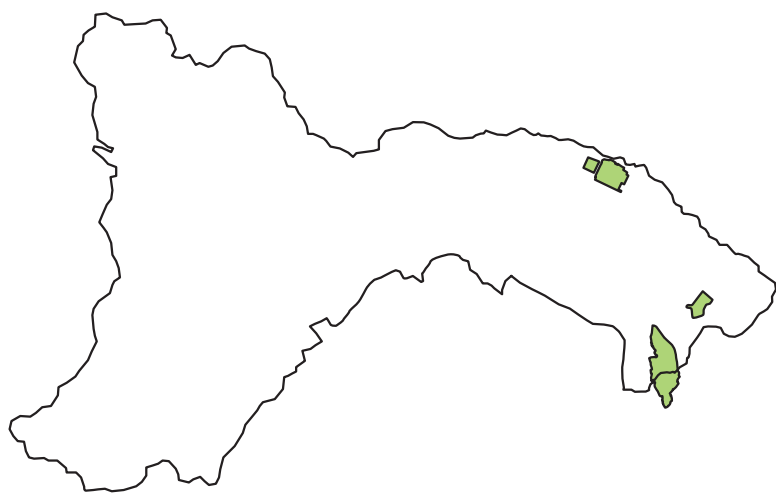




# 相模原市と米軍基地





## 刊行にあたって

平成22年4月、相模原市は戦後に誕生した市として初めて政令指定都市となり、人口約72万人、面積328.91km<sup>2</sup>の首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として大きな成長を遂げております。

しかしながら、本市域にはキャンプ座間、相模総合補給廠、相模原住宅地区の3か所の広大な米軍基地が所在し、その面積は約429ヘクタールにも及んでいます。

これらの基地は、いずれも人口が密集する市街地やその周辺に位置しているため、市民の皆様の生活に様々な影響を及ぼし、計画的なまちづくりを進める上で大きな障害となっています。

平成27年3月の前書刊行後、本市における基地問題の状況は変化しています。

在日米海軍厚木基地に係る航空機騒音については、長年にわたり県及び周辺市とともにその解消に向けた取組を行った結果、平成30年3月、岩国基地への航空機部隊の移駐がようやく実現しました。しかしながら、厚木基地では、移駐後も一定の騒音が発生しているほか、市内米軍基地及びその周辺におきましても、基地に飛来する米軍ヘリコプターによる騒音が市民生活に多大な影響を及ぼしており、こうした米軍航空機等に起因する騒音被害につきましては、早期解消に向けた取組を継続して行っています。さらに、近年、本市上空において飛行が確認されているオスプレイにつきましても、市民の皆様の不安を払拭するため、国による具体的かつ丁寧な説明を求めています。

また、相模総合補給廠においては、平成27年8月に爆発を伴う火災が発生したことや平成30年10月に第38防空砲兵旅団司令部が駐留を開始するなど、市民の皆様には大きな不安を与える出来事がありました。

このため本市では、市民、市議会、行政が一体となり、基地の全面返還を基本姿勢に市内米軍基地に起因する諸問題の解決について取り組んでいます。

一方で、相模総合補給廠一部返還地や共同使用区域を活用した新たなまちづくりも進んでいます。一部返還地においては、南北道路、東西道路の整備が完了し、JR横浜線相模原駅周辺の交通アクセスの向上を図るため、基地北側外周道路の整備や小田急多摩線の延伸実現に向けた取組などを進めています。また、約35ヘクタールの共同使用区域においては、昨年11月に「さがみはらサイクルフェスティバル」の会場として、初めて市民イベントが実施されるとともに、南側10ヘクタール部分では、市民の皆様が使用できるスポーツ・レクリエーションゾーンとしての整備を進めています。

本書につきましては、本市と米軍基地の関係や基地を取り巻く諸問題等について、市民の皆様にご理解を深めていただくためにとりまとめたものであり、本市ではこれを有効に活用し、基地問題により一層真摯に取り組んでまいり所存でございます。

最後に、刊行に際しましてご指導、ご協力をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年4月

相模原市長

本村賢太郎

# 目 次

## 第1章 市内米軍基地

1 沿革	1
(1) 旧日本陸軍時代	1
(2) 市と米軍基地の関係	3
(3) 在日米軍再編と市内基地	5
2 基地の概要	11
(1) キャンプ座間	12
ア 現況	13
イ 在日米陸軍	15
ウ 陸上自衛隊（座間駐屯地関係）	17
エ 主な出来事	19
(2) 相模総合補給廠	21
ア 現況	22
イ 主な出来事	25
(3) 相模原住宅地区	27
ア 現況	28
イ 主な出来事	29
3 米軍との協力・交流	33
(1) 米軍との協力	33
(2) 米軍との交流	35

## 第2章 航空機騒音問題

1 厚木基地の航空機騒音	37
(1) 沿革	37
ア 経過	37
イ 騒音訴訟	39
(2) 概要	41
ア 厚木海軍飛行場	41
イ 米海軍（厚木基地関係）	44
ウ 海上自衛隊（厚木基地関係）	45
2 ヘリコプター騒音	47
3 騒音問題への取組	48
(1) 本市・市議会の取組	48
(2) 国の取組	53
4 航空機事故	59

### 第3章 基地問題への取組

1 基地問題への取組	61
(1) 相模原市・相模原市米軍基地返還促進等市民協議会	61
(2) 市議会（基地対策特別委員会）	62
(3) 関係自治体等の連携	63
2 基地の返還及び共同使用	65
(1) これまでの経過と現在の状況	65
(2) 一部返還・共同使用要望箇所	68

### 第4章 基地にかかる交付金等

1 基地交付金・調整交付金	73
2 基地周辺的环境整備	75
3 再編交付金	80

### 資 料

①日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 （日米安全保障条約）	85
②日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく 施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 （日米地位協定）	87
③安全保障に関する日米協議の場	101
④日米合同委員会組織	102
⑤米軍基地返還手続	103
⑥返還財産の処分等	104
⑦厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置	111
⑧交付金等関係法令	113
・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律	
・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令	
・ 施設等所在市町村調整交付金交付要綱	
・ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律	
・ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令	
・ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	
・ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令	



# 第 1 章

## 市内米軍基地

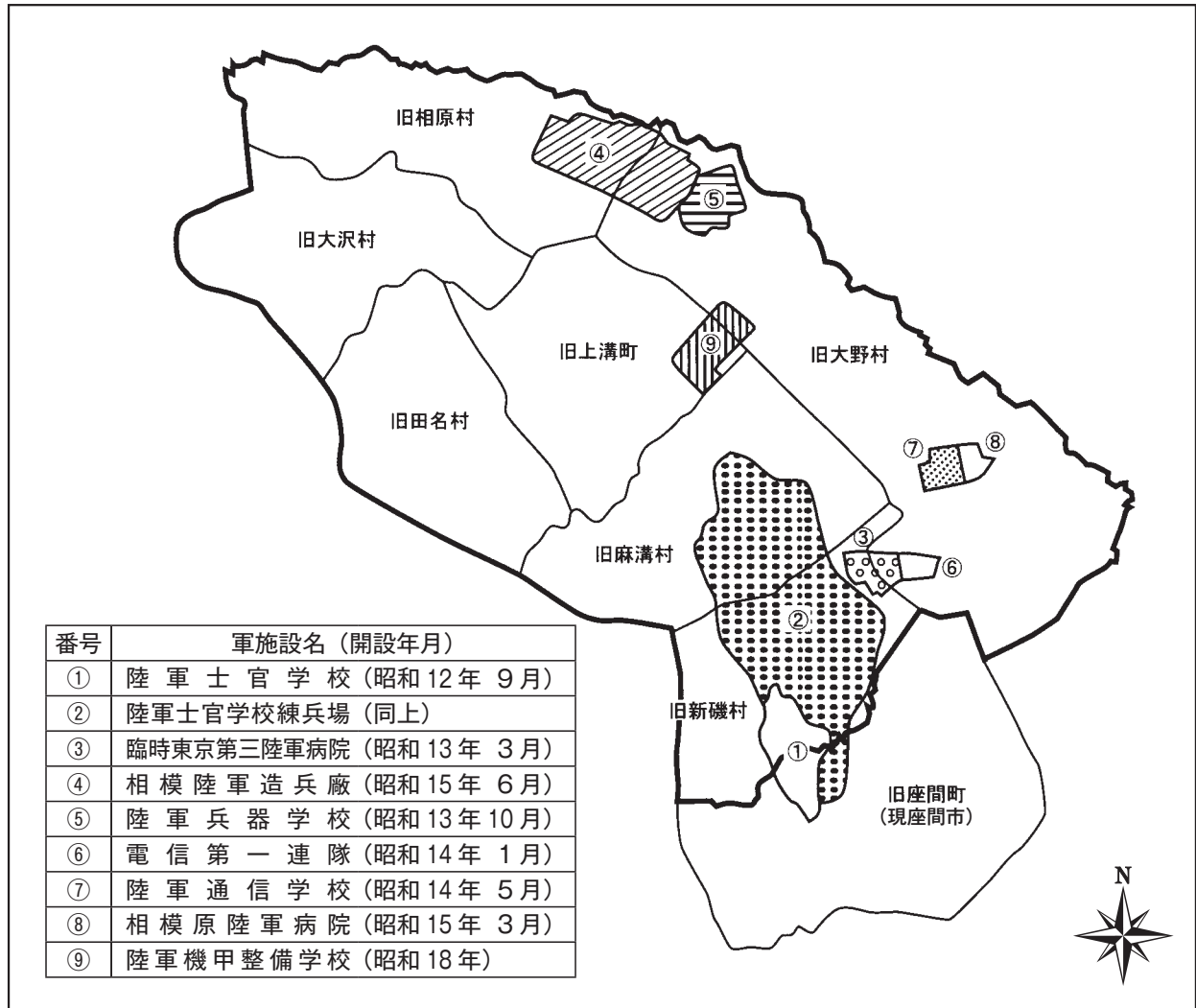








旧日本陸軍時代の軍施設配置図



陸軍士官学校



相模陸軍造兵廠

## (2) 市と米軍基地の関係

我が国は、昭和20年8月15日、米国、英国、旧ソ連、中国などによる無条件降伏勧告であるポツダム宣言を受諾し、第二次世界大戦は終結した。

その後、旧日本軍が建設した施設は連合軍占領政策のもと、陸軍士官学校を始め陸軍造兵廠、陸軍機甲整備学校、相模原陸軍病院など大半が米軍に接収されたが、終戦後の混乱期、これといった産業のない中で多くの労働力を必要とした米軍基地は、失業者の救済に大きな役割を果たした。

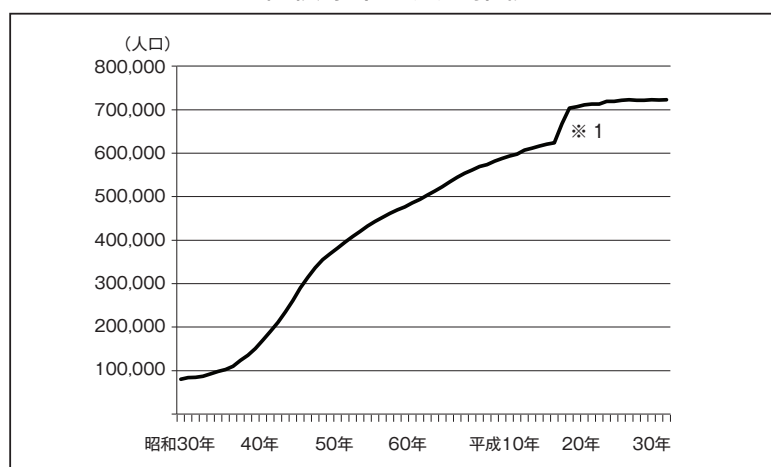
中でも相模総合補給廠(当時の米陸軍横浜技術廠相模工廠)には約5,000人もの基地労働者が働いていたといわれ、相模原は米軍基地労働者の町として全国から人々が集まり、活気と賑わいの様相を呈していった。人口が増え、昭和25年に始まった朝鮮戦争による特需が好景気をもたらしたことにより、町全体が活気を取り戻した昭和29年11月20日、県下10番目の市として人口8万人余の「相模原市」が誕生した。

その後、昭和30年に「相模原市工場誘致の奨励措置に関する条例」を制定し、昭和33年には「首都圏整備法」第1号の市街地開発区域としての指定を受けた。これらのことを契機とする企業の進出とそれに伴う人口の著しい流入が始まり、昭和42年から48年には年間2万人を超える人口が増加するなど、全国でもまれにみる人口急増都市となった。

このような急激な人口の増加は、本市の行財政に様々な影響を及ぼし、特に教育施設の不足に伴う毎年数校の学校建設は、本市財政を大きく圧迫した。このため、昭和50年には「こども急増びんぼうはくしょ(相模原市財政白書)」を発行し、本市財政の苦しさを国、県及び市民に広く訴えたこともあった。

こうした人口増加とそれに伴う都市化の進展の中、米軍基地の存在は、市民生活やまちづくりにおける大きな障害となっていった。このため本市では、昭和46年6月11日、市内米軍基地の早期返還と市民優先の跡地利用の実現を目的に、市議会や自治会を始めとした市内の広範囲にわたる団体で構成された相模原市米軍基地返還促進市民協議会(P61参照。以下「市民協議会」という。)を結成した。

相模原市の人口推移



※1 平成18年3月 相模原市・津久井町・相模湖町合併  
19年3月 相模原市・城山町・藤野町合併

市民協議会の活動等により、昭和49年11月にキャンプ淵野辺の全面返還、昭和56年4月に米陸軍医療センターの全面返還、そして平成26年9月には相模総合補給廠の一部返還が実現した。

しかしながら、市内には現在も3つの大きな米軍基地が所在し、市民生活やまちづくりを進める上で大きな障害となっていることから、本市では市民協議会とともに米軍基地の返還に向けた取組を進めている。



JR 横浜線 相模原駅周辺

### (3) 在日米軍再編と市内基地

第2次世界大戦以降、米国はソビエト連邦と対立していたが、平成3年にソビエト連邦が崩壊し、冷戦が終結すると、米国は世界各地に展開する米軍の配置等についての見直しに着手し、特に平成13年の同時多発テロ事件以降、テロや大量破壊兵器の拡散など新たな脅威に対応していくため、世界規模での米軍再編の動きが本格化した。平成15年に米国政府が米軍再編計画の指針を発表すると、在日米軍に関する情報も徐々に報道されるようになり、平成16年3月には米ワシントン州フォートルイスに拠点を置く陸軍第1軍団司令部をキャンプ座間に移転するとの報道がなされた。

これを受けて本市は、座間市とともに、再三にわたり防衛省や外務省に対し、情報提供と説明を求めるとともに、基地機能の強化、恒久化につながる計画には一切反対である旨を訴えたが、個別の基地に関する情報は提供されなかった。

平成17年2月、日米両政府による日米安全保障協議委員会<sup>トゥープラスツー</sup>(2+2)(P101参照)において、在日米軍の再編に関する協議を強化していくことが確認されたが、依然として具体的な情報はなかった。

本市は、市民協議会とともに、市民の基地問題への関心を高め、問題の早期解決に向けて市民総ぐるみで取り組むため、市内各所へのポスター・横断幕の掲示、基地問題講演会、署名活動、署名に基づく両国政府への要望活動などを実施した。署名活動においては、市民協議会の構成員による街頭署名や構成団体を通じた市民への呼び掛けにより、212,202人もの署名が集まり、会長である市長や副会長が首相官邸に赴き、署名簿を提出した。

こうした中、平成17年10月に開催された日米安全保障協議委員会では、「日米同盟：未来のための変革と再編(中間報告)」について承認がなされ、本市に対しては当時の横浜防衛施設局長から、次のとおり説明があった。



平成17年6月街頭署名活動



平成17年8月1日内閣総理大臣あてに署名簿を提出

	中間報告骨子	横浜防衛施設局説明
キャンプ座間	<米軍関係> ・在日米陸軍司令部を展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化  <自衛隊関係> ・陸上自衛隊中央即応集団（以下「CRF」という。）司令部を設置	<米軍関係> ・第1軍団司令部等を改編して設置 ・軍人約300人の増加 ・関連施設(駐車場、訓練施設、通信施設等)の増設 <自衛隊関係> ・人員は、司令部を支える部隊を合わせ約300人 ・実戦部隊は、ヘリコプターを含め配置しない。
相模総合補給廠	・災害救援等緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用	・陸上自衛隊の普通科連隊(人員約1,300人)を配置
相模原住宅地区	(記載なし)	・キャンプ座間の人員増加に伴う住宅建設

中間報告は、長年にわたり基地の整理・縮小・早期返還を国や米軍に求めてきた本市にとって新たな負担となり、基地の恒久化が懸念される内容であったことから、本市は、この中間報告を到底容認できないものとして、同年11月に市民協議会とともに「基地強化反対・早期返還を！緊急市民集会」を開き、集会における決議書を国や米軍に提出した。



平成17年11月13日緊急市民集会

その後も本市と市民協議会では、米国務長官及び国防長官への意見はがきを送る運動や横断幕の増設、要請活動を実施するなど、地元の負担軽減の実現に向けた取組を展開した。

こうした中、平成18年5月、日米安全保障協議委員会(2+2)において、「再編実施のための日米のロードマップ(最終報告)」が次のとおり承認された。

	最終報告骨子
キャンプ座間	<米軍関係> ・在日米陸軍司令部は、2008米会計年度(平成19年10月から20年9月)までに改編 <自衛隊関係> ・CRF司令部は、平成24年度までに移転 ・自衛隊のヘリコプターが、ヘリポートを共同使用(常駐はしない。)
相模総合補給廠	・司令部改編に伴い、戦闘指揮訓練センター <sup>※2</sup> 等の支援施設を設置 ・相模原駅北側の土地約15 <sup>㍿</sup> を返還 ・鉄道及び道路用地として土地約2 <sup>㍿</sup> を返還 ・野積場約35 <sup>㍿</sup> を緊急時や訓練実施時を除き、市民が利用(共同使用)
相模原住宅地区	・補給廠から移設される住宅と併せ、所要の住宅を整備

※2 戦闘指揮訓練センター

同センターの名称は、米軍の任務・運用が戦闘だけでなく、災害支援等幅広く行っていることから、平成23年開設時に「任務指揮訓練センター」に、またその後「任務訓練施設」に改められている。

平成16年以来、2年余りにわたって、市民総ぐるみで基地問題の解決に向けて取り組んだ結果、キャンプ座間に米軍及び自衛隊の新司令部が設置されることとなった一方、昭和56年の米陸軍医療センター返還以来の大規模返還となる、相模総合補給廠の一部返還・共同使用が承認され、相模原駅周辺地区における広域交流拠点としてのまちづくりと小田急多摩線の延伸に向けて、大きな前進となった。

また、「最終報告」には盛り込まれなかったが、本市が従来から要望していた、特に市民の利用のため必要な4箇所の返還(いわゆる返還4事案：P68～71参照)については、当時の防衛庁長官が、返還に向けて日米合同委員会の枠組みを活用して協議していくことを約束している。

さらに国は、米軍再編が防衛施設周辺の住民の生活の安定に及ぼす影響に配慮し、国全体として周辺住民の負担を軽減し、住民生活の利便性の向上、産業の振興など地域の一体的な発展に寄与するため、自治体に対し、「再編交付金(P80参照)」を交付することとした。

平成19年8月、在日米陸軍新司令部への移行チームが発足し、これに伴い第9戦域支援コマンドが解隊された。同年12月には第1軍団(前方)司令部が発足し、約90名の人員が配置されている。

相模総合補給廠の一部返還については、平成20年6月に日米合同委員会で合意され、平成26年9月に、返還の条件となっていた国による米軍住宅の移設工事などが完了したことから、米国政府から日本国政府への返還が実現した。

また、共同使用(約35<sup>㍿</sup>)については、平成22年10月、当時の在日米陸軍司令官と市長の間で覚書を取り交わし、約10<sup>㍿</sup>についてはスポーツ・レクリエーションゾーンとして市民が自由に入出入りし利用できるものとし、約25<sup>㍿</sup>については本市が事前に米軍と調整し、許可を受けてイベントや防災訓練等に使用できることとした。平成23年2月には、国有財産地方審議会において都市公園敷地として本市に貸し付ける方針が決定し、平成24年6月に日米合同委員会で合意された。平成27年12月、共同使用区域の利用や管理、スポーツ・レクリエー

ションゾーン(約10㌔)の整備等に向けた現地実施協定を国、米軍及び本市との間で締結し、共同使用が開始された。

なお、本市では、平成27年11月にごみの受入れに関する覚書を締結し、平成28年12月から市内の3つの米軍基地から排出される事業系一般廃棄物のうち、市清掃工場において焼却が可能である一般ごみの受入れを開始した。これに伴い、キャンプ座間にある老朽化した焼却施設は、稼働を停止した。

### 在日米軍再編の年表

平成16年3月 2日	「米政府が、陸軍第1軍団司令部をキャンプ座間に移転させる構想について、日本政府に打診していることが分かった」との新聞報道(以降、関連報道が相次いだ。)直ちに県、座間市とともに外務省に事実確認と情報提供を申入れ(以降、随時情報収集)
6月14日	地元意向の尊重を米政府に求めてもらうよう、訪米する県知事に座間市と共同要望司令部移転反対と情報提供を座間市と共同要請(外務大臣)
22日	米海兵隊のキャンプ座間移転報道を受け迅速かつ的確な情報提供を座間市と共同で緊急要請(外務大臣)
7月16日	相模原市米軍基地返還促進等市民協議会実行委員会で、第1軍団司令部等の移転について反対の意思を確認
26日	迅速かつ的確な情報提供と説明を座間市と共同要請(防衛庁長官)
28日	第1軍団等移転反対を座間市と共同要請(外務大臣、官房長官、米国大使)
8月 9日	市内基地の強化・恒久化反対を市民協議会が要請(外務大臣、官房長官、防衛庁長官、米国大使等)
10月13日	第1軍団等移転反対を座間市と共同要請(外務大臣、防衛庁長官、官房長官)
14日	第1軍団等移転反対を市民協議会が要請(外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、官房長官)
11月19日	市内基地の強化・恒久化反対を市民協議会が要請(内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛庁長官)
平成17年1月26日	再編協議における地元意向への配慮を座間市と共同要請(外務大臣)
2月19日	日米安全保障協議委員会(2+2)開催 日米の共通の戦略目標、及び今後の日米の安全保障・防衛協力の強化を確認(自衛隊と米軍の役割・任務・能力の検討を継続。在日米軍の再編に関する協議を強化)
3月22日	第1軍団等移転反対を、市民協議会と「キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会」(会長：座間市長)が共同要請(外務大臣、防衛庁長官)
4月 7日	外務副大臣が市内基地と周辺市街地を視察し、市長と意見交換
5月23日	市民協議会実行委員会開催(署名活動の具体的活動内容を決定。要望は6項目)
6月12～14日	市民協議会役員が市内6駅で署名活動
8月 1日	署名簿を添えて「基地問題の早期解決を求める」要望(内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛庁長官) ※署名者数 212,202人(市内204,218人、市外7,984人)
16日	上記要望(米国大使)
26日	米國務長官、国防長官に宛て、移転計画撤回と基地の早期返還を求める市民協議会会長の書簡を送付

平成17年9月30日	「在日米軍再編に関する地元への情報提供等を求める文書照会」(外務大臣、官房長官、防衛庁長官)
10月19日	相模総合補給廠強化案に反対し町田市と共同要請(外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官)
29日	日米安全保障協議委員会(2+2)開催。「中間報告」を発表
31日	横浜防衛施設局長が訪れ、「中間報告」に関し正式説明
11月13日	「基地強化反対・早期返還を！緊急市民集会」(市民協議会主催。市民会館ホール、参加者1,710名) 集会後、決議書を補給廠及びキャンプ座間に提出
17日	防衛庁長官、防衛施設庁長官が来訪。市長・議長と意見交換(緊急市民集会決議書及び市議会決議書を手交)
18日	外務大臣、米国大使に緊急市民集会決議書及び市議会決議書を提出
12月8日	緊急市民集会の決議書を提出し、要請(内閣総理大臣、官房長官)
平成18年1月19日	市自治会連合会が「米軍基地強化反対市民大会」を開催(相模原駅前公園、参加者1,200名)。要請文を採択後、補給廠外周を行進
3月23日	地元負担軽減の拡大を市民協議会とともに要請(外務大臣、防衛庁長官等)
30日	市長・県知事・座間市長の三者が防衛庁長官に要請
4月25日	市長と防衛庁長官が会談。「最終報告」に向けた日米協議の状況について説明を受けるとともに、負担軽減の実現への努力を要請
5月1日	日米安全保障協議委員会(2+2)開催。「最終報告」を発表
30日	在日米軍再編に関する実施方針を閣議決定
平成19年5月30日	「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」公布
8月31日	在日米陸軍新司令部への移行チーム発足
9月15日	キャンプ座間の第9戦域支援コマンド解隊
10月31日	防衛省(旧防衛庁及び防衛施設庁)が相模原市を再編関連特定周辺市町村に指定
12月19日	米陸軍第1軍団(前方)司令部発足
平成20年6月6日	相模総合補給廠の一部返還について、日米合同委員会で合意
平成21年3月5日	CRF司令部の施設用地の共同使用について、日米合同委員会で合意
9月17日	相模総合補給廠一部返還に伴う国の施設整備について、日米合同委員会で合意
平成22年2月18日	CRF司令部移駐に伴う施設の移設工事について、日米合同委員会で合意
3月5日	相模総合補給廠の共同使用について、在日米陸軍司令官と協議
4月8日	相模総合補給廠の共同使用について、在日米陸軍司令官、南関東防衛局(旧横浜防衛施設局)長と協議
5月28日	日米安全保障協議委員会(2+2)開催 「最終報告」における再編案の着実な実施を確認
10月6日	相模総合補給廠の共同使用に関する覚書を在日米陸軍司令官と締結
12月27日	相模総合補給廠の共同使用区域を公園として使用することについて南関東防衛局に申請
平成23年2月24日	相模総合補給廠の共同使用区域を都市公園敷地として市に貸し付けることについて、国有財産関東地方審議会で承認
8月4日	相模総合補給廠の(戦闘指揮訓練センター改め)任務指揮訓練センター(現 任務訓練施設)完成
11月17日	米軍再編に伴う国の施設整備等について、日米合同委員会で合意



平成24年6月29日	相模総合補給廠の共同使用について、日米合同委員会で合意
7月16日	相模総合補給廠の訓練支援センター完成
平成25年3月26日	CRF司令部移転完了、座間分屯地は座間駐屯地に格上げ
6月13日	相模総合補給廠の一部返還・共同使用にかかる国の条件工事の実施について、日米合同委員会で合意
12月12日	米軍再編に伴う国の施設整備等について、日米合同委員会で合意
平成26年4月15日	相模総合補給廠の共同使用区域の市条件工事に係る現地実施協定を在日米陸軍基地管理本部司令官と締結
5月29日	米軍再編に伴う国の施設整備等について、日米合同委員会で合意
9月30日	相模総合補給廠の約17%が米国政府から日本国政府へ返還
平成27年12月2日	相模総合補給廠の約35%の共同使用の開始
平成28年12月1日	キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区から排出される一般廃棄物の受入れを南清掃工場を実施
平成29年1月31日	キャンプ座間における焼却施設の稼働を停止
平成29年4月22日	相模総合補給廠一部返還地において、南北道路の暫定整備が完了し、供用開始
平成30年3月26日	相模総合補給廠一部返還地において、東西道路の暫定整備が完了し、供用開始
平成30年3月27日	CRFを廃止し、陸上総隊司令部日米共同部が発足 陸上自衛隊第4施設群に所属する第364施設中隊が駒門駐屯地から座間駐屯地に移駐
平成30年3月30日	厚木基地の空母艦載機航空機部隊の岩国基地への移駐が完了

## 2 基地の概要

本市には、日米安全保障条約とそれに基づく日米地位協定により、キャンプ座間、相模総合補給廠、相模原住宅地区の3つの米軍基地が所在しており、その面積は約429<sup>ヘクタール</sup>で、市域面積の約1.3%を占めている。

それぞれの基地では、米軍人、米軍属のほか、日本人従業員も働いている。

### 市内米軍基地の概要

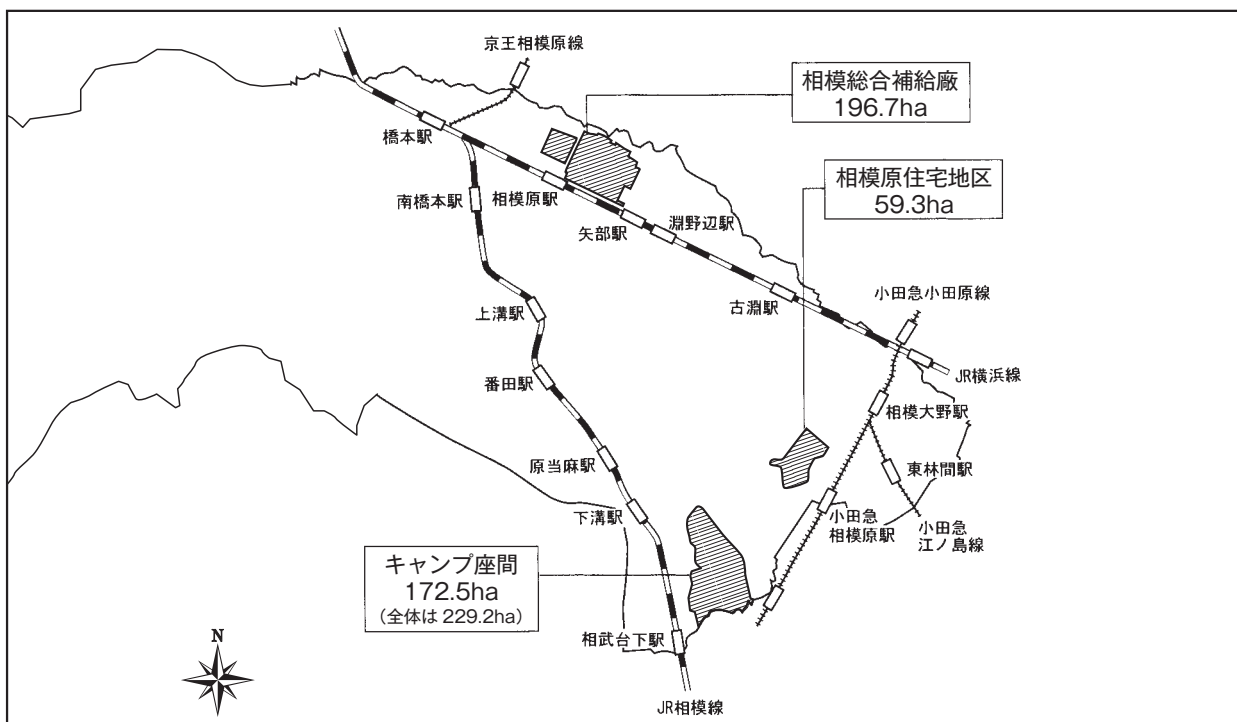
(平成31年3月末日現在)

施設名		キャンプ座間	相模総合補給廠	相模原住宅地区
所在地		磯部、新戸、座間市	矢部新田、上矢部、小山	上鶴間
土地面積 合計	(ヘクタール)	229.2	196.7	59.3
	(㎡)	2,292,266	1,967,399	593,418
内訳 (㎡)	国有	2,282,795	1,967,283	506,693
	市有	1,119	101	4,929
	民有	8,352	15	81,796
	相模原市域分	1,725,434		
	座間市域分	566,832		
主な施設		在日米陸軍司令部等の施設	物資の保管倉庫、修理工場	住宅施設、厚生施設
日本人従業員数 ※3		1,627	569	117
住宅戸数 ※4		399		678
居住者数 ※4		1,046		1,227

※3：令和元年10月末日現在

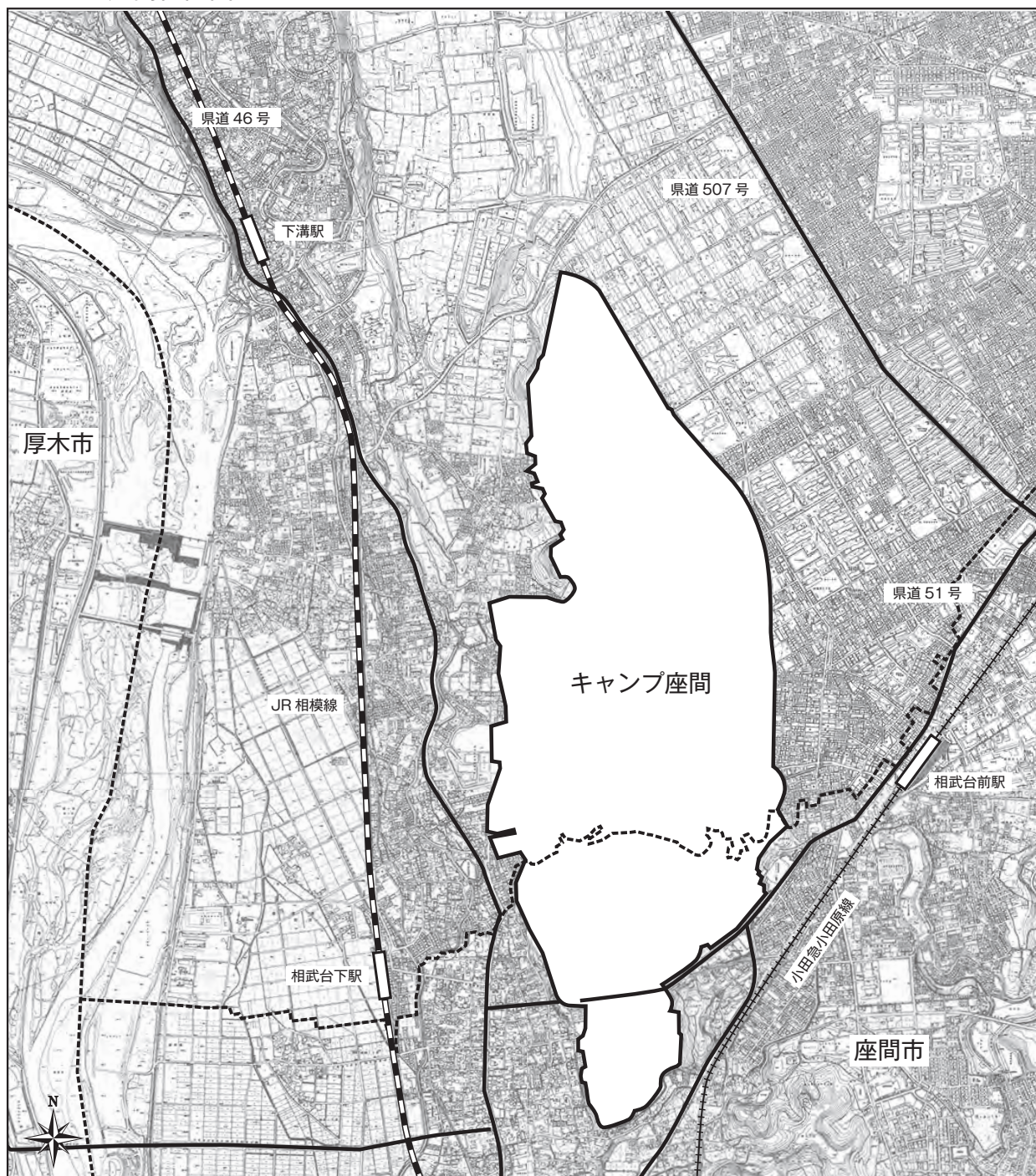
※4：平成31年1月1日現在

### 市内米軍基地位置図



# (1) キャンプ座間 (FAC 3079)

キャンプ座間位置図



所在地		相模原市南区磯部、新戸、座間市	
面積	国 有	2,282,795㎡	相模原市域分面積 1,725,434㎡
	市 有	1,119㎡	
	民 有	8,352㎡	座間市域分面積 566,832㎡
	合 計	2,292,266㎡	
接 収 年 月 日		昭和 20 年 9 月 2 日	

## ア 現況

キャンプ座間は、昭和12年9月、旧日本陸軍士官学校が開設されたところであり、戦後は引き続き在日米陸軍の本拠地として使用されている施設である。同基地は本市と座間市にまたがる丘陵地帯に位置し、基地面積全体の75%が本市に属している。また、県道51号(通称行幸道路)により基地が南北に分断されている。

本市域には、基地の全面積の約1/5を占めるゴルフ場や学校施設(中・高等学校)、公園(デューイパーク)、カミサリー(食料品等販売店)、さらには約500mの滑走路を有するヘリポート、イーグルズネストと呼ばれる高級将校用住宅区域を始め、家族用・独身用の住宅などがある。一方、座間市域には、米国防総省(ペンタゴン)を模した司令部などの中枢機能を有する施設や野球場、サッカー場、体育館などのスポーツ施設、郵便局、図書館、劇場、教会などの公共施設がある。

また、キャンプ座間にはいわゆるテナント機関として、アメリカ国際赤十字社が置かれている。



在日米陸軍司令部



在日米陸軍基地管理本部



家族用高層住宅



デューイパーク



中学校・高等学校



体育館



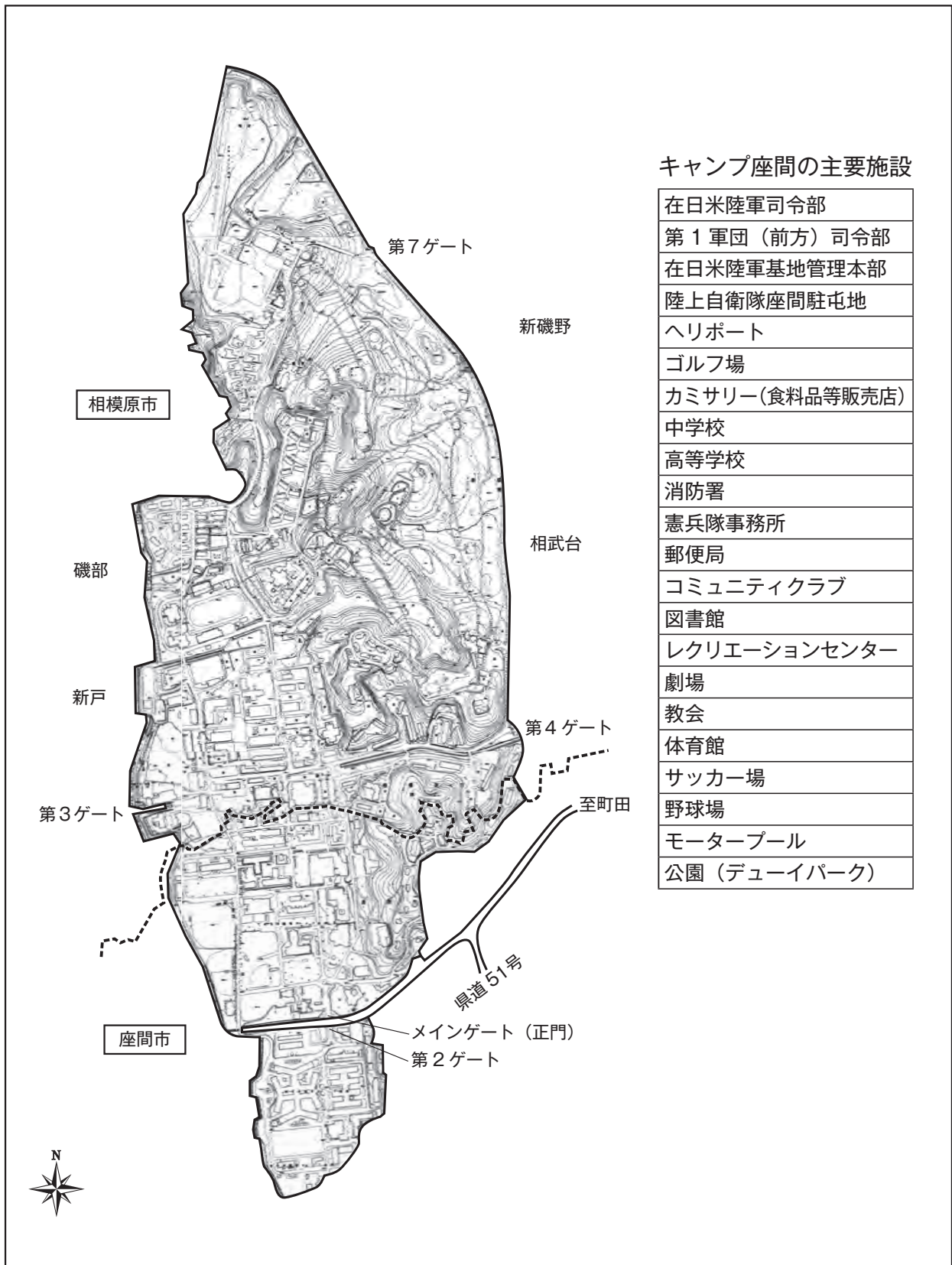
コミュニティクラブ



劇場



消防署



キャンプ座間の主要施設

在日米陸軍司令部
第1軍団(前方)司令部
在日米陸軍基地管理本部
陸上自衛隊座間駐屯地
ヘリポート
ゴルフ場
カミサリー(食料品等販売店)
中学校
高等学校
消防署
憲兵隊事務所
郵便局
コミュニティクラブ
図書館
レクリエーションセンター
劇場
教会
体育館
サッカー場
野球場
モータープール
公園(デューイパーク)

## イ 在日米陸軍

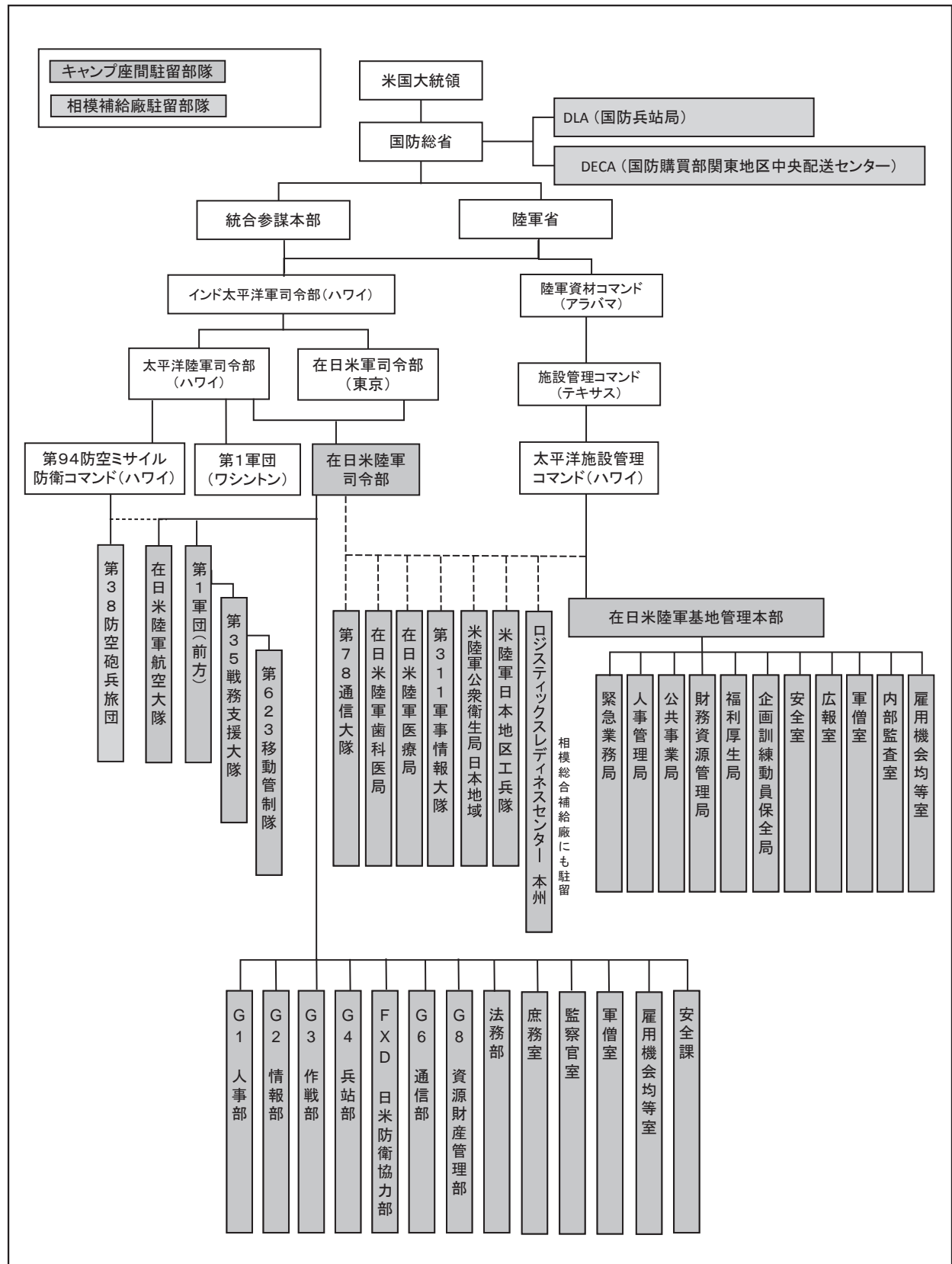
在日米陸軍の任務は、日本の防衛、極東の平和と安全の維持、管轄域内の災害救援支援及び日本国内での災害や緊急事態対処、各種物資の補給、保管、修理など、いわゆる後方支援業務の指揮命令系統の統轄である。この他には、在日米軍司令部(横田基地)や上部組織との連絡調整業務、自衛隊との共同訓練等の計画などを行っている。

また、キャンプ座間には在日米陸軍基地管理本部が駐留し、在日米陸軍の施設(下表のとおり)の維持管理、厚生施設等の充実、各種物資の補給・保管・修理、日本側との友好親善を促進するためのコミュニティ関係業務や軍人等の福利厚生業務などを行っている。

### 在日米陸軍基地管理本部の主な管理施設

施設名	所在地
キャンプ座間	相模原市、座間市
相模総合補給廠	相模原市
相模原住宅地区	相模原市
横浜ノース・ドック	横浜市
赤坂プレス・センター	東京都港区
車力通信所	青森県つがる市
経ヶ岬通信所	京都府京丹後市
秋月弾薬庫	広島県江田島市
川上弾薬庫	広島県東広島市
広弾薬庫	広島県呉市
トリイ通信施設	沖縄県読谷村
陸軍貯油施設	沖縄県うるま市 ほか

# 米陸軍組織（市内基地関係）



## ウ 陸上自衛隊（座間駐屯地関係）

キャンプ座間では、昭和46年から陸上自衛隊の部隊（現在の第4施設群を始めとした東部方面隊の隷下部隊）が座間分屯地として基地の一部の共同使用を始めた。

平成18年の在日米軍再編の「最終報告」において、在日米陸軍司令部の改編（第1軍団（前方）司令部の発足）とともに、日米間の連携を強化するため、CRFの司令部を朝霞駐屯地から座間分屯地へ移転することが決定された。

平成21年には、キャンプ座間内の陸上自衛隊第4施設群の北側隣接地に司令部庁舎・隊舎等用地約3.8㍊の共同使用が日米合同委員会において合意され、移転に伴う施設の整備が開始された。

平成25年3月25日、施設整備の完了とともに、キャンプ座間内のヘリポートの共同使用が日米合同委員会において合意された。

翌3月26日、CRF司令部の朝霞駐屯地からの移転が完了し、第4施設群を含む改編が行われ、座間分屯地は座間駐屯地となった。これにより、座間駐屯地の人員は約270人から約570人となった。

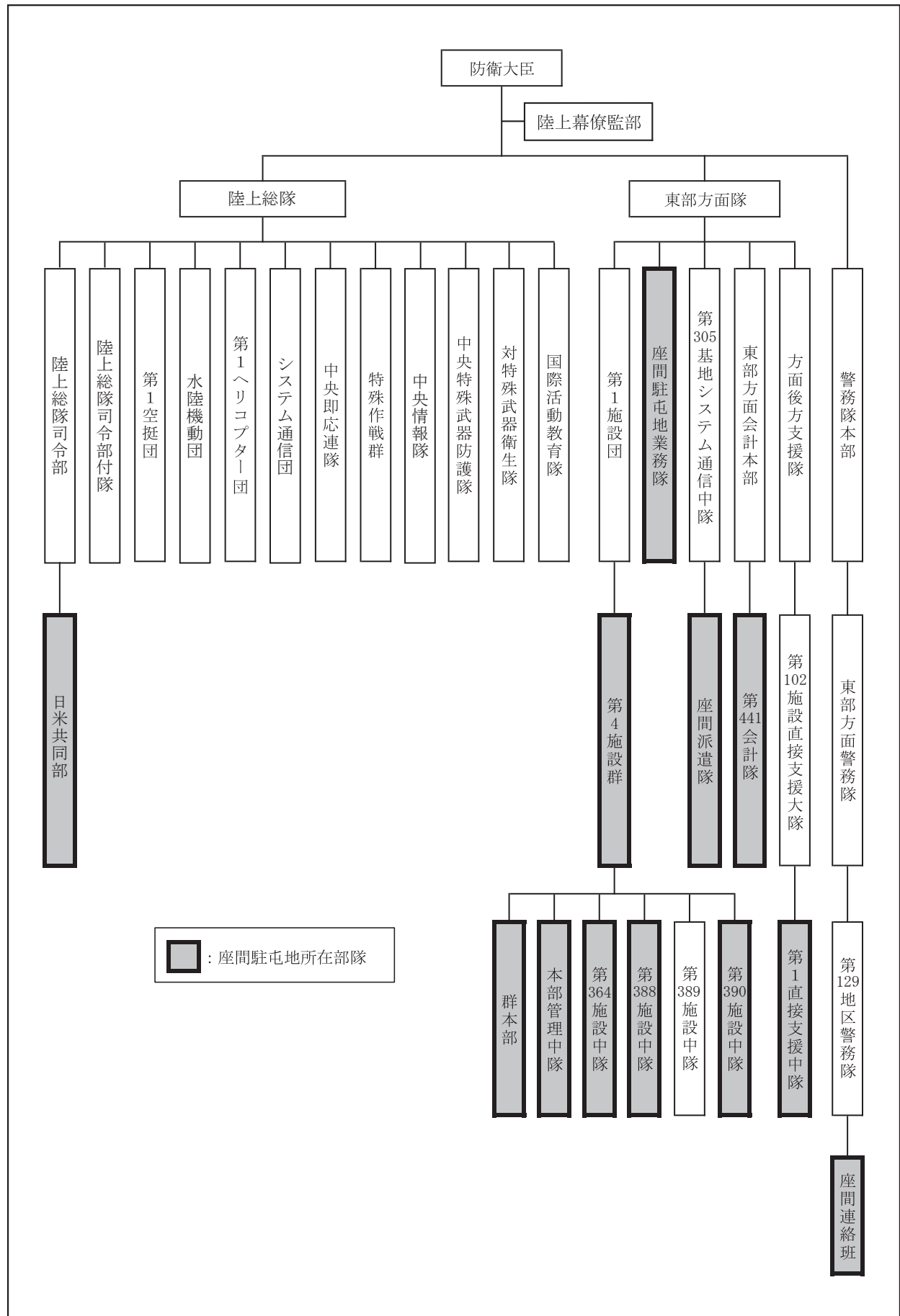


陸上総隊司令部日米共同部

その後、陸上自衛隊座間駐屯地においては、平成30年3月27日、陸上自衛隊の各種部隊等の迅速・柔軟な一体的運用を可能とする陸上総隊司令部が朝霞駐屯地に新設されたことに伴い、CRFは廃止された。また、座間駐屯地には、在日米陸軍等との調整を行う陸上総隊司令部日米共同部が新たに配置されるとともに、陸上自衛隊駒門駐屯地から第4施設群に所属する第364施設中隊が移駐した。これにより、座間駐屯地の人員は約590人から約490人となった。なお、この改編に伴い、座間駐屯地司令はCRF幕僚長から第4施設群長に変更となり、駐屯地に所在する部隊等の代表として渉外に関する業務を兼務することとなった。



陸上自衛隊組織（キャンプ座間関係）



## エ 主な出来事

### (ア) 市道新戸相武台拡幅事業

市道新戸相武台は、キャンプ座間の第3ゲート付近(新戸側)から基地内を横断し、第4ゲート付近(相武台側)へ通じる道路で、昭和11年から12年頃、旧日本陸軍により建設されたものであり、米軍の接收後は、基地の存在により分断された新戸地区と相武台地区を結ぶ道路として、米軍との共同使用により多くの市民が利用している。

同市道は、路面の老朽化や歩道がないことから、昭和57年から61年にかけてトンネル部分を除く道路の拡幅と歩道の整備を行ったものの、トンネル部分の道路幅員が狭いため、車両の通行が時間帯により制限(一方通行)されており、市民からは、拡幅再整備の要望が幾度となく寄せられていた。こうしたことから、本市では、国及び米軍と協議を重ね、平成15年10月に拡幅再整備に向けた共同使用区域の拡大を当時の横浜防衛施設局長に申請し、平成18年3月、日米合同委員会において承認された。

本市は、平成23年度から道路の本体工事に着手し、平成30年度までにトンネル部を含む590m区間及び拡幅整備に伴う橋りょう2基の架替工事を完了した。引き続き、本事業の完了に向けた整備を行っている。

本事業の総事業費は約86億円で、防衛省の「民生安定施設助成事業(P76参照)」(補助率75%)の補助金を受けて実施している。

なお、新戸側及び相武台側において同市道に接道する道路が狭いため、同道路の拡幅が課題となっている。

### (イ) キャスナーヘリポート付近斜面地及び勝坂歴史公園崖崩れ問題

平成26年10月6日、台風の影響により激しい降雨があり、キャンプ座間のキャスナーヘリポート付近の斜面地で崖崩れが発生し、近接の勝坂歴史公園、民有地及び市道に土砂が流出した。本市は、直ちに国・米軍とともに現場の状況確認を行うと、キャスナーヘリポート脇のフェンス(2重フェンスの外側)約20mが基礎から崩れ、さらに勝坂歴史公園の雑木林の斜面部分が崩れていた。崩れた土砂については、ゲートボール場の脇の道、民有地及び市道に達しており、堆積土砂は約15cmにも及んでいた。

本市において流出した土砂の撤去を行うとともに、国・米軍及び本市で土嚢<sup>のう</sup>を設置するなど、緊急的な対応を実施するとともに、平成27年5月、国において2次災害を防止するための応急工事が実施された。

また、本市では、国・米軍に対し、米軍基地内の雨水排水設備が台風などの豪雨にも耐え得るものなのか、また、維持管理が適切に行われているかなど、再度、点検・調査を行い、基地内からの雨水や土砂の流出、フェンス付近の樹木等の維持管理について、周辺地域に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じることなどを要請した。

なお、国において、令和2年度以降に恒久的対策工事を実施する予定となっている。

#### (ウ) 炭疽菌<sup>そ</sup>の保管等について

平成27年6月13日、外務省から神奈川県を通じて、米国防総省の発表についての説明があった。説明では、「米国防総省の訓練及び技能試験プログラムの一環として、平成17年に、不活性と思われる炭疽菌のサンプルが米国ユタ州に所在する米陸軍施設であるダグウェイ試験場からキャンプ座間に送付されていた。

米国防総省による調査の結果、同試験場から米国内外の施設に送付されたサンプルのいくつかは、低レベルの生きた炭疽菌を含んでいたことが断定された。キャンプ座間に送付されたサンプルに生きた炭疽菌が含まれていたか否かは、同サンプルが平成21年に廃棄されていることから、断定できない。

平成27年6月に行われたキャンプ座間研究所の在庫検査により、サンプルは残っていないことが確認された。同サンプルは、廃棄されるまでの間、厳格な管理下で輸送及び保管をされていたため、同サンプルに関する感染事例はなく、また、研究所の職員や日本国内に対する健康上のリスクも存在しない。」とのことであった。

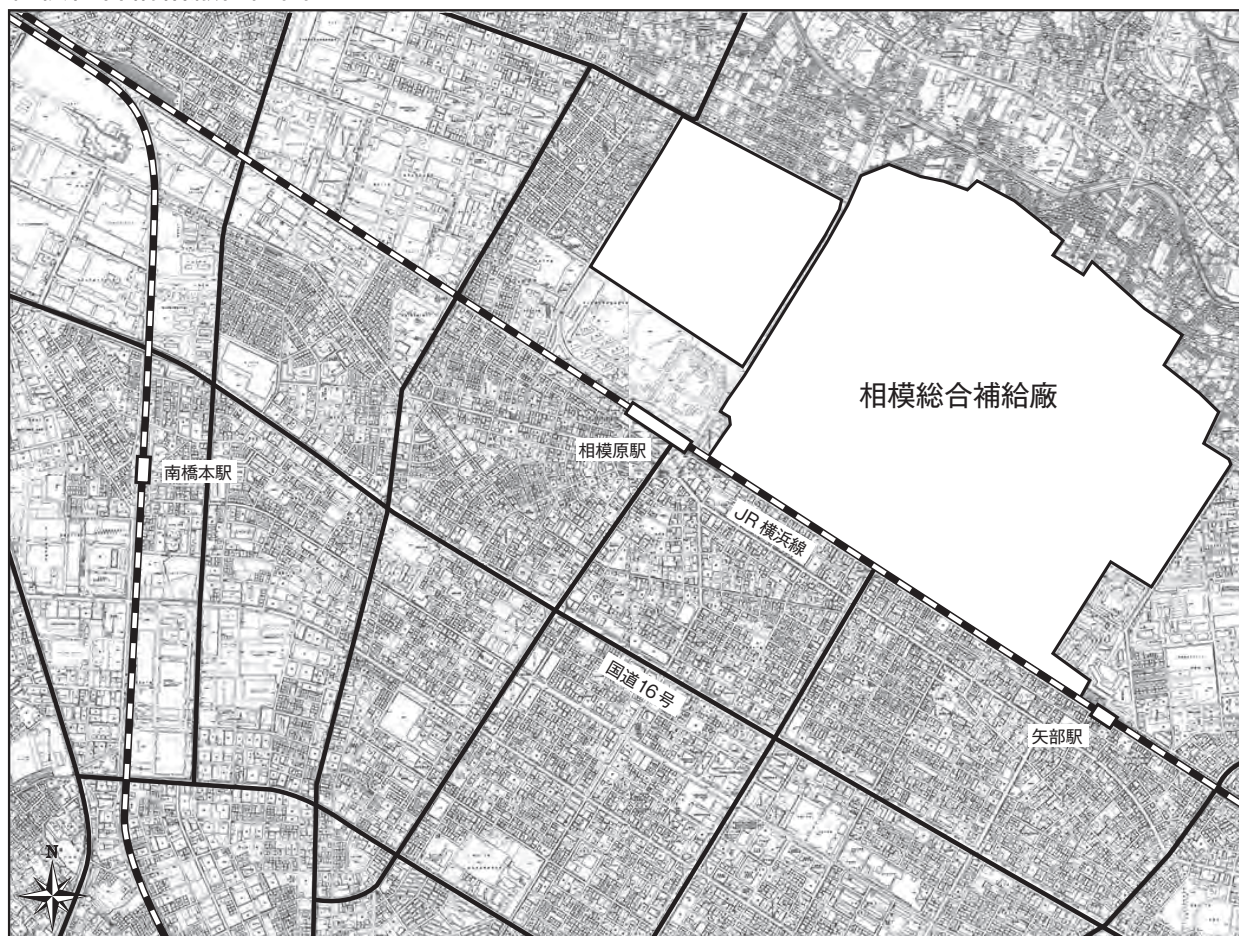
同説明を受け、本市は、直ちに外務大臣及び在日米陸軍司令官宛に詳細な情報提供を求める要請を行った。

さらに、平成27年7月13日、米国防総省の研究所による炭疽菌の誤送付を受け、米国防総省は、調査委員会を設置して根本的原因等についての調査を行い、その結果を発表した。その中では、「米国防総省の研究所では、内部の実施要領を遵守していたが、実施要領には、殺菌するための放射線照射量、不活性化確認テスト等について不備があった。ダグウェイ試験場については、不活性化確認テストに過小な量のサンプルを使用したことと、炭疽菌を殺菌するための放射線照射と不活性化確認テストとの間の期間が短すぎたことが誤送付の要因として考えられる。」とのことであった。

また、外務省からの情報提供では、炭疽菌サンプルの送付は、キャンプ座間の公衆衛生研究所において、日本国民や米軍関係者を炭疽菌の脅威から防護する観点から、検知機器が正しく作動することを確認するために行われたものであり、新たな検知機器の導入により、サンプルを用いた試験は平成22年に終了したため、炭疽菌サンプルの送付は不要になったとのことであった。

## (2) 相模総合補給廠 (FAC 3084)

相模総合補給廠位置図



(平成 31 年 3 月末日現在)

所在地		相模原市中央区 矢部新田、上矢部、小山
面積	国有	1,967,283㎡
	市有	101㎡
	民有	15㎡
	合計	1,967,399㎡
接収年月日		昭和 24 年 12 月 20 日

## ア 現況

相模総合補給廠は、戦前、旧日本陸軍相模陸軍造兵廠として使用され、戦車や砲弾等を製造し、1万人余の従業員が働いていたといわれる施設である。昭和24年に米軍に接收された後は、朝鮮戦争やベトナム戦争に伴い、在日米陸軍の主要な補給基地としての性格を持つようになり、約5,000人も日本人従業員が働くなど、その規模は東洋一といわれた。しかし、ベトナム戦争の終結、その後の米国政府のアジア政策の変更や東西冷戦の終結などにより基地機能が次第に縮小され、現在に至っている。

同基地は、JR横浜線相模原駅から矢部駅までの北側一帯を占め、面積は約196.7㍍と本市では最大の規模を有している。補給基地としての性格上、巨大な倉庫群や修理工場が立ち並んでいるが、造兵廠時代からある建物をそのまま使用しているものも多いため、老朽化がかなり進んでおり、最近では、徐々に取り壊しや改修が行われている。

こうした建物のほか、第38防空砲兵旅団の司令部、野球場、ボウリング場、サッカー場などのスポーツ施設が設置されており、司令部の近くには、造兵廠時代に建てられた相模神社が神社公園(シュラインパーク)として整備され、今も残されている。

また、第35戦務支援大隊が、支援を行う部隊のための展開・撤収・戦務維持の計画や調整、作戦地域の設営・運営など、いわゆる兵站業務を任務とし、相模総合補給廠に駐留していたが、平成29年10月、キャンプ座間の既存の建物内に移駐した。



第38防空砲兵旅団司令部



車両修理工場

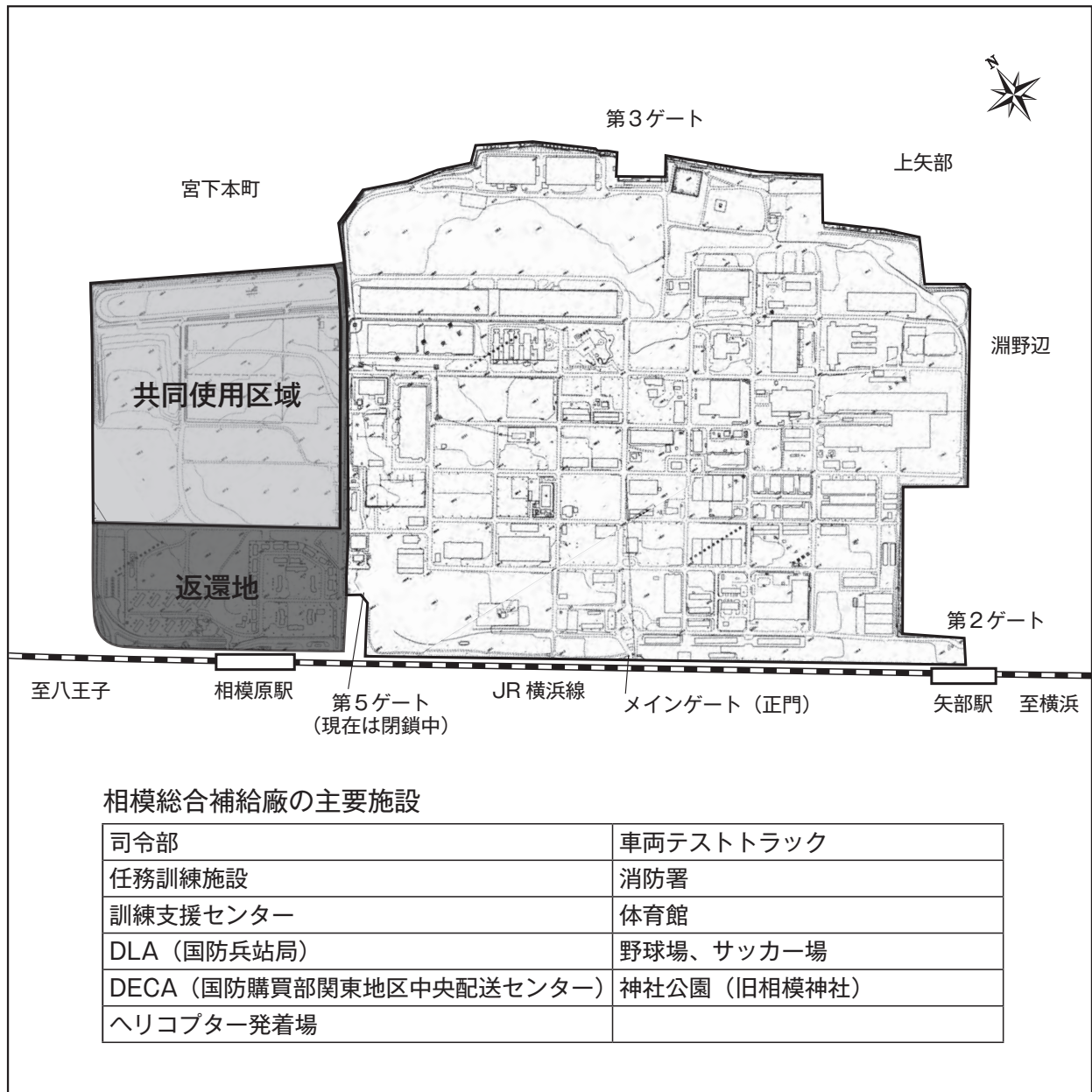


神社公園

平成18年の在日米軍再編の「最終報告」に関連した施設整備として、平成23年に任務指揮訓練センター(現 任務訓練施設)、平成24年に訓練支援センターが建設されている。また、同「最終報告」において相模原駅北側の一部約17㏍の返還と約35㏍の共同使用が承認され、一部返還は平成26年9月30日に実現した。この返還に伴い、相模原駅に隣接していた家族用住宅(88戸)が、相模原住宅地区へ新設移転されている。平成29年4月22日には、一部返還地で暫定整備を行っていた南北道路を、平成30年3月26日には、同じく暫定整備を行っていた東西道路の供用を開始した。

なお、平成27年度及び28年度に防衛省が返還された約15㏍において行った土壌調査により、土壌含有量基準値を超える鉛及びその化合物が検出された。また、平成29年度から、一部返還地のうち、更地部分の約4.7㏍を暫定利用できるよう、財務省から管理を受託し、鉛及びその化合物が検出された箇所にアスファルトによる封じ込め措置を行うとともに水道設備を敷設し、平成30年度から市民がイベント等に利用できる広場として、一般利用を開始した。

同基地北側のフェンス沿いに上矢部地区と宮下地区を連絡する地区幹線の役割を備えた道路を整備するための一部返還(約8,900㎡)が、平成25年10月17日、日米合同委員会において合意された。その後、返還のための条件工事等について国及び米軍と協議を行い、平成29年3月1日に現地実施協定を締結し、平成30年度末に米軍との間でフェンスの移設工事等の詳細についての協議を完了した。引き続き、返還のための整備を進めている。



相模総合補給廠の主要施設

司令部	車両テストトラック
任務訓練施設	消防署
訓練支援センター	体育館
DLA (国防兵站局)	野球場、サッカー場
DECA (国防購買部関東地区中央配送センター)	神社公園 (旧相模神社)
ヘリコプター発着場	

## イ 主な出来事

### (ア) 共同使用区域(約35㌔)

相模総合補給廠の共同使用については、平成22年10月6日に当時の在日米陸軍司令官との間で締結した覚書を基本とし、国、米軍及び本市の三者で、共同使用区域の利用や管理の方法、施設整備の内容について協議を行ってきた。平成24年6月29日、日米合同委員会において共同使用について合意され、平成27年12月2日、共同使用区域の利用や管理、スポーツ・レクリエーションゾーン(約10㌔)の整備等に向けた現地実施協定を国、米軍及び本市との間で締結し、同日、南関東防衛局から本市に提供国有財産一時使用許可書が交付され、共同使用を開始するに至った。

共同使用区域の約35㌔は、約10㌔と約25㌔の南北2つの区域をフェンスで区切り、約10㌔部分については、市民が自由に入場し利用する「スポーツ・レクリエーションゾーン」として利用することとなり、また、約25㌔部分については、本市が使用するときには、事前に在日米陸軍と調整し許可を受け、イベントや防災訓練等に使用できるようになった。

本市では、約10㌔のスポーツ・レクリエーションゾーンの整備のための基本計画の策定、土壌調査及び実施設計を行い、平成30年度から整備工事に着手している。

令和元年11月、共同使用区域約35㌔を利用した初のイベントとして、「さがみはらサイクルフェスティバル」が実施された。

### (イ) 倉庫爆発火災

平成27年8月24日未明、同基地内の倉庫において、爆発を伴う火災が発生した。事故現場は、酸素ボンベ等が保管されていた、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)平屋建の倉庫であった。同日午前1時ごろ、本市消防局は在日米陸軍からの依頼に基づき、13隊・51名の消防隊員(消防車14台)を出動させ、倉庫内に酸化物等が保管されている可能性があること及び周囲への延焼の危険がないことを確認した。また、同基地外の被害状況については本市消防1隊が出動し、飛散物等は無いことが確認された。

本市は、市街地に位置する同基地でこのような事態が起きることは、多くの市民にこのうえない不安を与えるとともに、安全・安心な市民生活を脅かすものとして在日米陸軍及び防衛省に強く抗議した。さらに、相模原市議会は、在日米陸軍に対して、速やかな原因究明に努めること、原因究明にあたっては、最終的な調査結果を発表する前においても、適時適切な情報提供に努めること、究明された原因に基づき、爆発・火災を生じた倉庫以外の倉庫も含め、再発防止に向けた万全な安全対策を講じることを決議した。

これに対し、在日米陸軍は、調査機関による調査を実施した。平成27年12月4日、防衛省及び外務省を通じて調査状況の情報提供があり、確実な事故原因の特定には至っていないが、酸素ボンベの1つに欠陥のあるガスケット又は機能不全のバルブがあったことが火災の原因として最も可能性が高いとのことであった。本市では、引き続き原因究明に努め、その結果を報告すること、基地内の安全対策について万全な措置を講じるとともに、今回の再発防止策について、在日米陸軍の立会いのもと、消火設備等の安全点検の状況を本市消防局に確認させるこ



とを要請した。その後、平成28年1月15日、防衛省から在日米陸軍が酸素ボンベ等の撤去を行ったが、火災原因については引き続き調査中との報告があった。

平成28年11月1日、防衛省及び外務省から、事故原因等に関する最終の調査結果が報告された。報告によると事故原因の特定はできなかったものの、調査結果と科学的知見から、「酸素ボンベの1つにガasketの欠落又はバルブの機能不全があり、そこから漏れ出した酸素がバルブを振動させ、何らかの拍子に発生した火花が蓄積されていた塵等の可燃物に引火し、燃え広がったものと思われる。さらに、発生した火災による熱で付近の酸素ボンベが過熱され、次々に破裂したものと考えられる。」との米側の見解が示された。また、在日米陸軍立会いのもと、本市職員が同基地に立入り、同事故を踏まえた米軍の再発防止策について確認を行った。米軍の再発防止策は、①消火設備の点検、②物品管理リストの共有の徹底、③夜間連絡体制の整備、④酸素ボンベの定期点検の実施及び保管量の縮減であった。

また、平成30年6月11日、在日米陸軍から防衛省を通じ、これまで搬入及び保管を停止していた酸素ボンベについて、同年5月30日から搬入及び保管を再開したとの情報提供があった。併せて、保管場所や保管状況等について、本市に現場説明を行いたいとの申出があり、同年6月25日、同基地において現場確認するとともに、米軍から説明を受けた。説明では、酸素の保管量については大幅に見直し、従前より90%削減し、かつ、ボンベの小型化を実施。適正管理を行えるよう、ボンベ1本ごとに管理番号を付した。今後、保管量等に大きな変更があった際には、本市に情報提供を行うというものであった。この説明を踏まえ、本市では、今後とも事故防止に向けた安全対策を徹底するとともに、保管物に関する適切な情報提供を在日米陸軍に要請した。

#### (ウ) 第38防空砲兵旅団司令部の駐留

平成30年9月28日、防衛省南関東防衛局から、第38防空砲兵旅団司令部が同年10月中旬より、相模総合補給廠に駐留を開始するとの情報が提供された。本市では、同年10月4日、防衛省及び外務省を訪問し、司令部の任務や運用など、詳細を明らかにすること、司令部駐留が相模総合補給廠の機能強化・恒久化につながることはないこと、相模総合補給廠周辺に騒音などの影響を及ぼすことはないことを強く要請した。

その後、同年10月24日、防衛省から、同司令部は、同月16日から活動を開始したとの情報提供があり、本市は、市民協議会とともに同年11月14日、国及び在日米陸軍に対して同司令部の任務や運用などの詳細を明らかにすること等の要請を行った。

令和元年12月19日、南関東防衛局から、同司令部の要員115名の配属がほぼ完了し、同司令部の下位の防空部隊については、日本国内の京都市京丹後市にある経ヶ岬及び青森県つがる市にある車力の2か所の防衛レーダー通信所並びに嘉手納基地に駐留するPAC3を扱う大隊に加え、同年10月1日からグアムに駐留するTHAAD部隊が加わったなどの情報提供があった。

本市では、同司令部の任務や運用など、不明な点について、さらなる情報提供を国に求めている。

### (3) 相模原住宅地区 (FAC 3102)

相模原住宅地区位置図



所在地	相模原市南区上鶴間	
面積	国 有	506,693㎡
	市 有	4,929㎡
	民 有	81,796㎡
	合 計	593,418㎡
接 収 年 月 日	昭和 25 年 5 月 10 日	

## ア 現況

相模原住宅地区は、旧日本陸軍電信第1連隊(東部第88部隊)として使用されていたところで、米軍接收後は、キャンプ座間など近傍の米軍基地に勤務する軍人、軍属及びその家族のための住宅専用区域となっており、在日米陸軍基地管理本部の管理下にある。

基地内には住宅のほかに小学校、カミサリー(食料品等販売店)、教会、映画館、図書館、消防署など日常生活に必要な施設が完備されており、1つの「まち」を形成している。



小学校



学童保育センター



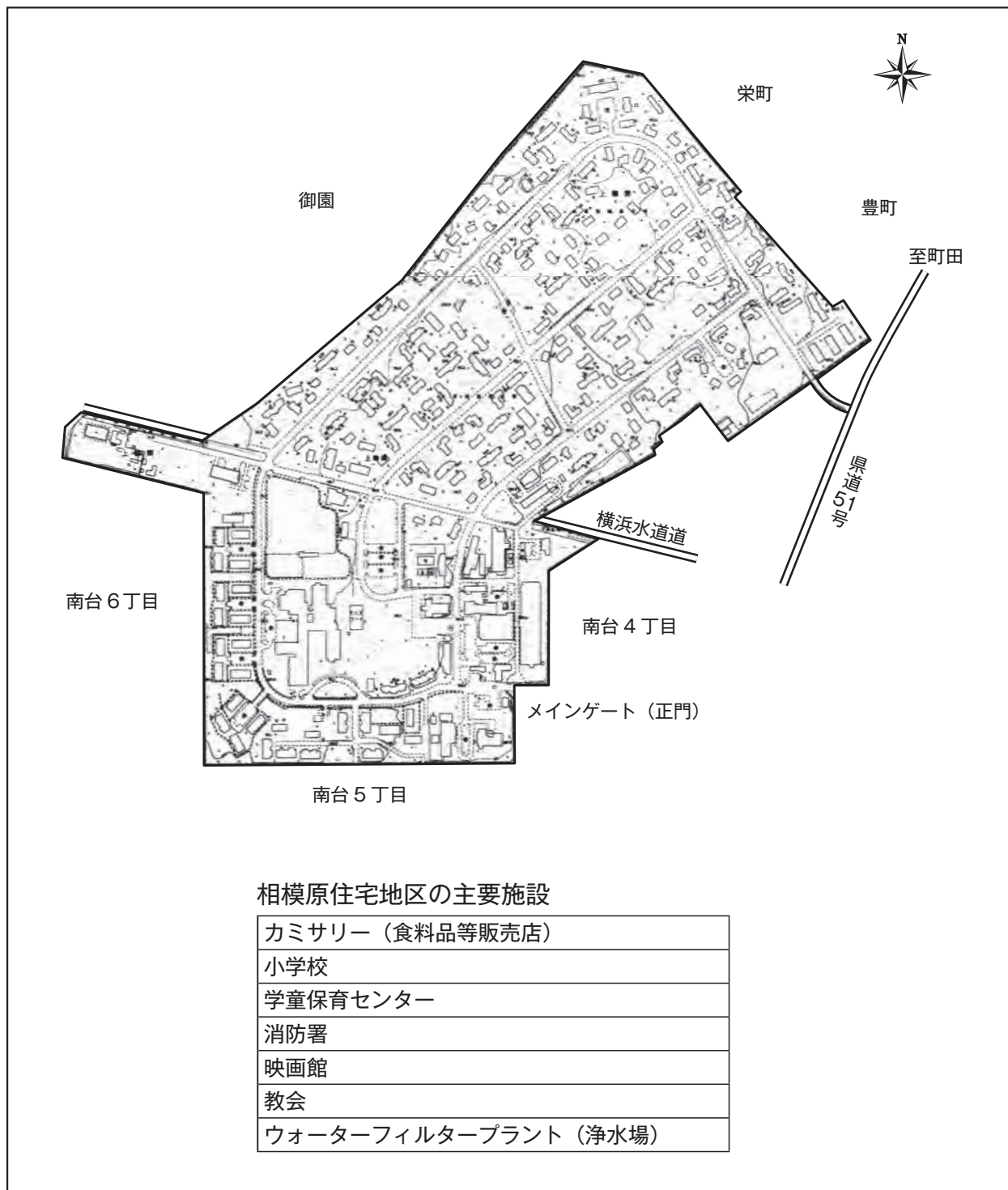
カミサリー(食料品等販売店)



住宅



遊び場・ピクニックエリア



## イ 主な出来事

### 在日米軍再編に伴う住宅建設及び外周住宅の撤去

相模原住宅地区に所在する住宅施設は、築60年近く経過しているものが多く、老朽化が進んでいたことから、平成22年から5か年の計画で既存住宅の建替整備が行われ、在日米軍再編に伴う相模総合補給廠の一部返還地に所在していた住宅88戸の新設移転工事も併せ、新設住宅218戸の整備、その他住宅106戸の建て替え等の整備、老朽化した住宅65戸の撤去を平成30年度までに完了し、全体で678戸となった。

市内基地における主な出来事

(令和元年12月末日現在)			
年 月	キャンプ座間	相模総合補給廠	相模原住宅地区
昭和12年 9月	旧日本陸軍士官学校開設		
13年 8月		旧日本陸軍造兵廠東京工廠相模兵器製造所開設	
14年 1月			旧日本陸軍電信第1連隊(東部第88部隊)開設
15年 6月		旧日本陸軍相模陸軍造兵廠となる	
20年 9月	米軍が接收、米陸軍第1騎兵師団第4兵站廠となる	米陸軍が進駐	
24年10月		旧県道上溝立川線から北西側約104㊦が進駐区域に編入	
12月		米軍が接收、米陸軍横浜技術廠相模工廠となる	
25年 5月			東側の民有地とともに米軍が接收、相模原住宅地区となる
6月	米陸軍第8軍司令部設置、キャンプ座間となる		
27年 7月	旧日米安全保障条約により在日米軍に提供する施設及び区域に指定		
28年11月	極東司令部が移駐		
29年11月	第8軍が極東司令部を統合		
30年 7月	第8軍が韓国に移転、後方司令部となる		
31年		米極東陸軍工兵器材廠となる	
32年		在日米陸軍総合補給廠となる	
7月	在日米陸軍司令部設置、太平洋米陸軍(在ハワイ)の主要傘下司令部となる		
36年 1月		相模倉庫と相模工廠が統合、相模総合補給廠となる	
4月	日米安全保障条約により在日米軍が使用する施設及び区域となる		
41年 7月		米陸軍所沢兵站センターの機能吸収	
46年10月	陸上自衛隊第1施設団第102建設大隊が座間市域に移駐		
47年 5月	沖縄復帰により、在沖縄米陸軍が在日米陸軍の指揮下に統合、在日米陸軍・第9軍団司令部となる		
8月	陸上自衛隊の編制改編により第102建設大隊廃止、第3施設群となる	米軍戦闘用車両搬出阻止運動が起こる(～同年11月)	
48年 7月	在日米陸軍の主要部隊として本州駐屯部隊発足		
49年 7月		機能縮小、在日米陸軍本州司令部相模工務局設置	

年 月	キャンプ座間	相模総合補給廠	相模原住宅地区
昭和 50 年 1 月	太平洋地区米陸軍司令部廃止に伴い、在日米陸軍は陸軍省司令部(在ワシントン D.C.)直下の主要陸軍司令部となる		
52 年 6 月	キャンプ淵野辺返還に伴い、宿舎、倉庫等の代替施設が建設、提供される		
55 年 6 月	医療センター返還に伴い、診療部門の代替施設が建設、提供される		
61 年 1 月	本州駐屯部隊が第 9 地域支援群(暫定)となる		
62 年 10 月	在日米陸軍が太平洋方面陸軍(在ハワイ)の傘下に、本州駐屯部隊が第 1 7 地域支援群に名称変更	相模工務局を廃止、第 3 5 補給業務大隊設置	
平成 6 年 5 月		米軍極東科学技術センターが横田基地から移転	
12 月	第 9 戦域陸軍地域コマンド創設		
7 年 8 月	第 1 軍団(前方)連絡事務所開設		
9 月	第 9 軍団解隊		
12 年 9 月	第 1 軍団(前方)連絡事務所閉鎖		
10 月	第 9 戦域陸軍地域コマンドが第 9 戦域支援コマンドに名称変更		
13 年 3 月	陸上自衛隊第 3 施設群が第 4 施設群に組織改編		
18 年 5 月	在日米軍再編「最終報告」発表		
10 月		第 3 5 補給業務大隊から第 3 5 戦務支援大隊に組織変更	
19 年 8 月	在日米陸軍新司令部への移行チーム発足		
9 月	第 9 戦域支援コマンド解隊		
12 月	米陸軍第 1 軍団(前方)司令部発足、在日米陸軍・第 1 軍団(前方)司令部となる		
23 年 8 月		任務指揮訓練センター(現 任務訓練施設)設置	
24 年 7 月		訓練支援センター設置	
25 年 3 月	C R F 司令部が移転、座間分屯地から座間駐屯地に改称		
10 月		北側道路整備のための一部返還(約 8, 9 0 0 m <sup>2</sup> )が日米合同委員会において合意	
26 年 7 月		米軍極東科学技術センターが横田基地へ移転	
9 月		住宅施設を相模原住宅地区へ移設 相模原駅北側の一部(約 1 7 ㍓)返還	

年 月	キャンプ座間	相模総合補給廠	相模原住宅地区
平成 27 年 8 月		倉庫爆発火災が発生	
12 月		共同使用区域(約 3.5 ㍓)の共同使用の開始	
29 年 3 月		北側道路整備のための一部返還について現地実施協定を締結	
4 月		国から一部返還地の管理を受託 南北道路の供用開始	
10 月		第 3 5 戦務支援大隊がキャンプ座間に移駐	
30 年 3 月	C R F を廃止し、陸上総隊司令部日米共同部を新編 陸上自衛隊駒門駐屯地から第 4 施設群第 3 6 4 施設中隊が座間駐屯地に移駐	東西道路の供用開始	
4 月		一部返還地の一般利用を開始	
10 月		第 3 8 防空砲兵旅団司令部が駐留開始	

### 3 米軍との協力・交流

#### (1) 米軍との協力

##### ア 防災における協力

平成23年10月26日、本市と在日米陸軍基地管理本部は、大規模な災害が本市域等で発生した際、相互に行う支援の基本的な考え方等について定めた「災害時の相互支援に関する覚書」を締結した。支援は緊急を要するものに限定し、復興を含まないものとなっており、具体的な支援内容については、日米協議の上「手引書」を作成することとした。同年12月6日には、米海軍厚木航空施設(厚木基地)とも同様の覚書を締結している。

平成25年6月24日には、防災訓練の会場として、相模総合補給廠の一部を使用するため、「日米合同委員会覚書<sup>※5</sup>」に基づき、国・県・本市関係者が相模総合補給廠の一部に立入り、訓練会場としての利用や災害時における避難場所として、援助に係わる人員の立入りや食料品等の物資の搬送及び提供などを定めた現地実施協定を本市と在日米陸軍基地管理本部との間で締結した。

この協定に基づき、平成25年度には初めて相模総合補給廠を会場として市総合防災訓練を実施し、さらに平成26年度には、第35回九都県市合同防災訓練の中央会場として、市民、防災関係団体、在日米陸軍等、約5,000人が参加し、構成都県市及び国と連携した訓練を実施した。平成27年度、平成30年度及び令和元年度においても相模総合補給廠一部返還地を会場として市総合防災訓練及び九都県市合同防災訓練(相模原市会場)を実施している。

また、キャンプ座間については、平成31年3月13日、相模総合補給廠で締結した現地実施協定と同様の現地実施協定を締結し、同月21日、在日米陸軍との連携により、住民参加型の避難訓練を実施し、地域住民の避難要領の確認及び防災意識の向上、災害発生時における在日米陸軍との連携協力体制の確認等を行った。周辺住民参加型で米軍施設を訓練会場としたのは、同避難訓練が初めての実施であった。



キャンプ座間避難訓練

##### ※5 日米合同委員会覚書

平成19年4月27日、日米両政府は、「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての日米合同委員会覚書」を締結し、この覚書に基づき現地米軍と「現地実施協定書」を締結することにより、必要に応じて自治体関係者等が、災害時に救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を実施するため、又は災害に備えた防災訓練等を実施するために、在日米軍基地を使用することが可能となった。



## イ 消防における協力

本市は、在日米陸軍基地管理本部と消防活動等における相互援助を内容とした、消防相互援助協約を締結している。

昭和38年8月1日に、初めて協約が締結され、平成23年6月16日の改正により、火災対応だけでなく、その他の災害や事故に伴う救助、救急等についても相互に援助のための人員・装備の派遣を行うことができることとされている。

平成24年度以降は、本市消防局と在日米陸軍基地管理本部統合消防本部において、基地内で合同訓練等を実施している。

## ウ 緊急車両の基地内通行

事故や災害発生時における消防・救命救急活動においては、市民の生命・財産を守るため、極めて迅速な対応が求められるが、基地所在自治体においては、広大な面積を有する基地が障害となり、緊急車両の活動が阻害されていた。この問題は、米軍基地が集中する沖縄県において特に深刻であり、同県及び県内関係自治体が、米軍基地内の緊急車両の通行について、国及び米軍に強く求めた結果、平成13年1月11日、日米合同委員会において、米軍基地内への緊急車両等の立入り(通行)を認めることが合意された。

こうした状況を受けて、本市においても、市内の消防・救命救命活動の迅速化を図るべく、平成16年3月30日に在日米陸軍基地管理本部と在日米陸軍施設・区域内への緊急車両基地内通行協定を締結した。以後、この協定に基づき、相模総合補給廠(メインゲート～第3ゲート、第3ゲート～第5ゲート(現在は閉鎖中))及びキャンプ座間(メインゲート～第7ゲート)内の救急車、消防車などの緊急車両の通行が可能となった。

## エ 渉外連絡会議

米軍基地に起因する諸問題について、日米の現地レベルでの協議により解決を図り、かつ、日米相互の連絡調整の促進を目的として、本市は、相模原地区渉外連絡会議を開催し、市内米軍基地代表者との意見交換等を行っている。

## オ 県央地区渉外連絡委員会

神奈川県の県央地区(大和市、綾瀬市、海老名市、座間市及び本市)には、キャンプ座間や厚木基地を始めとする米軍基地が所在しているが、これらの基地に関係する軍人、軍属及びその家族と県央地区に居住する市民との良好な関係の形成を目的として、昭和28年4月30日、県央地区渉外連絡委員会が設置された。

同委員会の構成員は、日本側が神奈川県、神奈川県警察本部及び県央地区各市、米側が在日米陸軍司令部、在日米陸軍基地管理本部及び在日米海軍厚木航空施設司令部となっており、オブザーバーとして南関東防衛局がメンバーに加わっている。

現在、同委員会は、年1回開催されている。

## (2) 米軍との交流

米軍は、地域住民との交流を図り、相互理解を深めるべく、基地の一般開放等のイベントを開催するなど、様々な活動を行っている。

### ア 基地の一般開放

米軍は、日米親善を図ることを目的に、通常は米軍関係者以外立ち入ることのできない米軍基地を一部開放し、様々なイベントを開催している。キャンプ座間では毎年、3月又は4月に桜まつり、7月に独立記念日祝賀行事、8月には盆踊り大会が開催されているほか、不定期で一般開放されるイベントがあり、イベント情報は、在日米陸軍基地管理本部のFacebookで確認することができる。



キャンプ座間 日米親善桜まつり



キャンプ座間 日米親善盆踊り大会

## イ 地域交流

米軍基地と基地周辺住民とは、米軍がハロウィンイベントなどの行事へ周辺住民を招待したり、周辺住民が桜まつりや相模の大凧まつりなどへ米軍を招待するなど、様々な交流を通して相互に異文化に接し、在日米陸軍軍楽隊が地域イベントに積極的に参加することにより、地域における親善を深めている。

また、基地内とその周辺地域の幼稚園、小・中・高等学校間の交流は、文化、スポーツ、職業体験などを通じて行われている。



相模総合補給廠 日米親善ハロウィンイベント



相模原市民桜まつりにおける在日米陸軍軍楽隊

## ウ 基地施設の利用

基地内施設を日米合同委員会の合意事項(平成11年7月28日合意)等に基づき、日本側の団体が利用している。相模総合補給廠では、野球やサッカーなどのチームがグラウンドを利用している。

また、平成22年からは「潤水都市さがみはらフェスタ」の会場として、相模総合補給廠の一部返還地を返還が実現される前から利用している。

令和元年11月17日、「さがみはらサイクルフェスティバル」の会場として、相模総合補給廠共同使用区域(約35畝)を市民イベントとして初めて利用した。イベントでは、在日米陸軍や一般参加によるチームが3時間耐久で競うエンデューロレース及び国内最高峰の自転車競技リーグに所属する選手によるエキシビジョンレースを実施した。



さがみはらサイクルフェスティバル

# 第 2 章

## 航空機騒音問題





# 1 厚木基地の航空機騒音

## (1) 沿革

### ア 経過

市内米軍基地に起因する様々な問題のほか、市民生活に多大な影響を及ぼしているのが、在日米海軍厚木基地にかかる航空機騒音問題である。

戦前、旧日本海軍の主要基地として設置・使用された厚木基地は、終戦後米軍に接収され、今なお米軍基地として使用されている。

厚木基地に係る航空機騒音は、ジェット機が飛来するようになった昭和30年頃から激しさを増したが、特に昭和48年の米空母ミッドウェーの横須賀基地母港化<sup>※6</sup>に伴い、空母艦載機が厚木基地に飛来<sup>※7</sup>するようになってから、一層激化していった。

さらに、昭和57年2月以降、それまで米空軍三沢基地や米海兵隊岩国基地で実施されていた空母艦載機の夜間連続離着陸訓練(Night Landing Practice、通称「NLP」)が、厚木基地においても実施されるようになったため、激しい騒音が市民に深刻な被害を与えることとなった。

国は、昭和58年から厚木基地の代替訓練施設の検討をはじめ、三宅島を候補地と決定したが、地元の反対が強く、平成元年に暫定措置として硫黄島に訓練施設を建設することを発表し、平成5年に完成した。これにより、硫黄島における天候等の事情で、所要の訓練を実施できない場合以外は、厚木基地でのNLP実施はなくなったが、硫黄島で実施される空母艦載機の着陸訓練(Field Carrier Landing Practice、通称「FCLP」)直前の集中訓練と終了後に外洋で実施される空母着艦資格取得訓練(Carrier Qualification、通称「CQ」)に伴う頻繁な離着陸による甚大な騒音に、市民は苦しめられてきた。

また、空母艦載機は編隊飛行や、基地周辺では離着陸のため低空飛行を行うことから、市民に対し騒音被害のみならず、墜落等の危険性への大きな不安も与えてきた。



NLPの光跡（綾瀬市提供）

#### ※6 横須賀基地の母港化

米海軍の第7艦隊は、西太平洋からインド洋までを守備海域とし、東太平洋を守備海域とする第3艦隊とともに、太平洋艦隊に所属している。第7艦隊が日本国内で母港化している港は、横須賀の他に佐世保、ホワイト・ビーチ(沖縄県)がある。米空母の横須賀基地母港化は、昭和48年の空母ミッドウェーに始まり、その後、平成3年にインディペンデンス、平成10年にキティホーク、平成20年にはそれまでの通常動力艦に対し、原子力艦であるジョージ・ワシントンが後継艦として入港した。さらに平成27年夏には空母ロナルド・レーガンと交代した。

#### ※7 空母艦載機の飛来

空母艦載機は、空母入港中は発着艦できないため、入港前に洋上から陸上の基地に飛来し、出港後は洋上の空母に帰還する。空母ロナルド・レーガンの艦載機航空機部隊は、従来厚木基地に駐留していたが、平成30年3月に全ての航空機部隊の岩国基地への移駐が完了している。

こうした中、平成18年5月、在日米軍再編の「最終報告」において、厚木基地の空母艦載機の大半を、岩国基地に移駐させることが日米間で承認され、平成30年3月に全ての航空機部隊の移駐が完了した。この移駐により、FCLPに参加する航空機部隊は、通常岩国基地から直接硫黄島に向かい、FCLPの実施後には硫黄島から直接岩国基地に帰投することになった。なお、国からの説明によれば、移駐後の航空機部隊については、訓練等の運用上の所要により厚木基地に飛来することがあるとされ、引き続き、厚木基地は、米海軍のヘリコプター部隊、支援部隊、常駐機、外来機及び海上自衛隊航空部隊並びにその他の部隊が使用し、日米同盟にとり重要な基地として維持されるとのことであった。

米空母艦載機着陸訓練(FCLP)を実施するための施設については、平成23年6月の日米安全保障協議委員会(2+2)において、鹿児島県馬毛島が候補地として検討対象とされ、地元地権者等との調整が難航していたが、令和元年11月、同島の地権者から買収することで合意した。なお、令和元年12月20日、防衛省が鹿児島県西之表市などを訪問し、同島に「自衛隊馬毛島基地(仮称)」を新設するとともに、FCLPの実施施設としては引き続き候補地との考えを説明している。

#### 厚木基地及び硫黄島代替訓練施設におけるNLP・FCLPの実施状況<sup>※8</sup>

場所	年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
厚木基地	通告	回数	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
		日数	0	0	3	0	0	0	0	0	5	0
	実施日数		-	-	3	-	0	0	0	0	4	0
硫黄島	通告	回数	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1
		日数	11	11	12	24	13	11	26	12	11	11
	実施日数		8	9	9	16	11	9	21	11	18	9

※8 平成24年度は、NLPではなく、昼夜に及ぶFCLPが実施された  
平成24年度以降の通告は、NLPではなく、FCLPである。

#### 空母艦載機の着陸訓練(FCLP)

空母への着艦には高度な技術を要することから、空母艦載機のパイロットは、練度の維持と即応性の確保のため、滑走路を空母の甲板に見立てて、車輪を滑走路に接地した後、再び上昇する「タッチ・アンド・ゴー」を繰り返し行う着陸訓練(FCLP)を実施しており、このうち夜間に実施するものを夜間連続離着陸訓練(NLP)という。

#### 空母着艦資格取得訓練(CQ)

空母艦載機のパイロットは、最後に空母に着艦してから一定期間を過ぎると空母着艦に必要な資格を喪失することから、再度空母への着艦に必要な資格を取得するために、実際の空母において実施される着艦訓練を空母着艦資格取得訓練(CQ)という。

## イ 騒音訴訟

厚木基地にかかる航空機騒音問題に関し、基地周辺住民が五次にわたって国を相手に提訴している。その内容は次のとおりである。

### 厚木基地騒音訴訟の争点

訴訟区分		自衛隊機の飛行差止	米軍機の飛行差止	過去分の損害賠償	将来分の損害賠償
一次訴訟	横浜地裁 一審 昭和 57.10.20	却下 防衛行政権の変更は民事訴訟にはなじまない	却下 安保条約に基づくので民事裁判権は及ばない	容認 W 値 80 ～ 85 区域は月 3,000 円、85 以上区域は 4,000 円。居住期間や防音工事の有無などで増減	却下 損害の変動状況をあらかじめ把握することは困難
	東京高裁 控訴審 昭和 61.4.9	却下 統治行為、政治問題なので請求は不適	却下 安保条約に基づくので民事裁判権は及ばない	棄却 受忍限度は公共性に依じて高くなる。本件被害は受忍限度内	却下 今後の推移を待たねば請求権の成否を認定し得ない
	最高裁 上告審 平成 5.2.25	却下 防衛庁長官の公権力行使取消に当たり不適	棄却 第三者（米軍）の行為の差止請求は失当	破棄 原審は法理の適用解釈を誤り違法。算定で審理を尽くす必要があるため差し戻す	却下 原審の却下判断は正当
	東京高裁 差戻し審 平成 7.12.26	(審理されず)	(審理されず)	容認 W 値 80 ～ 85 区域は月 5,500 円、85 ～ 90 区域は 9,000 円、95 以上区域は 13,500 円	(審理されず)
二次訴訟	横浜地裁 一審 平成 4.12.21	棄却 請求は適法だが自衛隊機のみ騒音特定は困難	却下 安保条約に基づくので民事裁判権は及ばない	容認 W 値 80 ～ 85 区域は月 5,500 円、85 ～ 90 区域は 9,000 円、95 以上区域は 13,500 円	却下 事情は将来にわたり変動が予想される
	東京高裁 控訴審 平成 11.7.23	却下 防衛庁長官の公権力行使取消に当たり不適	棄却 第三者（米軍）の行為の差止請求は失当	容認 基本は原審と同額。「危険への接近」論が適用された者については一部を減額	却下 事情は将来にわたり変動が予想される
三次訴訟	横浜地裁 一審 平成 14.10.16	(求めず)	(求めず)	容認 W 値 75 ～ 80 区域は月 3,000 円、80 ～ 85 区域は 6,000 円、85 ～ 90 区域は 9,000 円、90 以上区域は 12,000 円。防音工事実施室数に応じ減額	却下 事情は将来変動すると予想されるため、不適法
	東京高裁 控訴審 平成 18.7.13	(求めず)	(求めず)	容認 原審と同額。防音工事実施室数に応じ減額	却下 賠償を求める期間を1年間に限定したとしても、訴えが不適法であることに変わりはない



訴訟区分		自衛隊機の 飛行差止	米軍機の 飛行差止	過去分の 損害賠償	将来分の 損害賠償
四次訴訟	民事訴訟 横浜地裁 一審 平成 26.5.21	却下 判例により、自衛隊機の差止等の請求に係る訴えは不適法	棄却 判例により、米軍機の差止等の請求は主張自体失当	容認 W 値 75～80 区域は月 4,000 円、80～85 区域は 8,000 円、85～90 区域は 12,000 円、90～95 区域は 16,000 円、95 以上区域は 20,000 円。防音工事实施室数に応じ減額	却下 原告らのいう将来の損害の賠償請求権は、将来の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないので、訴えは不適法
	行政訴訟 横浜地裁 一審 平成 26.5.21	容認 午後 10 時から翌日午前 6 時まで、やむを得ないと認める場合を除き航空機の運航禁止	却下 米軍機差止請求に係る訴えは、存在しない行政処分の差止を求めるものであり不適法	(求めず)	(求めず)
	民事訴訟 東京高裁 控訴審 平成 27.7.30	却下 判例により、自衛隊機の差止等の請求に係る訴えは不適法	棄却 判例により、米軍機の差止等の請求は主張自体失当	容認 基本は原審と同額。	容認 将来分について平成 28 年 12 月 31 日までの間の損害賠償金
	行政訴訟 東京高裁 控訴審 平成 27.7.30	容認 午後 10 時から翌日午前 6 時まで、やむを得ないと認める場合を除き航空機の運航禁止	却下 米軍機差止請求に係る訴えは、存在しない行政処分の差止を求めるものであり不適法	(求めず)	(求めず)
	民事訴訟 最高裁 上告審 平成 28.12.8	不受理	不受理	不受理	棄却 将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有していないものと解するのが妥当
	行政訴訟 最高裁 上告審 平成 28.12.8	棄却 運航差止請求は正当な理由がないことから、認容部分は破棄すべき	不受理	(求めず)	(求めず)

### 原告数（人）

第一次訴訟	92
第二次訴訟	161
第三次訴訟	5,047
第四次訴訟	7,054
第五次訴訟	8,879

(<https://bakuon.org/2018/05/09/> 第五次訴訟原告 8,879 名に /)

## (2) 概要

### ア 厚木海軍飛行場

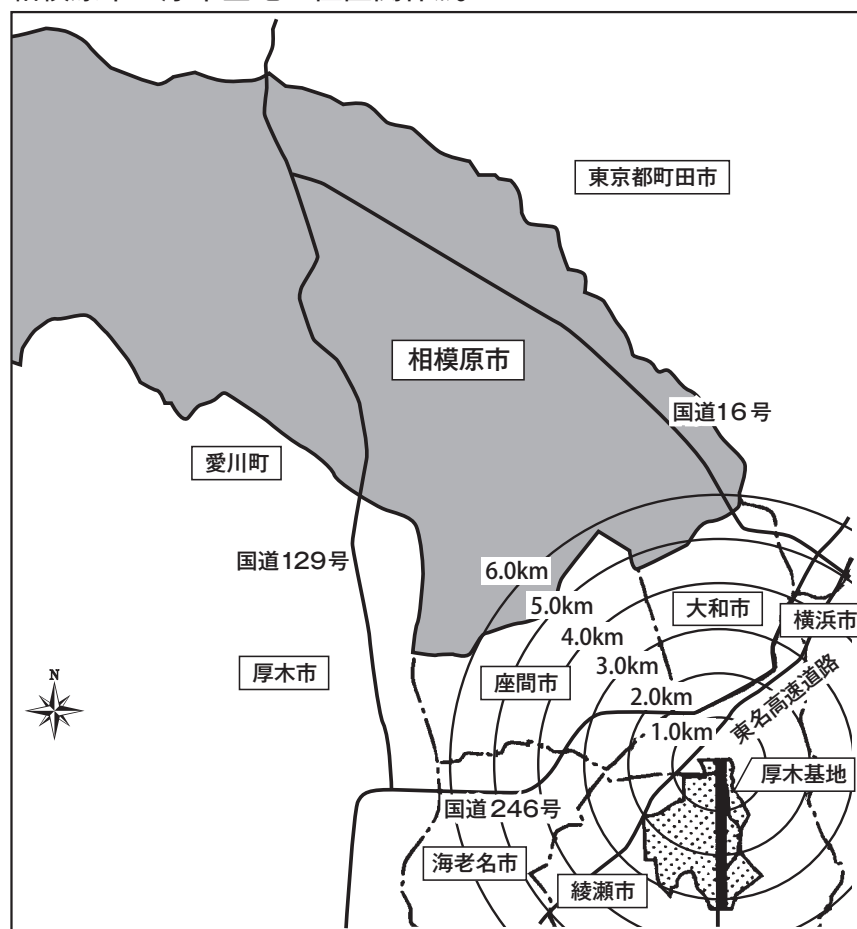
厚木海軍飛行場、通称「厚木基地」は、昭和46年から米海軍と海上自衛隊が共同使用しており、米海軍は「米海軍厚木航空施設」、海上自衛隊は「厚木航空基地」として使用している。

米海軍の部隊としては、施設管理を行う厚木航空施設司令部をはじめ、太平洋艦隊に属する西太平洋艦隊航空司令部が駐留し、米海軍所属の航空機の整備、補給等の支援業務を行うとともに、隊員やその家族に諸施設や福利厚生サービスを提供している。

また、海上自衛隊は航空集団司令部、第4航空群、第51・61航空隊、航空管制隊等が配属されており、周辺海域の警戒・監視、航路の安全確保、災害時の救援活動等の任務にあっている。

厚木基地には、所属の航空機のほか、平成26年7月に初めて飛来したMV-22オスプレイなど、他基地からも航空機が飛来している。

相模原市と厚木基地の位置関係※9



※9 相模原市は、滑走路北端から北へ約5kmの距離にある。

## 厚木基地の概要

名称	厚木海軍飛行場 (FAC3083)		
所在地	大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川 綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川		
接収年月日	昭和 20 年 9 月 2 日		
面積 (㎡)	合計	5,055,707	
	国 有	5,055,563	
	市 有	-	
	民 有	144	
	大和市分	1,111,840	
	綾瀬市分	3,943,851	
主な施設	滑走路 (延長約 2,438 m、幅約 45 m、オーバーラン両端各 300 m)、 誘導路、格納庫、管制塔、貯油施設、射撃場、弾薬庫、ゴルフ場、厚生施設、住宅		
使用形態	米海軍と海上自衛隊との共同使用		
配属部隊と 主要任務	米海軍	部隊	厚木航空施設司令部 前方艦隊航空司令部 第 5 空母航空団 第 51 海洋攻撃ヘリコプター飛行隊
		任務	上記部隊の補給支援業務等
	海上 自衛隊	部隊	航空集団司令部 第 4 航空群 (第 3 航空隊、第 4 整備補給隊、厚木航空基地隊など) 第 51、第 61 航空隊 航空管制隊
		任務	・ 周辺海域の警戒、監視 ・ 航路の安全確保 ・ 災害時の救援活動

## 厚木基地の共同使用等の状況

区 域	施 設	根拠 (日米地位協定)
米軍専用区域	住宅、小学校、ゴルフ場など	2 - 1 - a
米軍管理共同使用区域	基地司令部、兵舎、レクリエーションセンター など	2 - 4 - a
自衛隊管理共同使用区域	滑走路、管制塔、航空管制施設など	2 - 4 - b

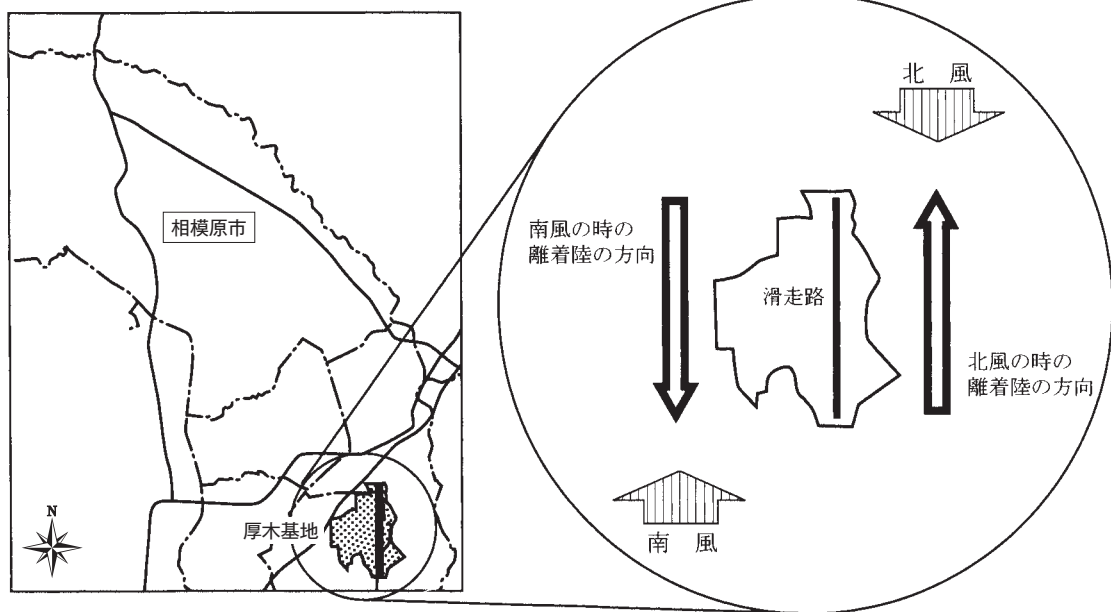
## 航空機の離着陸の方向

厚木基地の航空管制は、基地が海上自衛隊との共同使用となった昭和46年7月以降、海上自衛隊がその業務を行っている。

基地の滑走路は、ほぼ南北に一直線の向きで配置されており、航空機は原則として、風が吹いてくる方角に向かって離着陸を行う。例えば、南風が吹いている場合、航空機は南の方角に向かって離陸し、着陸の際は基地の北側から侵入する。北風が吹いている場合は、この逆の動きとなる。本市において特に騒音の影響が大きくなるのは、南風の吹く春から夏にかけての時期である。なぜなら、航空機が厚木基地に着陸するために基地北側から進入する際には必ず本市の南区上空を通過するが、航空機が着陸態勢に入ると、その高度を徐々に下げながら飛行するためである。特に、夏の暑い時期など、住宅等の窓が開放されている場合には、騒音の影響はさらに大きくなる。

一方、北風の吹く秋から冬にかけての時期には、航空機は北に向かって離陸し、本市の上空を通過するが、着陸時と比較するとより短い距離で高度を上げて飛行するため、春から夏にかけての時期ほど低く飛行することは少なく、騒音の影響は比較的小さくなる。

### 離着陸の方向



## イ 米海軍（厚木基地関係）

米海軍第7艦隊はハワイに司令部を置く太平洋艦隊の指揮下にあり、西太平洋からインド洋にかけての海域を担当している。

第7艦隊の司令部は、横須賀基地を事実上の母港とする揚陸指揮艦ブルーリッジ上にあり、第5空母航空団の航空母艦である空母ロナルド・レーガンは、駆逐艦、巡洋艦、補給艦、潜水艦などを伴って活動する第7艦隊の主力艦である。

空母には第5空母航空団所属の艦載機が搭載されており、空母入港時は戦闘攻撃機であるF/A-18スーパーホーネットなどの艦載機が厚木基地に駐留していたため、周辺地域に激しい騒音被害をもたらしてきた。

こうした空母艦載機の航空機部隊は、在日米軍再編に伴い、岩国基地に移駐させることが日米間で承認され、平成30年3月に移駐が完了した。



空母ロナルド・レーガン  
(米海軍ホームページより)



MH-60R シーホーク



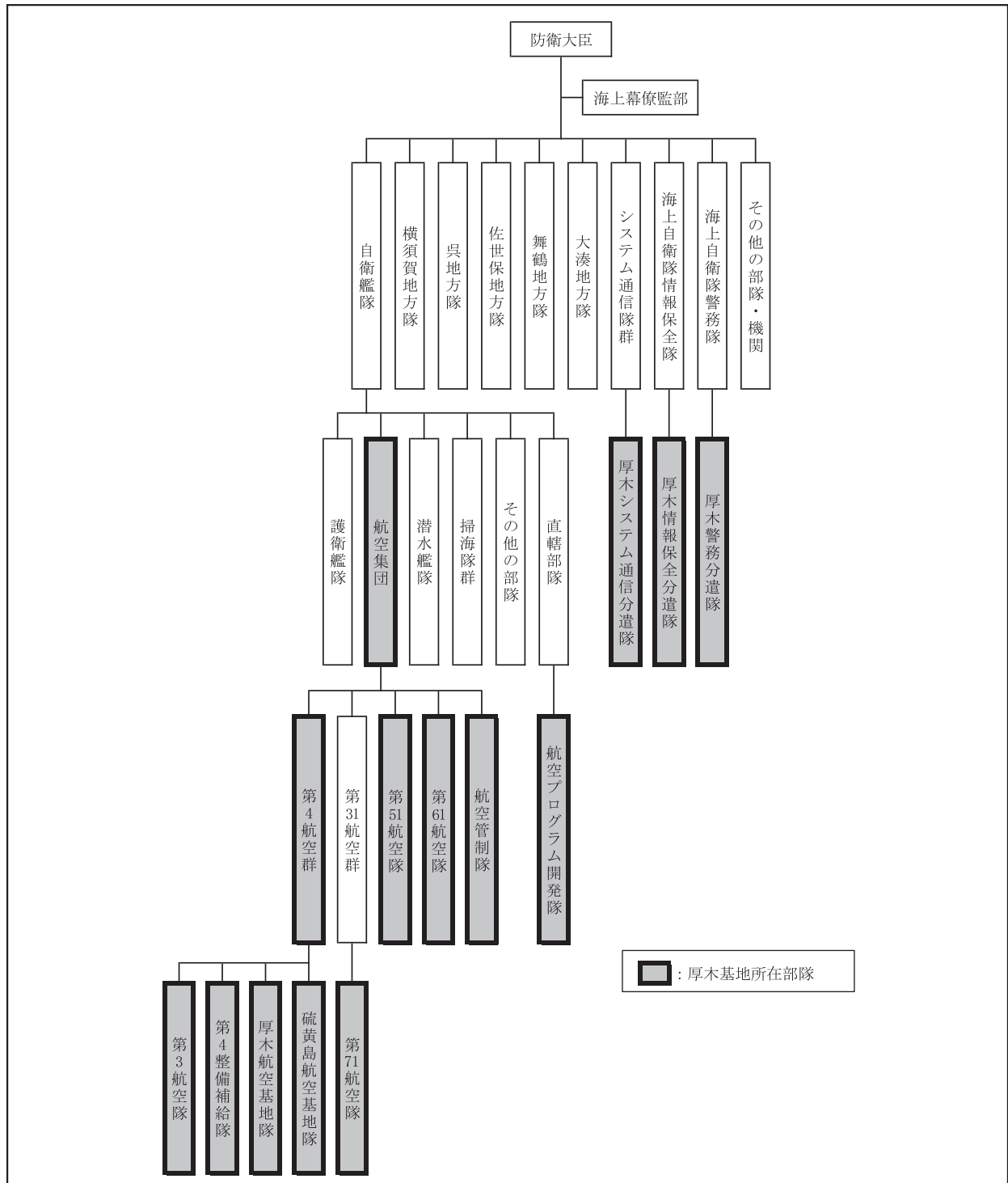
MH-60S シーホーク

## ウ 海上自衛隊（厚木基地関係）

昭和46年、厚木基地の一部を海上自衛隊が米海軍と共同使用することとなり、航空管制権が米軍から移譲された。現在は、海上自衛隊航空部隊の総司令部である航空集団司令部をはじめ、航空集団直轄の第51航空隊、第61航空隊及び航空管制隊のほか、航空機のシステム管理を行う航空プログラム開発隊等が所在している。

航空集団の主な任務は、周辺海域の警戒・監視、航路の安全確保、災害時の救援活動等である。

### 海上自衛隊組織（厚木基地関係）



## 海上自衛隊航空隊の編成

航空隊	任 務	機 種
第3航空隊	周辺海域の海上防衛	P3-C
第51航空隊	航空機等の性能調査、航空部隊の訓練指導、テストパイロットの養成教育 等	P-1 SH-60K 等
第61航空隊	輸送	C-130R LC-90
第71航空隊	遭難航空機・船舶の捜索、乗員救助、離島の急患輸送	US-2



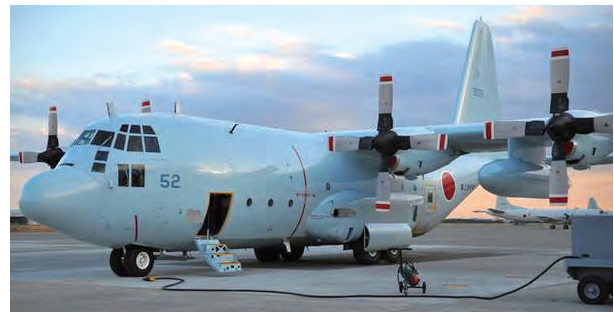
P3-C



P-1



SH-60K



C-130R



LC-90



US-2

海上自衛隊航空機  
(海上自衛隊ホームページより)

## 2 ヘリコプター騒音

キャンプ座間北西部にはキャスナー飛行場とよばれるヘリポートがあり、在日米陸軍航空大隊のヘリコプター(UH-60Lブラックホーク)5機が配備されている。ヘリコプターは、主に基地間の移動に用いられているが、パイロットの技術を維持する目的などのため、ヘリポート及び基地の周辺において訓練飛行を行うこともあり、その騒音や振動が近隣の住民に被害を及ぼしている。

さらに、在日米陸軍のヘリコプターに加えて、厚木基地所属の米海軍ヘリコプターが頻繁に飛来し、同ヘリポートを利用して低空・旋回飛行を繰り返していることから、平成17年度以降騒音等に対する市民からの苦情が多数寄せられるようになった。

こうしたことから、本市では、平成18年10月に、キャンプ座間のヘリポートに近い勝坂コミュニティセンターに騒音計を設置してデータを収集し(P52参照)、基地周辺における米軍ヘリコプターの飛行実態や騒音状況を把握するとともに、測定されたデータを国や米軍への要請活動等に活用することとした。

また、相模総合補給廠においては、常駐するヘリコプターはないものの、連絡用のヘリポートがあり、在日米陸軍のヘリコプターだけではなく、横田基地所属の米空軍ヘリコプターが度々飛来し、低空・旋回飛行を行っていることから、近年、周辺の住民から苦情が多く寄せられるようになった。このため、平成31年2月に相模原駅自動車駐車場に騒音計を設置し、騒音の測定を開始した。

本市では、市民協議会とともに、こうした米軍ヘリコプターによる訓練について、住宅密集地上空では禁止とし、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、騒音問題の抜本的解決を図るよう、国及び米軍に強く求めている。

### 米軍ヘリコプターに対する苦情件数

(令和元年12月末現在)

年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総件数	208	207	255	262	216	301	306	184	163	108
(うちキャンプ座間周辺)	139	98	158	117	97	138	164	55	53	44
(うち相模総合補給廠周辺)	— ※10	— ※10	80	118	109	141	83	75	81	47

※10 「—」は統計なし。



UH-60L ブラックホーク



### 3 騒音問題への取組

#### (1) 本市・市議会の取組

##### ア 関係自治体との連携

昭和57年以降、空母ミッドウェー艦載機が厚木基地でNLPを集中的に行うようになったため、航空機騒音による被害は一段と悪化していった。

この状況に対し、厚木基地周辺自治体は、市民の生活環境の保全等を目指して行動するべく、NLPの実施が事前通告されるようになった昭和58年5月11日から、基地が所在する大和市、綾瀬市、海老名市を始め座間市と本市の5市が協力し、NLPの中止を国及び米軍に求めた。同年9月に行われたNLPからは神奈川県と藤沢市が、さらに同年10月には横浜市も歩調を合わせる事となり、県及び基地周辺7市が連携し、NLP中止等の要請行動をとるようになった。

また、騒音問題に対して別個の取組を続けていた行政と議会の間にも緊密な連絡体制と協力体制を基本とした組織づくりが必要との認識から、昭和63年8月16日、県及び基地周辺7市の首長、議長、並びに県議会議員及び地元選出国会議員で構成する厚木基地騒音対策協議会（P64参照）を設立し、一体での取組を行うこととなった。

平成19年には茅ヶ崎市が、平成20年には町田市が加入し、現在は県及び基地周辺9市で活動している。

同協議会の粘り強い取組の結果、平成5年には硫黄島に着陸訓練施設が整備され、現在では、硫黄島における天候等の事情により、所要の訓練を実施できない場合以外は厚木基地でFCLPが実施されることはなくなり、また、基地周辺住民に激しい騒音と墜落の不安をもたらしていた基地開放日におけるデモンストレーションフライトについては、平成14年5月に在日米海軍司令官が、今後実施しない旨を表明した。さらに、平成18年の在日米軍再編の「最終報告」においては、平成26年までに厚木基地から岩国基地へ空母艦載機の航空機部隊59機を移駐させること、また空母艦載機の恒常的訓練施設を早期に選定することが決定された。

しかし、平成25年1月、国から、日米間で施設整備の全体行程を見直した結果、移駐が可能となる時期は、平成29年頃になる見込みであるとの説明があった。

これを受け、同協議会は翌2月に、移駐の具体的スケジュールや進捗状況、恒常的訓練施設の整備の見通し、移駐までの間の騒音軽減等について、国等が自治体に情報提供等を行うための枠組みを早期に構築することを強く求め、同年5月、情報提供等を行う枠組みとして、防衛省南関東防衛局長、県副知事、基地周辺9市副市長により構成される「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」が設置されることとなった。

同協議会において県及び周辺9市は、早期かつ着実に空母艦載機の航空機部隊の移駐を実現するとともに、移駐完了までの間も実効性のある騒音被害軽減策等を講じることを国に求めてきた。その結果、平成30年3月に空母艦載機の航空機部隊の岩国基地への移駐が完了した。

しかしながら、移駐後も厚木基地には、ジェット戦闘機等の飛来が見られ、周辺に一定の騒

音が発生している。また、平成30年5月及び令和元年5月、厚木基地がFCLPの予備飛行場に指定され、今後についても厚木基地の運用や騒音被害の実態を注視する必要があることから、県及び県内基地関係自治体で組織する神奈川県基地関係県市連絡協議会(P63参照)や、市民協議会においても、厚木基地に係る航空機騒音の解消や航空機の安全対策等について、国及び米軍に対し継続して求めている。

## イ 騒音計の設置

本市では、航空機騒音の実態を把握し、国及び米軍への要請活動を始めとする騒音対策の資料とするため、昭和40年代から騒音計による測定調査を実施している。航空機騒音が激化の一途をたどっていった昭和50年代以降は、従来設置していた市体育館から上鶴間中学校に測定箇所を変更するとともに、厚木基地でのNLPが実施されるようになってからは、南消防署東林分署、鶴園小学校、相武台まちづくりセンターへも騒音計を設置した。

平成28年11月、相武台まちづくりセンターの移転に伴い、隣接する緑台小学校に測定箇所を変更している。この他、神奈川県においても市内2か所(市南区合同庁舎、共和小学校)に騒音計を設置している。

また、平成18年10月からは、キャンプ座間における米軍ヘリコプターによる騒音被害が激しいことから、ヘリポート近くの勝坂コミュニティセンターにも騒音計を設置し、測定を行っている。

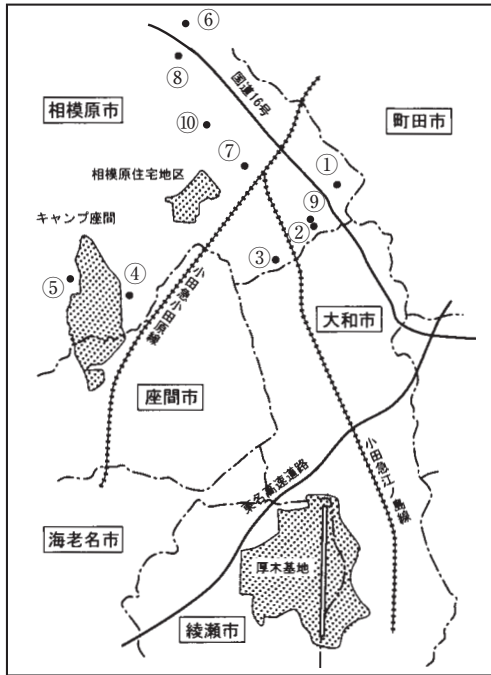
さらに、相模総合補給廠に飛来する米軍ヘリコプターによる騒音の実態を把握するため、平成31年2月から、相模原駅自動車駐車場にも騒音計を設置し、測定を行っている。

現在、市内6か所に設置した騒音計は24時間常時測定を行っており、70dB以上(勝坂コミュニティセンター及び相模原駅自動車駐車場においては65dB以上)の音が5秒以上続いた場合を1回として、その時発生した最高音や継続時間等を記録している。

なお、これらの騒音計については、測定データを即座に把握できるよう、市役所基地対策所管課事務室に配置したパソコンと専用回線で接続し、データ送信を行うオンライン化を実施している。

これにより蓄積されたデータは、市民から電話やEメール等で寄せられる航空機騒音に対する苦情について騒音発生箇所や騒音状況などの把握を可能にするとともに、国及び米軍に対する要請活動を行う際の貴重な資料となっている。

## 騒音計設置箇所



騒音計（マイクロホン）



騒音計（観測装置）

設置 機関	設置施設	所在地	設置年月
市	①鶴園小学校	南区上鶴間本町 7-8-1	昭和 6 3 年 4 月
	②上鶴間中学校	南区上鶴間 4-14-1	昭和 5 2 年 4 月
	③南消防署東林分署	南区東林間 7-35-25	昭和 6 0 年 4 月
	④緑台小学校※ 11	南区新磯野 3-10-23	昭和 5 9 年 6 月
	⑤勝坂コミュニティセンター	南区磯部 2103	平成 1 8 年 1 0 月
県	⑥相模原駅自動車駐車場	中央区相模原 1-1-20	平成 3 1 年 2 月
	⑦市南区合同庁舎	南区相模大野 5-31-1	平成 9 年 5 月
	⑧共和小学校	中央区高根 1-16-13	昭和 5 1 年 4 月
国	⑨上鶴間小学校	南区上鶴間 4-7-1	平成 9 年 5 月
	⑩大沼小学校	南区東大沼 3-20-1	平成 2 0 年 4 月

※ 11 相武台まちづくりセンターの移転のため、平成 2 8 年 1 1 月から緑台小学校に設置

航空機騒音発生状況（厚木基地関係）※ 12・13・14

年度	航空機騒音の回数（回）								苦情件数 （件）
	鶴園小学校		上鶴間中学校		南消防署 東林分署		緑台小学校※ 15		
	測定 回数	100dB以上 の回数	測定 回数	100dB以上 の回数	測定 回数	100dB以上 の回数	測定 回数	100dB以上 の回数	合計
平成 22	3,982	58	4,634	32	4,180	122	1,440	0	404（3）
23	4,798	140	5,998	67	5,708	219	2,246	8	862（14）
24	5,446	224	6,230	82	6,244	191	2,155	1	986（66）
25	6,153	338	7,562	78	6,689	196	2,250	6	1,001（14）
26	5,544	236	6,667	25	5,452	88	2,139	1	772（84）
27	4,924	180	6,163	20	5,690	182	2,488	2	607（22）
28	5,504	230	6,771	40	6,004	154	2,049	2	786（59）
29	4,318	123	5,287	24	4,135	41	1,265	3	540（54）
30	2,345	10	3,461	6	2,422	6	386	1	113（29）
令和元	1,692	0	2,468	0	1,678	7	249	0	58（17）

※ 12 70dB以上の音が5秒以上続いた回数を測定

※ 13 苦情件数の（）内はヘリコプターに対するもので内数

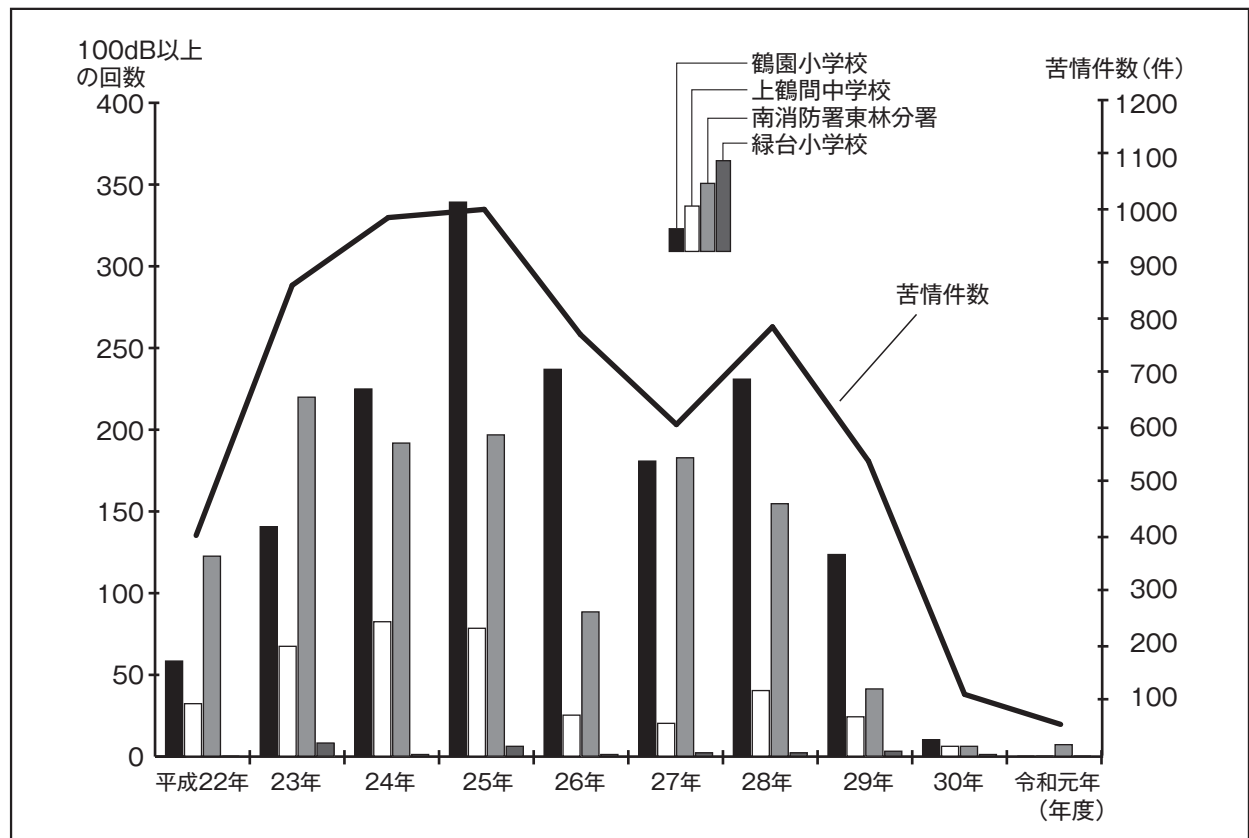
平成16年度以前：市内全域の件数

平成17年度以後：キャンプ座間及び相模総合補給廠周辺からの苦情を除く。

※ 14 令和元年度は、令和元年12月末時点

※ 15 相武台まちづくりセンターの移転のため、平成28年11月から緑台小学校に設置

航空機騒音（100dB以上の回数）と苦情件数の推移

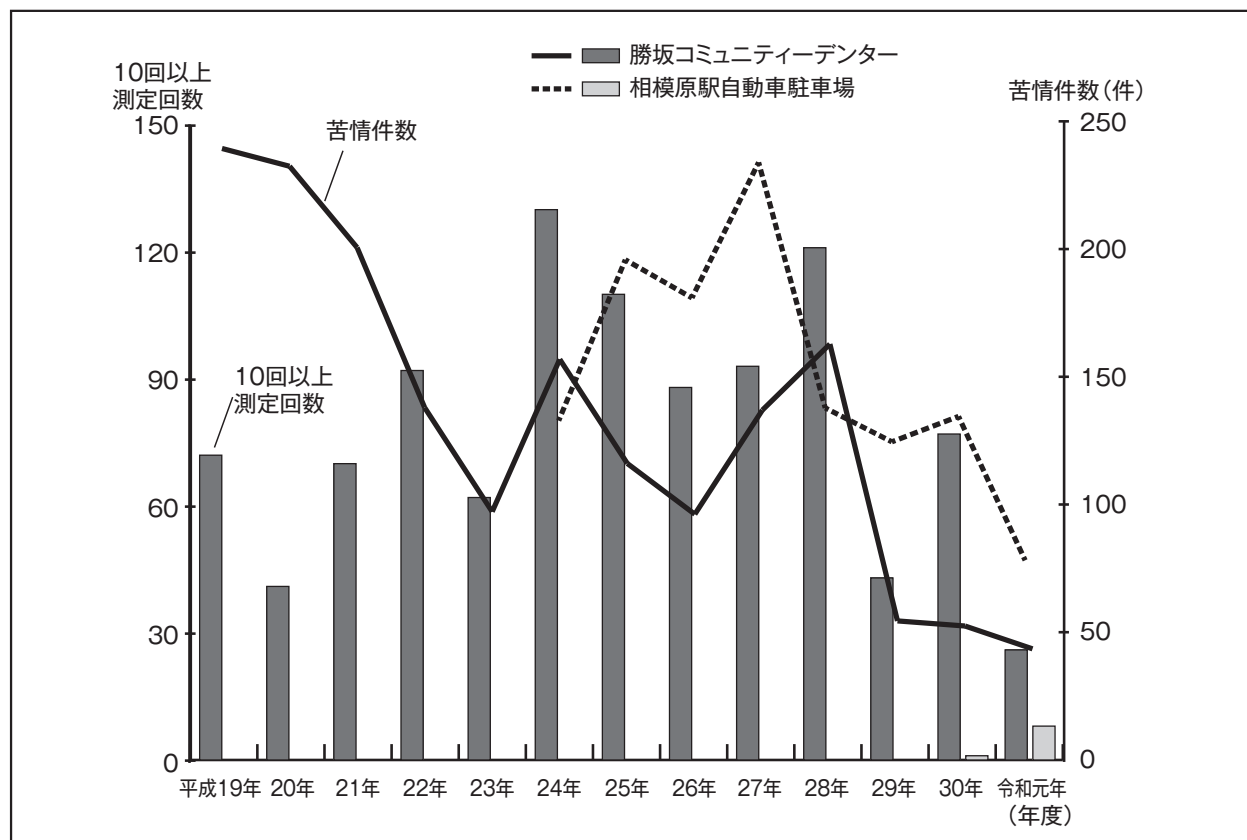


ヘリコプター騒音発生状況（キャンプ座間及び相模総合補給廠関係）※16・17・18

年度	勝坂コミュニティセンター			相模原駅自動車駐車場		
	航空機騒音の回数（回）		苦情 件数 （件）	航空機騒音の回数（回）		苦情 件数 （件）
	測定回数	10回以上 測定回数		測定回数	10回以上 測定回数	
平成 19	3,416	72	241	-	-	-
20	2,956	41	234	-	-	-
21	2,837	70	202	-	-	-
22	2,887	92	139	-	-	-
23	3,409	62	98	-	-	-
24	4,585	130	158	-	-	80
25	5,004	110	117	-	-	118
26	3,573	88	97	-	-	109
27	3,882	93	138	-	-	141
28	4,225	121	164	-	-	83
29	2,473	43	55	-	-	75
30	3,309	77	53	336	1	81
令和元	1,397	26	44	1,459	8	47

- ※ 16 65dB以上の音が5秒以上続いた回数を測定  
「10回以上測定回数」とは、1時間に10回以上測定した回数
- ※ 17 平成31年2月から相模原駅自動車駐車場において測定を開始
- ※ 18 令和元年度は、令和元年12月末時点

ヘリコプター騒音（10回以上測定回数）と苦情件数の推移



## 音の大きさの目安

一般に大きな音は、人に不快感を与えるとされている。

音の大きさを測る単位として「dB(デシベル)」が用いられており、人が感じる感覚的な音の大きさを表している。この「dB」を日常生活に照らし合わせてみると次のようになる。

130dB	最大可聴値(疼痛値)
120	ビル工事現場
110	自動車のクラクション(前方1m)
100	電車通過時の線路脇
90	交通量の多い交差点
80	電車の中
70	掃除機
60	一般の事務室内
50	昼間の住宅地
40	深夜の住宅地
0	最小可聴値

## (2) 国の取組

### ア 住宅防音工事への助成

厚木基地を離着陸する航空機による騒音が住民生活に深刻な影響を与えているため、国では昭和49年6月27日に制定した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条の規定に基づき、家屋の壁や天井等の住宅防音工事に対し助成を行っている。

この助成は、国が定める区域(第一種区域)内に所在する住宅に対して行われるもので、国が米軍等の飛行場などの周辺地域におけるW E C P N L値(W値・うるささ指数)(P56参照)を測定し、その結果を基に75W以上が測定された地域を助成対象区域として指定している。現在までに5回の告示が行われている。

住宅防音工事の助成対象となるのは、区域が指定された告示日以前から所在する、居住用として使われている建物であり、区域指定告示後に新築した住宅などは対象外となっている。

住宅防音工事の区分、工事概要、補助限度額、住宅防音工事により設置した空気調和機器・防音建具の機能復旧工事の内容などは次頁のとおりであるが、詳細は南関東防衛局のホームページで確認できる。

南関東防衛局ホームページ：<https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>

### 住宅防音工事の区分（各工事とも、補助率は100%、補助限度額あり）

一挙防音工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初めて行う住宅防音工事</li> <li>○世帯人員 + 1 居室までの居室が対象（5 居室が限度）</li> </ul>
追加防音工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従前の新規防音工事<sup>*</sup>を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事  <small>※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたもの</small></li> <li>○世帯人員 + 1 居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までが対象（5 居室が限度）</li> <li>○一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象外</li> </ul>
防音区画改善工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事</li> <li>○世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員 + 1 居室までの居室が対象</li> <li>○一挙防音工事または追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象</li> </ul>
外郭防音工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅全体を対象として行う住宅防音工事</li> <li>○85 W以上の区域に所在する住宅及び75 W以上85 W未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象</li> <li>○85 W以上の区域に所在し、一挙防音工事または追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象</li> </ul>

### 工事の概要

区 分		第Ⅰ工法	第Ⅱ工法		
施工対象区域		80 W以上	75 W以上 80 W未満		
計画防音量		25dB 以上	20dB 以上		
工事内容	屋根	既存のまま			
	天井	防音天井	原則として既存のまま		
	壁	防音壁	原則として既存のまま		
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）	防音サッシ（第Ⅱ工法用）		
	内部開口部	原則として既存のまま			
	床	原則として既存のまま			
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機等			
工事費の補助限度額	農村型住宅	1室	314万2千円	1室	183万2千円
		2室	529万0千円	2室	303万7千円
		3室	717万5千円	3室	403万2千円
		4室	900万8千円	4室	487万0千円
		5室以上	1042万3千円	5室以上	560万3千円
	都市型住宅	1室	272万3千円	1室	167万5千円
		2室	450万3千円	2室	272万3千円
		3室	623万2千円	3室	345万6千円
		4室	780万3千円	4室	419万0千円
		5室以上	895万6千円	5室以上	481万8千円

### 機能復旧工事

空気調和機器の機能復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅防音工事により設置した空気調和機器（換気扇及び冷暖房機等）の機能を復旧する工事</li> <li>○住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部または一部を保持していない空気調和機器が対象</li> <li>○補助率は90%</li> </ul>
防音建具の機能復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事</li> <li>○住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部または一部を保持していない防音建具が対象</li> <li>○補助率は100%</li> </ul>

## 相模原市における住宅防音工事実施状況

		対象世帯数	工事実施件数		進捗率 (%)	
			新規工事	追加工事	新規工事	追加工事
昭和 59 年 5 月 31 日及び 昭和 61 年 9 月 10 日告示分	第 I 工法	約 6,000	5,506	4,176	91.8	69.6
	第 II 工法	約 15,000	14,068	7,783	93.8	51.9
	計	約 21,000	19,574	11,959	93.2	56.9
平成 18 年 1 月 17 日告示分	第 I・II 工法	約 21,000	11,211		53.4	
合 計		約 42,000	30,785	11,959	73.3	56.9

本市は、昭和 59 年 5 月 31 日に行われた 3 回目の告示ではじめて対象区域となり、その後、昭和 61 年 9 月 10 日に行われた 4 回目の告示と平成 18 年 1 月 17 日に行われた 5 回目の告示において対象区域が追加された。本市における対象区域は、主に小田急線沿線と J R 横浜線町田駅から古淵駅にかけての一带で、対象世帯数は約 42,000 世帯となっている。(対象区域は P 57・58 参照)

3 回目と 4 回目の告示においては、本市の対象区域はすべて 75W 以上 80W 未満の区域であったことから、住宅防音工事は第 II 工法による施工が予定されていたが、昭和 61 年 11 月頃から米空母ミッドウェー艦載機の F-4、A-7 が F/A-18 (ホーネット) に切り替えられ、航空機騒音の影響の分布に変化が生じていることが国の調査で判明したため、昭和 63 年 7 月 18 日、本市域においても、80W 以上の区域での工法である第 I 工法が適用される区域が定められ、工法区分線が新たに設定された。

本市における対象区域は告示の度に拡大しているが、対象区域外からも騒音被害を訴える苦情が多数寄せられていることや、対象区域が飛行場に近いところから段階的に指定され、指定告示日以前から所在する住宅が助成対象となるため、住宅の建設時期が同じであっても飛行場に近いところでは対象とならないという「逆転現象」が生じているなどの問題がある。このため、市民協議会や神奈川県基地関係県市連絡協議会等とともに、国に対し対象区域の見直しや区域内のすべての住宅を助成対象とすることなどを継続して要請している。

また、住宅防音工事の助成のほかに、国では、NHK 放送受信料の補助制度が設けられていた<sup>※19</sup>。これは、ジェット機特有の騒音が頻繁に発生することによるテレビ放送の聴取障害に対し、NHK 放送受信料のうち地上系放送分の半額相当を補助するものである。この制度の対象区域は、厚木基地の飛行場外辺から東西 1 km、南北 5 km の区域(大和市全域、藤沢、海老名、座間、綾瀬各市の一部地域)となっており、本市は含まれていないため、この制度の復活及び適用についても併せて要請しているところである。

※ 19 現在は、制度が見直されている。詳細は、南関東防衛局ホームページを参照



## WECPNL 値 (W 値・うるささ指数)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価継続感覚騒音レベル)の略。個々の騒音の最大値を測定し、騒音の計測時間を20秒と仮定して騒音の暴露量(騒音のエネルギー)を推計する。日中よりも夜間の騒音を重視して人の生活に与える影響を評価するため、夕方(19:00~22:00)、夜間(22:00~7:00)に測定された騒音の発生回数をそれぞれ3倍、10倍に補正した上で、1日に発生した騒音の平均的な推計暴露量を表す。

これまで日本では、航空機騒音の評価指標として、W値が採用されてきた。騒音が持つエネルギーである暴露量を推計して評価するW値に対し、近年、デジタル処理技術の向上により、暴露量をより精密に求めることができるLdenという評価指標が、国際的に主流となってきたことなどから、環境省は平成25年4月1日にLdenを導入し、防衛省においても以後指定する住宅防音工事助成対象区域についてはLdenにより算定することとした。

### Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の騒音の最大値を測定するWECPNLとは異なり、個々の騒音について、単発騒音暴露レベル(単発騒音の聞こえ始めから聞こえ終わりまでのエネルギーの合計)を測定。1日に測定された単発騒音暴露レベルに、夕方(19:00~22:00)、夜間(22:00~7:00)の測定分についてそれぞれ5dB、10dBを加算し、1秒あたりの評価値として表したもの

### 航空機騒音に係る環境基準の改正

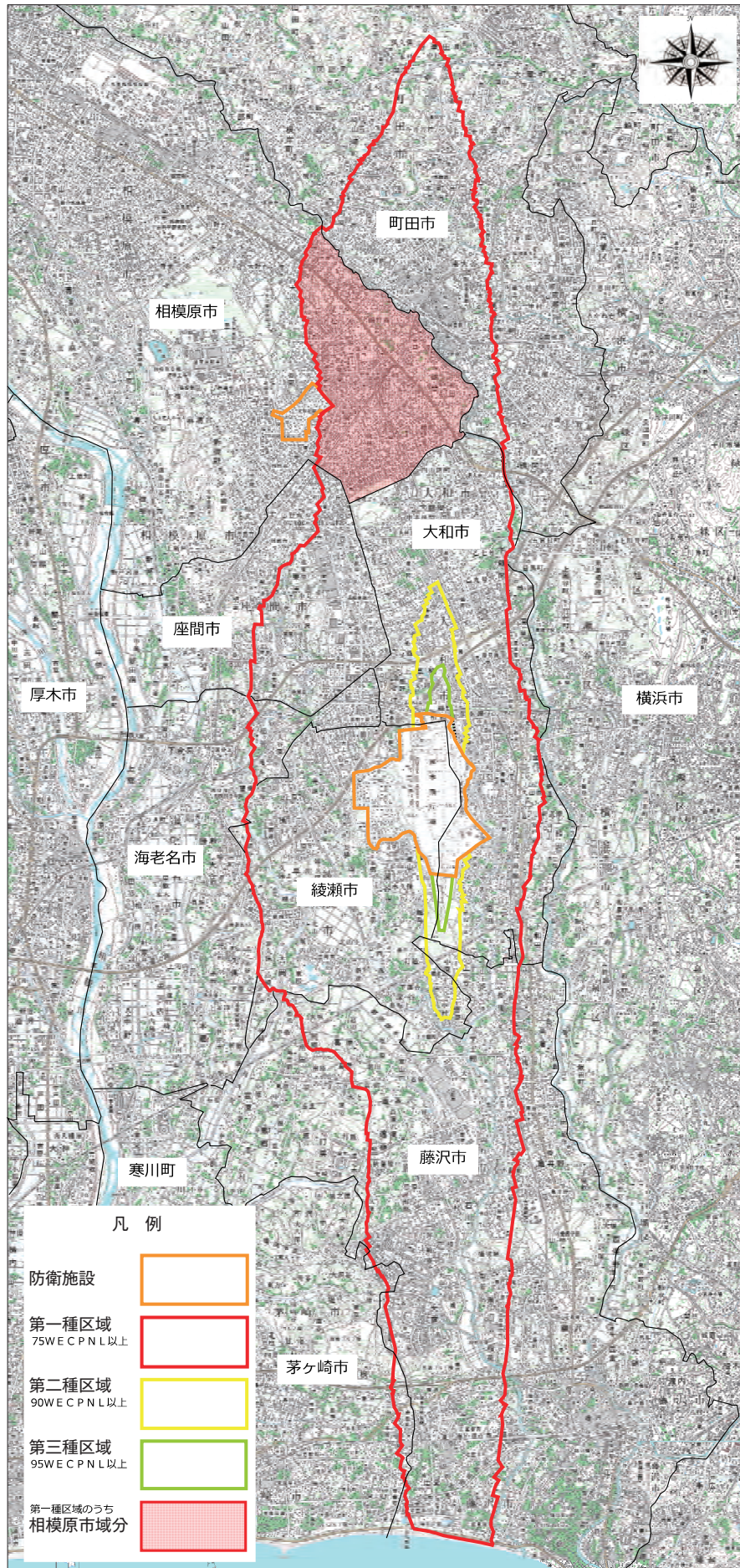
		改正前	改正後
評価指標		WECPNL	Lden
基準値	地域類型Ⅰ	70 W以下	57dB 以下
	地域類型Ⅱ	75 W以下	62dB 以下
適用対象飛行場		1日平均離着陸回数	
		10回超の飛行場のみ	10回以下の飛行場も対象

## イ 航空機の飛行制限等

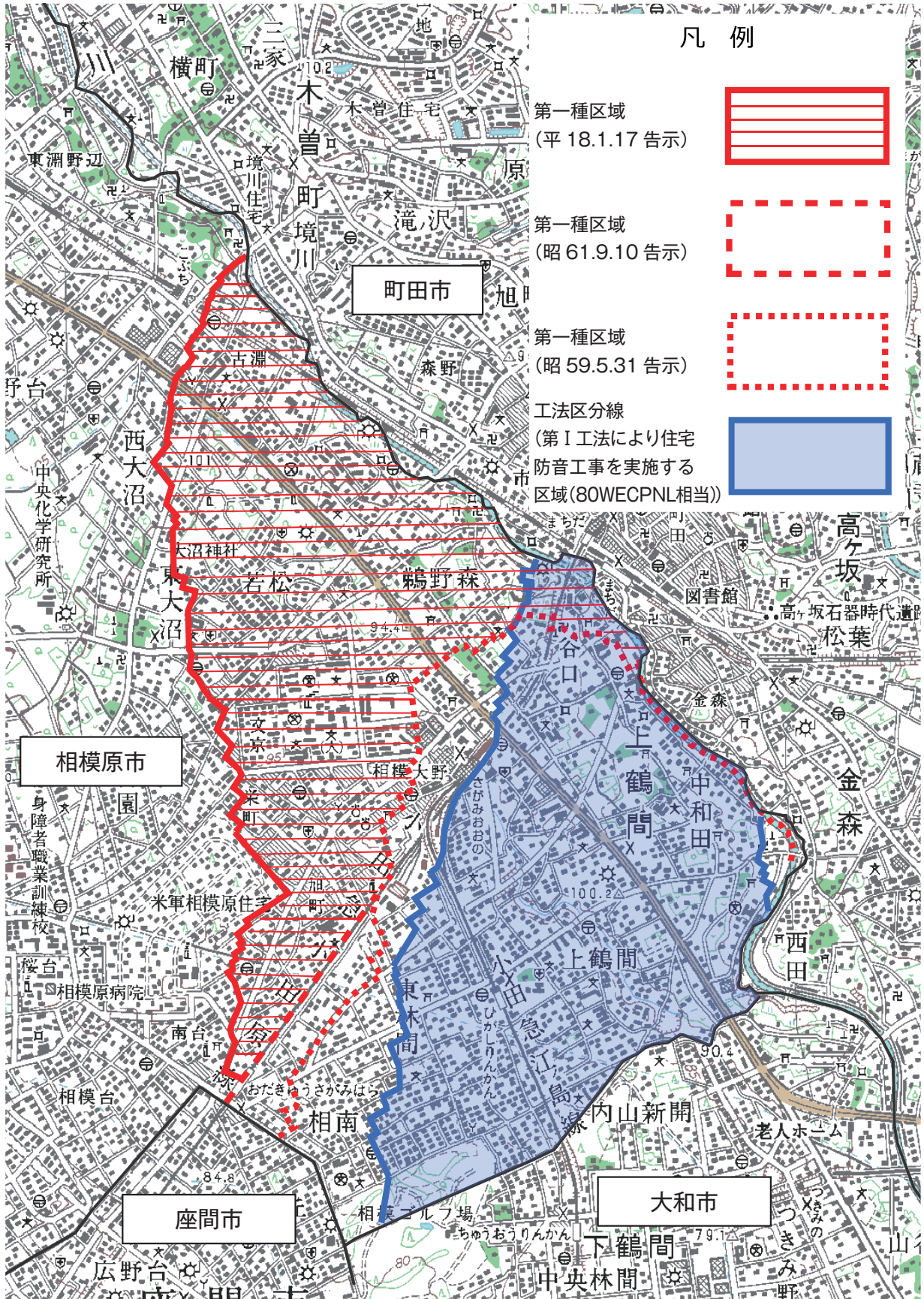
厚木基地周辺における米軍機の飛行可能時間や、飛行の際のルール等については、昭和38年9月19日、日米合同委員会において合意された「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置(P111参照)」として取決めがされており、飛行禁止時間帯が原則として夜10時から翌朝6時まで、また日曜日は、飛行訓練を最小限に止めることなどが挙げられている。

この取決めは現在でも有効ではあるが、飛行禁止の時間帯が基地周辺住民の生活習慣にそぐわないことや、緊急時など米軍の運用上必要な場合は除外されるなど例外規定も多く定められていることから、市では従来から、市民協議会や神奈川県基地関係県市連絡協議会とともに、国及び米軍に対し、飛行時間帯のさらなる制限や騒音を抑制する飛行方法など、この取決めの全面的な見直しを図るよう求めている。

厚木飛行場にかかる第一種区域等指定参考図



相模原市にかかる第一種区域等指定参考図



## 4 航空機事故

航空機は騒音による被害を住民に与えるばかりでなく、ひとたび墜落等の事故が発生した場合、その人的・物的な被害は計り知れないものがある。昭和52年9月、横浜市内で発生した米軍ジェット機の墜落事故※20は住民の生命をも奪う大惨事であった。

本市においても、厚木基地の米軍機やキャンプ座間及び相模総合補給廠の周辺にヘリコプターなどが頻繁に上空を飛行しているため、国及び米軍に対し、航空機の騒音問題の解決とともに、安全対策についても機会あるごとに申し入れている。

また、平成26年以降、オスプレイ(在日米海兵隊所属MV-22)の本市上空での飛行が確認されるようになった。平成30年10月からは、横田基地にオスプレイ(在日米空軍所属CV-22)が配備された。オスプレイについては、国による具体的かつ丁寧な説明がなされていないことから、オスプレイの安全性の確保に万全を期すこと、また、その運用を可能な限り明らかにするなど、十分な説明責任を果たし、市民の不安を払拭することを要請している。

### 昭和31年以降の市内における米軍航空機事故

発生年月日	場 所	内 容	被害状況
昭和31年 8月16日	麻溝台	飛行機不時着	杉、松
昭和31年11月 6日	磯部	飛行機不時着	桑畑
昭和32年 1月30日	磯部	飛行機不時着	畑
昭和33年 4月27日	淵野辺	飛行機部品落下	屋根
昭和34年 2月 2日	上鶴間962	ヘリコプター不時着	水田
昭和34年 4月21日	大島諏訪森下	飛行機不時着	被害なし
昭和35年 1月26日	新戸字中野1200-1	ヘリコプター不時着	水田
昭和35年12月 5日	田名下河原	飛行機墜落	乗員1名死亡
昭和38年 9月 1日	相模総合補給廠内	飛行機墜落	被害なし
昭和40年 5月 5日	相模原住宅地区内	飛行機墜落	日本人1名負傷、米人3名死亡、7名負傷、米軍住宅2戸全焼
昭和45年 7月10日	大沼	飛行機部品落下	屋根、玄関ガラス戸
昭和48年 5月 9日	西大沼	ヘリコプター不時着	被害なし
昭和57年 2月25日	キャンプ淵野辺跡地	ヘリコプター不時着	被害なし
平成 4年 6月22日	宮下1丁目	飛行機部品落下	屋根
平成20年 6月11日	田名(相模川河川敷)	ヘリコプター不時着	被害なし

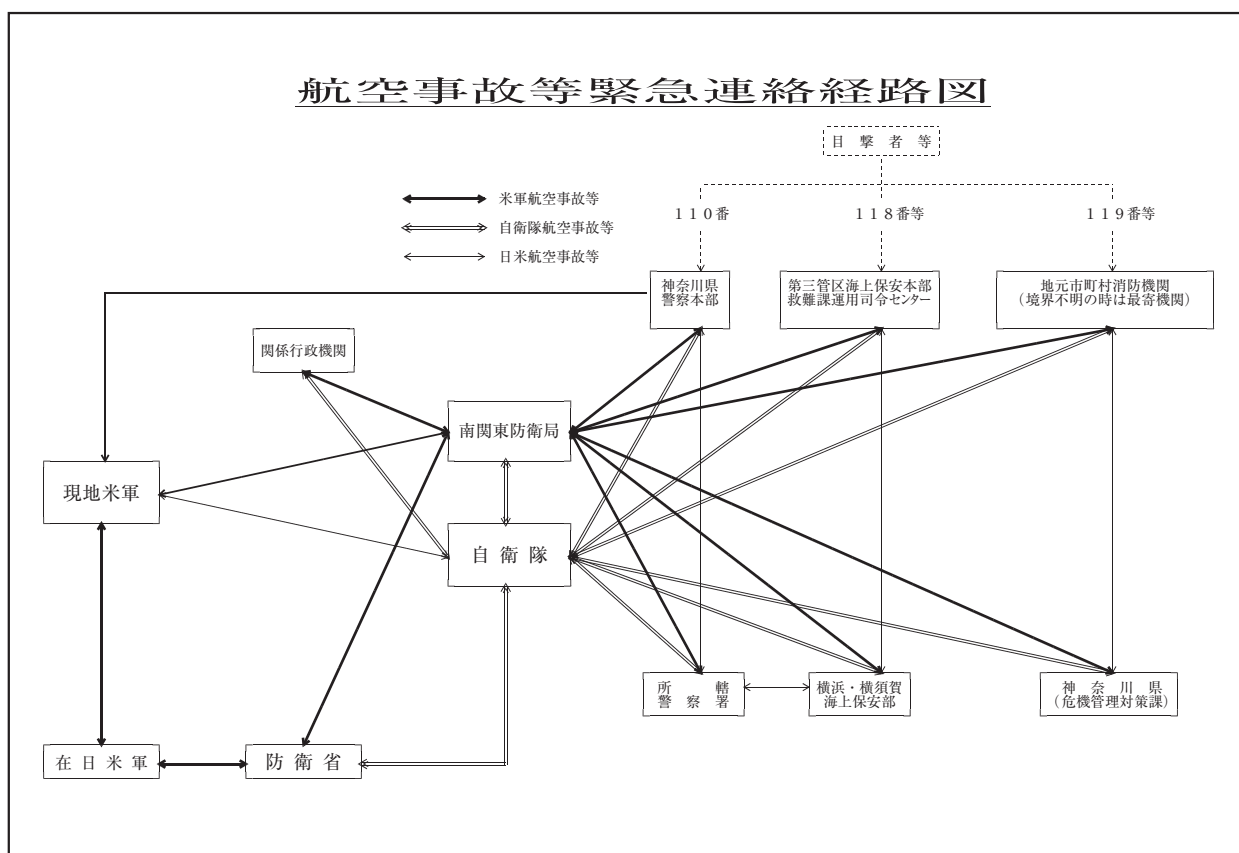
#### ※20 横浜米軍機墜落事故

昭和52年9月27日、厚木基地を離陸し、洋上の空母ミッドウェーに向かって飛行中の米海兵隊第1海兵航空団第3戦術偵察飛行隊所属のRF-4Bファントム偵察機が、横浜市緑区(現青葉区)荏田町に墜落し、この事故により幼児2人が死亡、重傷3人(重傷で入院した幼児の母親もその後死亡)、軽症4人、家屋全焼2棟、損壊3棟等の被害が発生した。この事故を受け、日米合同委員会事故分科会は、住民の安全を確実にするための勧告を行い、これにより昭和53年7月3日から新方式「厚木飛行場周辺の航空管制の再検討について」による運行が始められた。

## <航空事故等連絡協議会>

昭和52年9月、横浜市で起きた米軍機墜落事故を発端として、翌年1月の日米合同委員会にて「基地ごとに事故が発生した場合には緊密な連絡及び調整に努める」という勧告がなされ、県内では当時の防衛施設庁横浜防衛施設局(現 防衛省南関東防衛局)が県及び関係市等に働きかけ、航空機事故に係る連絡調整体制を整備すべく協議を重ねた。昭和62年1月20日、県内における米軍または自衛隊による航空事故その他の不測の事故に伴う災害が発生した場合に備え、関係機関相互の緊急連絡体制や応急救援活動等必要な事項を協議するため、本市を含む関係自治体、消防、警察、防衛省、海上保安庁、米軍などで構成する「航空事故等連絡協議会」が設立された。

航空事故等緊急連絡経路図



# 第3章

## 基地問題への取組



# 1 基地問題への取組

## (1) 相模原市・相模原市米軍基地返還促進等市民協議会

本市の基地問題に対する取組において、相模原市米軍基地返還促進等市民協議会（以下「市民協議会」という。）は非常に大きな役割を担っている。

市民協議会の前身は、相模原市電波障害制限地区指定反対実行委員会であるが、同委員会発足の契機となったのは、昭和42年12月に起こったキャンプ淵野辺電波障害制限地区指定問題<sup>※21</sup>であった。この問題は、本市における都市計画上の障害となるばかりか周辺住民の生活にも多大な影響を及ぼすことから、市民の米軍基地に対する関心も次第に高まっていった。こうしたことから、全市的な組織として同委員会が結成され、市民一丸となつての指定反対運動が展開された。

この反対運動が実り、キャンプ淵野辺電波障害制限地区指定問題が昭和44年頃から次第に消滅したため、昭和46年3月、同委員会は発展的に解消され、代わって同年6月、米軍基地の早期返還と市民優先の跡地利用の実現を目的として、市長を会長に市議会、自治会、教育関係等市内の各種団体(次頁のとおり)を構成母体とする相模原市米軍基地返還促進市民協議会<sup>※22</sup>が結成された。

これまで市民協議会では、基地の全面返還はもとより、基地に起因する諸問題についても解決を図るため、本市とともに国及び米軍に対する要請を行うなど粘り強い取組を続けている。その中で、昭和49年11月にキャンプ淵野辺が、昭和56年4月に米陸軍医療センターがそれぞれ全面返還され、跡地を利用した秩序あるまちづくりが進められたことは、情勢を的確に捉え積極的な要請活動等を行ったことに基づく大きな成果である。

さらに、平成18年5月の在日米軍再編の「最終報告」においては、P5～8でも述べたとおり、市民協議会と本市がともに取り組んだ結果、相模総合補給廠の一部返還(約17<sup>㌥</sup>)と共同使用(約35<sup>㌥</sup>)が承認され、平成26年9月に一部返還が実現し、平成27年12月から共同使用が開始され相模原駅周辺地区のまちづくりが大きく前進することとなった。

しかしながら、基地を取り巻く情勢は厳しく、特に基地の大規模返還は大変困難な状況にあるため、市民協議会では、市内米軍基地の全面返還を基本姿勢としながら、市民生活やまちづくりに緊急に必要な部分の一部返還又は共同使用の早期実現を図るべく、本市とともに国及び

### ※21 電波障害制限地区指定問題

昭和30年代初頭、米海軍上瀬谷通信施設周辺で都市化による雑電波が急増した。このため、米軍は将来の受信機能の維持を目的に通信施設周辺での住宅や工場の建設などの制限を要請した。

国は昭和36年12月15日、制限地域内の土地につき補償を行うこと等を内容とする基本方針を決定し、昭和37年1月25日の日米合同委員会において、施設周辺の電波障害防止制限地域の設定と制限基準について合意した。

これを受け、米軍は全国12か所の基地周辺に電波障害地区を設定しようとしたが、その中にキャンプ淵野辺が含まれていた。なお、平成6年12月15日、日米合同委員会で電波障害防止制限地域の廃止が合意された。

### ※22 相模原市米軍基地返還促進市民協議会

当初、米軍基地の早期返還と市民優先の跡地利用の実現を目的として発足したが、基地に関わる問題は多岐にわたり、航空機騒音の解消に向けた取組も行っていることから、平成16年に組織名称を相模原市米軍基地返還促進等市民協議会に変更した。



米軍に対する要請を行うなど、継続した取組を行っている。

また、市内基地及びその周辺における米軍ヘリコプターによる低空・旋回飛行によって、多くの市民が昼夜を分かたず、耐え難い騒音被害や事故発生の不安に苦しめられており、凄まじい騒音に市民が苦しめられてきた空母艦載機の航空機部隊は、平成30年3月までに岩国基地への移駐が完了したが、移駐後も厚木基地には、ジェット戦闘機の飛来が見られ、周辺に一定の騒音が発生していることから、これらの早期解消を求め、国及び米軍に対する要請を行うなど、粘り強い取組を続けている。

### 相模原市米軍基地返還促進等市民協議会構成団体

相模原市	相模原市議会	相模原市教育委員会
相模原市農業委員会	相模原市立小中学校PTA連絡協議会	相模原市地域婦人団体連絡協議会
小山地区自治会連合会	清新地区自治会連合会	横山地区自治会連合会
中央地区自治会連合会	星が丘地区自治会連合会	光が丘地区自治会連合会
橋本地区自治会連合会	大野北地区自治会連合会	大野中地区自治会連合会
大野南地区自治会連合会	大沢地区自治会連合会	田名地区自治会連合会
上溝地区自治会連合会	麻溝地区自治会連合会	新磯地区自治会連合会
相模台地区自治会連合会	相武台地区自治会連合会	東林地区自治会連合会
城山地区自治会連合会	津久井地区自治会連合会	相模湖地区自治会連合会
藤野地区自治会連合会	相模原市農業協同組合	神奈川つくい農業協同組合
相模原商工会議所	城山商工会	津久井商工会
相模湖商工会	藤野商工会	相模原市社会福祉協議会
相模原市消防団	相模原市建設業協会	相模原交通安全協会
相模原南交通安全協会	相模原北交通安全協会	津久井交通安全協会
相模原市公民館連絡協議会	相模原市戦没者遺族会	全国駐留軍労働組合さがみ野支部
連合神奈川相模原地域連合	小田急多摩線延伸促進協議会	

## (2) 市議会（基地対策特別委員会）

市民の代表である市議会は、米軍基地に起因する諸問題についても、その解決を目指して積極的に取り組んでいる。

その取組の一環として、昭和33年9月の市議会定例会において、基地所在市である本市の実情を踏まえ、米軍基地問題に関する特別委員会の設置が議題とされ、基地対策特別委員会が設置されることとなった。同委員会では、必要に応じて基地問題にかかる審査等を行うとともに、市内米軍基地の視察を定期的実施するなど、基地の現状把握にも努めている。

### 市議会における主な決議

議決年月日	件名
平成14年 6月28日	「キャンプ座間自衛隊使用反対に関する市議会決議」の遵守を求める決議 陸上自衛隊座間分屯地駐車場の本市域への拡張整備に賛成する決議
16年 9月30日	キャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部、沖縄海兵隊等の移転に反対を求める意見書
17年 3月30日	キャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部等の移転に反対を求める意見書
11月11日	在日米軍再編の中間報告に断固抗議し撤回を強く求める決議
18年 6月30日	米軍基地対策に係る財政支援等を求める意見書
19年12月21日	相模原市域の告示後住宅を法的措置に基づく助成対象とすることを求める意見書
21年 6月30日	基地対策予算の増額等を求める意見書
12月21日	相模総合補給廠における焼夷弾爆破処理に対する決議
22年 3月25日	相次ぐ米軍艦載機の部品落下事故の原因究明と再発防止を求める意見書
23年 3月15日	米軍ヘリコプターの機材落下事故等の原因究明と再発防止を求める意見書
24年 3月26日	米海軍航空機の部品落下事故の原因究明と再発防止を求める意見書
6月29日	基地対策予算の増額等を求める意見書 厚木基地での米空母艦載機による着陸訓練と騒音被害に関する意見書
25年12月20日	米海軍ヘリコプター不時着の原因究明と再発防止を求める意見書
26年 9月30日	相模原市域の80W及び75W地域に所在する住宅について、早急に法的措置に基づく防音工事の助成対象とすることを求める意見書
27年 6月30日	横田基地へのオスプレイ配備に関する意見書
9月30日	相模総合補給廠における倉庫爆発火災に対する意見書 相模総合補給廠における倉庫爆発火災に対する決議
28年 6月30日	米軍基地関係者による犯罪の再発防止を求める意見書
12月21日	沖縄でのMV-22オスプレイの不時着水事故に関する意見書
30年 3月23日	在日米軍及び自衛隊のヘリコプターの安全対策を求める意見書
11月19日	相模総合補給廠への米陸軍第38防空砲兵旅団司令部の駐留に関する意見書 相模総合補給廠への米陸軍第38防空砲兵旅団司令部の駐留に関する決議

### (3) 関係自治体等の連携

米軍基地に関わる問題は、1市のみに関わる問題とは限らず、航空機騒音など広範囲の地域に影響を及ぼす問題や基地交付金など米軍基地を抱える全国の自治体に関わる制度の問題等、多岐にわたっている。

こうした諸問題の解決には、国及び米軍への要望活動等を市単独で実施するよりも、関係自治体等の連携を強め、一丸となって取り組むことが有効であることから、市では、様々な基地関係協議会等に参加し、同様の問題を抱える自治体とともに活動している。

#### 基地関係協議会等

団体名	設立年	組織	目的
神奈川県基地関係 市連絡協議会	昭39	神奈川県及び基地関係市（横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市） 【会長】神奈川県知事 【副会長】横浜市長、相模原市長、横須賀市長 事務局：県基地対策課	基地問題について県・関係市が密接な連絡を保ち、相互に協力し、その解決を図る。

団体名	設立年	組 織	目 的
厚木基地騒音対策協議会(P 4 8 参照)	昭 6 3	○神奈川県知事、神奈川県議会議長及び 神奈川県議会議員(若干名) ○横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び 町田市の市長並びに市議会議長 【会 長】神奈川県知事 事務局：県基地対策課	厚木基地における夜間連続 離着陸訓練(NLP)等による 航空機騒音問題に関し、 県内の行政及び議会関係者 が相互の連絡、協調を密に して、騒音問題の解消に向 けて実効ある運動を進める。
県央地区渉外連絡委員会(P 3 4 参照)	昭 2 8	《委 員》 ○日本側：神奈川県、神奈川県警察本部、 相模原市、大和市、座間市、綾瀬市及び 海老名市 ○米側：在日米陸軍司令部、在日米陸軍基 地管理本部、米海軍厚木航空施設司令部 《オブザーバー》 南関東防衛局 事務局：県基地対策課	県央地区の市民と米軍の構 成員、軍属及びその家族と の良好な関係を形成するこ とを目的としている。
厚木基地関係市連絡 会議	昭 4 9	厚木基地関係市 9 市(横浜市、藤沢市、相 模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、 町田市及び茅ヶ崎市) 幹事：9 市の輪番制	厚木基地に関係ある諸問題 等について密接な連絡を保 ち、相互に協力しながらそ の対策を協議し、渉外行政 の円滑な運営を図る。
航空事故等連絡協議 会(P 6 0 参照)	昭 6 2	関係自治体の行政・消防、警察、防衛等の 関係機関 ○神奈川県、神奈川県警察本部、横浜市、 相模原市(渉外課、緊急対策課、警防課 及び救急課)、横須賀市、藤沢市、茅ヶ 崎市、厚木市、大和市、海老名市、座間 市、綾瀬市及び寒川町 ○第三管区海上保安本部、横浜海上保安部、 横須賀海上保安部 ○在日米陸軍司令部、米海軍厚木航空施設 ○陸上自衛隊第 4 施設群、陸上自衛隊第 3 1 普通科連隊、海上自衛隊第 4 航空群 ○南関東防衛局、横須賀防衛事務所、座間 防衛事務所 事務局：南関東防衛局	県下における米軍又は自衛 隊による航空事故その他不 測の事故及び事故に伴う災 害が発生した場合に備え、 関係機関相互の迅速な連絡 調整体制を整備し、総合的 な応急対策の実施について 連絡協議する。
全国基地協議会	昭 3 0	米軍及び自衛隊が所在する全国地方自治体 2 3 2 都市町村 【会 長】佐世保市長 【副会長】千歳市長、座間市長他 計 7 市町長 【理 事】大和市長、綾瀬市長他 計 1 8 市町長 【監 事】稲城市長及び木更津市長 事務局：全国市長会	国有提供施設等所在市町村 助成交付金(基地交付金) に関する調査研究並びにそ の具体的解決策を強力に推 進する。
防衛施設周辺整備全 国協議会	昭 4 7	防衛施設の所在及びその周辺の地方自治体 2 4 2 市町村 【会 長】千歳市長 【副会長】福生市長他 計 7 市町長 【理 事】座間市長、昭島市長他 計 1 8 市町長 【監 事】別海町長及び入間市長 事務局：全国市長会	自衛隊等の行為によって生 ずる損失の補償、障害の防 止及び防衛施設周辺の整備 を促進することにより、関 係住民の生活安定及び福祉 の向上を図る。

## 2 基地の返還及び共同使用

### (1) これまでの経過と現在の状況

本市では、市内米軍基地の全面返還を基本姿勢としながら、市民生活の利便性の向上やまちづくりに必要な部分については、早急な対応を図るべく、市民協議会とともに、国及び米軍に対し、基地の一部返還及び共同使用を積極的に求めている。

その成果として、これまでに180㍍近くもの返還を実現してきた。最近では、平成26年9月に、相模総合補給廠の一部(JR横浜線相模原駅北側)約15㍍と、小田急多摩線の延伸を見据えた鉄道・道路用地約2㍍が返還された。このような大規模な返還は、昭和56年の米陸軍医療センター(約19㍍)の全面返還以来である。

また、平成27年12月からは、相模総合補給廠の西側野積場の約35㍍について共同使用が開始され、このうちJR横浜線相模原駅側の約10㍍については、スポーツ・レクリエーションゾーンとして、市民が優先して利用できるよう、整備を進めており、残りの北側約25㍍については、イベントや防災訓練等に利用することとしている。

なお、これまでに実現した返還及び共同使用は、次頁のとおりであるが、このほかに、現在、相模総合補給廠の北側外周部分約0.9㍍の返還が平成25年10月に日米合同委員会において合意されており、平成29年3月には、国・米軍・本市による現地協定を締結し、返還に向けた取組を着実に進めているところである。



座間小銃射撃場跡地  
(昭和44年7月返還)  
県立相模原公園



キャンプ淵野辺跡地  
(昭和49年11月返還)  
市立淵野辺公園、市立博物館、  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)相模原キャンパス  
ほか



米陸軍医療センター跡地  
(昭和56年4月返還)  
伊勢丹相模原店(令和元年9月撤退)、ロビーシティ相模大野、  
市立相模大野中央公園 ほか

基地返還・共同使用の経過※23

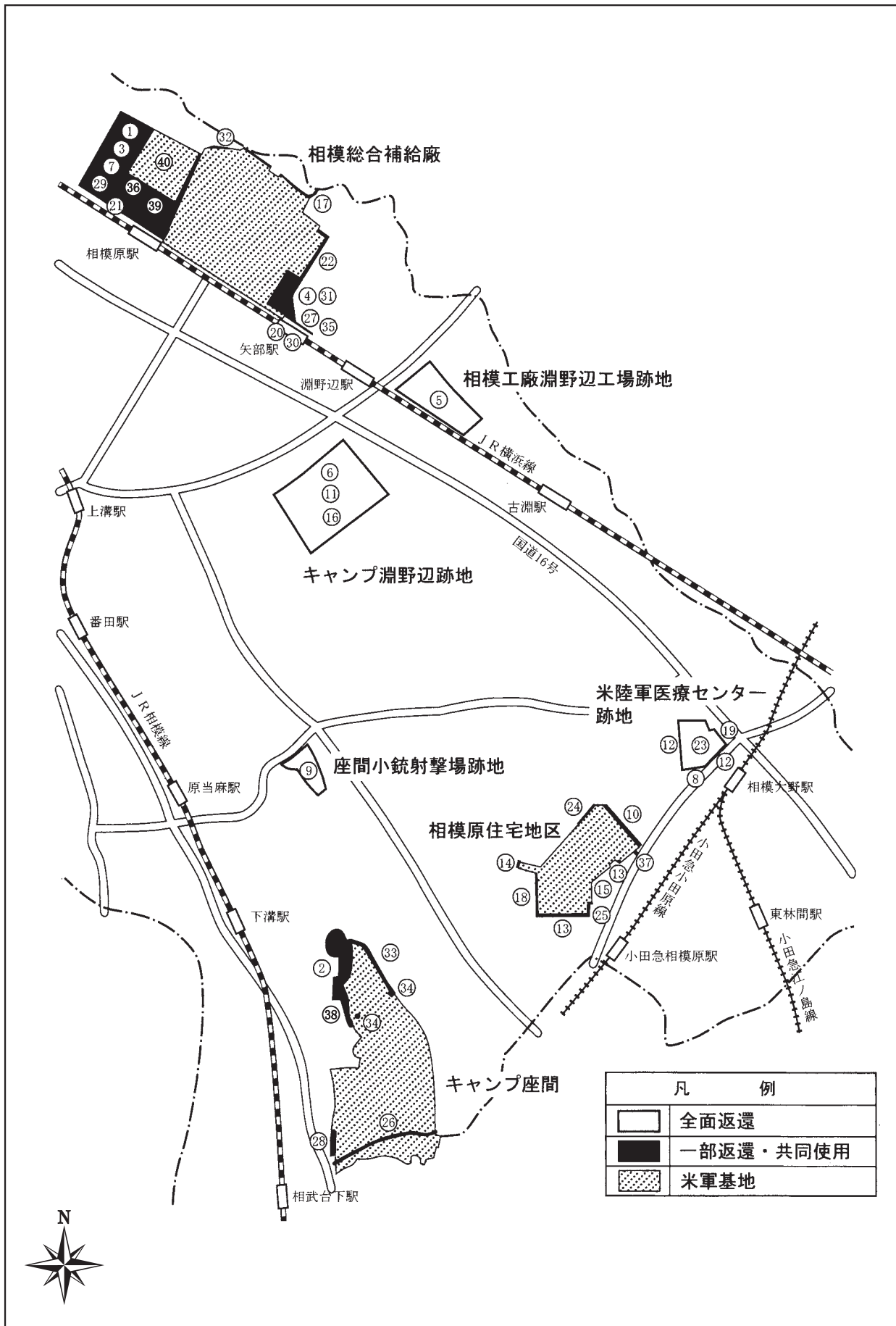
(令和元年9月末日現在)

番号	施設名	内容	面積 (㎡)	年月	用途等
①	相模工廠	一部返還	42,866	昭 28. 5	
②	キャンプ座間	一部返還	105,454	28.11	
③	相模工廠	一部返還	125,907	29. 2	学校・住宅・道路
④	相模工廠	一部返還	92,709	34. 8	住宅・道路等
⑤	相模工廠淵野辺工場	全面返還	※24 191,659	35.10	工場
⑥	キャンプ淵野辺	一部返還	1,045	37.12	
⑦	相模総合補給廠	一部返還	13,394	38.12	道路
⑧	米陸軍医療センター	一部返還	1,069	41. 5	道路
⑨	座間小銃射撃場	全面返還	124,483	44. 7	公園
⑩	相模原住宅地区	共同使用	3,906	45. 3	排水管理設
⑪	キャンプ淵野辺	一部返還	4,521	45.10	
⑫	米陸軍医療センター	一部返還	2,640	47. 5	道路
⑬	相模原住宅地区	一部返還	1,214	48. 4	道路
⑭	相模原住宅地区	一部返還	1,173	48. 6	道路
⑮	相模原住宅地区	一部返還	724	48. 8	道路
⑯	キャンプ淵野辺	全面返還	663,301	49.11	公園・研究施設・学校施設等
⑰	相模総合補給廠	一部返還	※24 1,045	50. 8	
⑱	相模原住宅地区	一部返還	865	51. 1	道路
⑲	米陸軍医療センター	共同使用	50	52. 2	配水管接続用地
⑳	相模総合補給廠	一部返還	530	52.12	駅前広場等
㉑	相模総合補給廠	一部返還	24,420	53. 7	道路
㉒	相模総合補給廠	一部返還	9,490	55. 9	道路
㉓	米陸軍医療センター	全面返還	197,535	56. 4	文化施設・住宅・道路等
㉔	相模原住宅地区	一部返還	606	56. 6	道路
㉕	相模原住宅地区	一部返還	258	57. 5	道路
㉖	キャンプ座間	共同使用	9,297	59. 1	道路
㉗	相模総合補給廠	一部返還	※24 565	60. 2	
㉘	キャンプ座間	共同使用	7,073	60. 5	公園・道路
㉙	相模総合補給廠	一部返還	2,476	61.10	道路
㉚	相模総合補給廠	共同使用	116	62. 6	駅前広場等
㉛	相模総合補給廠	一部返還	※24 1,567	62. 8	
㉜	相模総合補給廠	共同使用	3,102	63.10	下水管理設用地
㉝	キャンプ座間	共同使用	2,383	平 元 . 4	道路
㉞	キャンプ座間	共同使用	18	3. 1	ボーリング用地
㉟	相模総合補給廠	一部返還	4,410	4.11	道路
㊱	相模総合補給廠	一部返還	3,056	9.10	道路
㊲	相模原住宅地区	一部返還	1,140	21.3	道路
㊳	キャンプ座間	一部返還	126	23.6	道路
㊴	相模総合補給廠	一部返還	※24 176,108	26.9	広域交流拠点
㊵	相模総合補給廠	共同使用	約 350,000	27.12	公園

※23 番号は次頁の図中の番号を表す。面積は小数点以下四捨五入

※24 イーズメント(返還後も米軍が有する地役権・通行権)を含む。

返還・共同使用図



## 現在の共同使用の状況

施設名	共同使用箇所	共同使用開始日	面積 (㎡)		延長 (m)	幅員 (m)	
			現況			トンネル部分	トンネル部分以外
キャンプ座間	市道新戸相武台	昭 59.1.26	現況	9,297.30	1,060	トンネル部分	5.5
			拡幅工事終了後※25	13,610.50		トンネル部分以外	7.5
					1,160		10.0
	新戸公園及び市道新戸 32 号	昭 60.5.2		7,072.76	約 190		約 6.0
	市道磯部上出口	平元 .4.6		2,382.58	約 900		11.5
相模総合補給廠	公共下水道橋本大野汚水幹線	昭 63.10.6		3,101.72	約 1,040		約 3.0
	公園	平 27.12.2		約 350,000	-		-
相模原住宅地区	雨水排水管	昭 45.3.27		3,906.00	約 657		約 6.0

※ 25 市道新戸相武台の拡幅工事は、基地外側の地域住民との合意形成を図りながら事業を推進

## (2) 一部返還・共同使用要望箇所

3つの基地は、住宅密集地に所在していることから、市民生活に様々な影響を及ぼし、また計画的なまちづくりを進める上で大きな障害となっている。

こうしたことから、本市と市民協議会は、かねてから基地の返還を国及び米軍に対し求めているが、早期の全面返還は大変厳しい状況であることから、市民生活の不便解消や計画的なまちづくりのため、必要な箇所の返還や共同使用を求めている。

中でも、キャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路や相模総合補給廠南側のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント(浄水場)と東側外周部分道路用地の返還については、在日米軍再編の最終報告には盛り込まれなかったものの、当時の防衛庁長官により、日米合同委員会の枠組みを活用して協議していくことが約束されたいいわゆる返還4事案として、早期の返還実現に向け、引き続き国及び米軍に要請しているところである。

現在要望している箇所は、次のとおりである。

### <キャンプ座間>

#### ○ゴルフ場周辺外周道路(延長約1,700m)の返還【返還4事案】

周辺地域の渋滞緩和及び南北方向(第7ゲート付近～県道51号)のアクセスの向上を図る。

#### ○市道新戸相武台の拡幅再整備【日米合同委員会で共同使用区域の拡大について合意済み】

新戸～相武台間の通行の利便性向上を図る。

#### ○ゴルフ場部分(約52畝)の返還

市民の憩いの場及び防災空間として活用する。

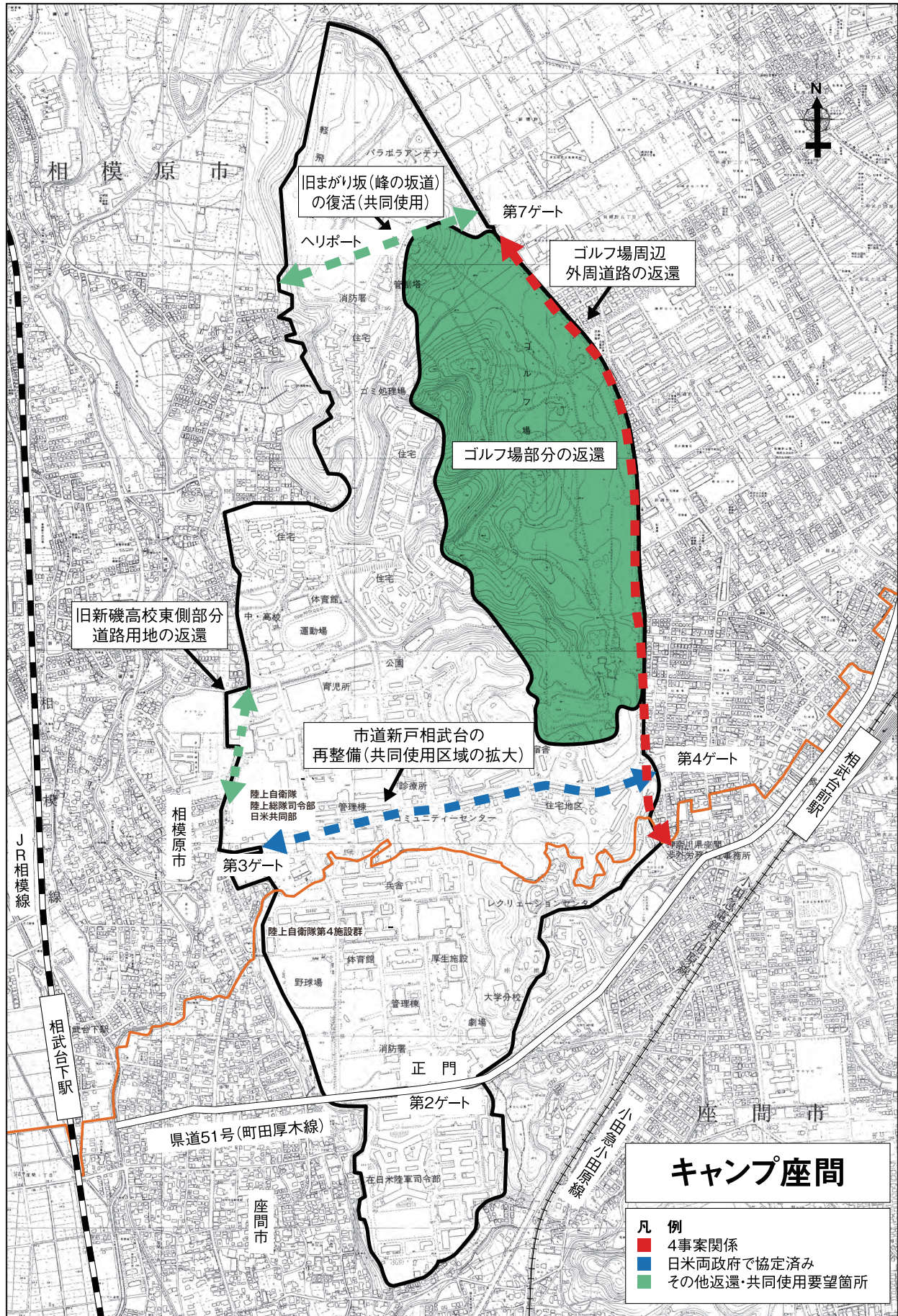
#### ○旧まがり坂(峰の坂道、延長約600m)の復活(共同使用)

東西方向のアクセスの確保を図る。

#### ○旧新磯高校東側道路用地(延長約200m)の返還

南北方向のアクセスの向上を図る。

キャンプ座間における一部返還・共同使用要望箇所



キャンプ座間

- 凡例
- 4事案関係
  - 日米両政府で協定済み
  - その他返還・共同使用要望箇所



## <相模総合補給廠>

### ○JR横浜線と並行した道路用地（延長約1,400m）の返還 【返還4事案】

東西方向（相模原駅～矢部駅方向）のアクセスの向上を図る。

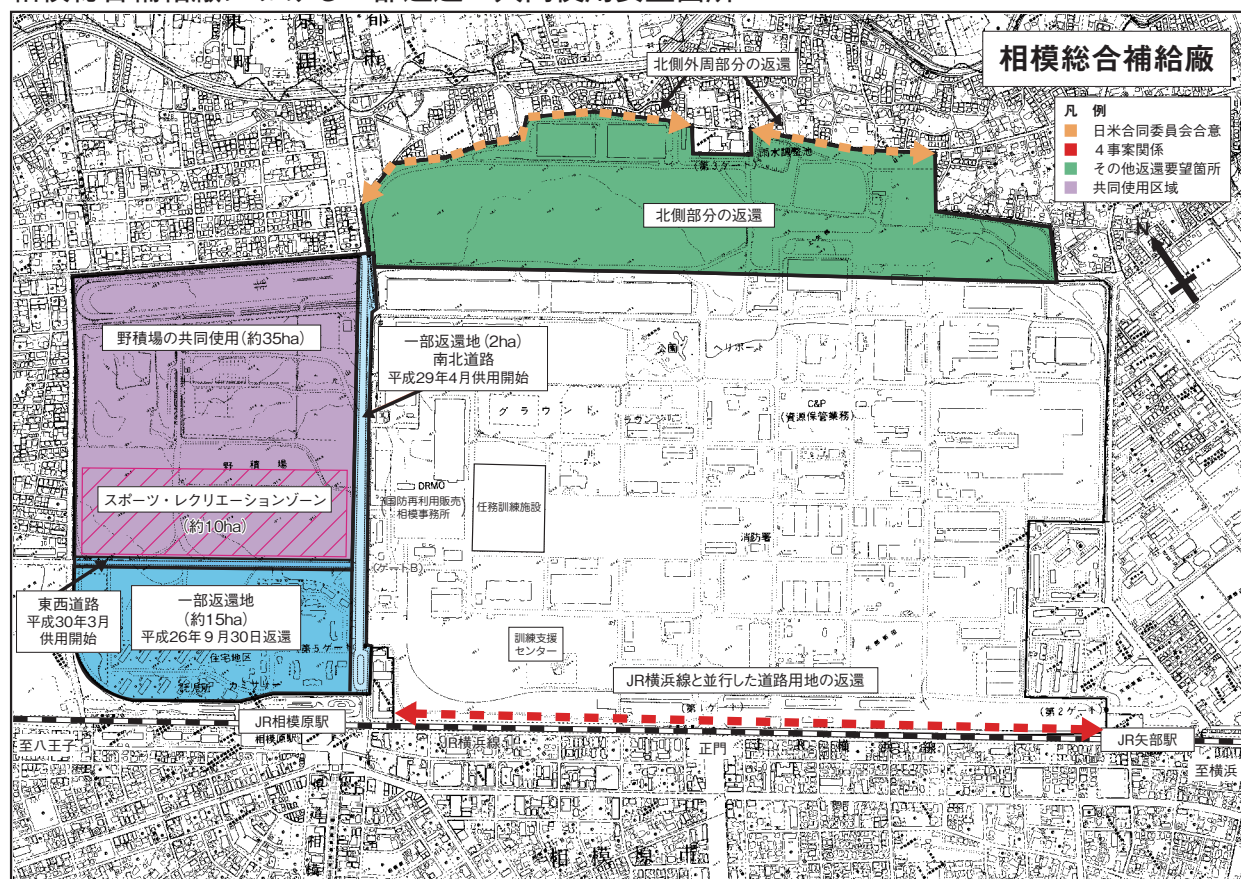
### ○北側外周部分（延長約1,200m）の返還 【日米合同委員会で合意済み】

基地北側のフェンスに沿って、上矢部地区と宮下地区とを結ぶ地区集散道路を整備する。

### ○北側部分（約33<sup>ヘクタール</sup>）及び野積場（約35<sup>ヘクタール</sup>）の返還

相模原駅周辺地区において、政令指定都市・相模原市の広域交流拠点として、市の中心市街地にふさわしいまちづくりを進める。

相模総合補給廠における一部返還・共同使用要望箇所



## <相模原住宅地区>

○ウォーターフィルタープラント（浄水場）区域（約1.5<sup>ヘクタール</sup>）の返還【返還4事案】

公園として整備する。

○東側外周部分道路用地（延長約640m）の返還【返還4事案】

南北方向のアクセスの向上を図る。

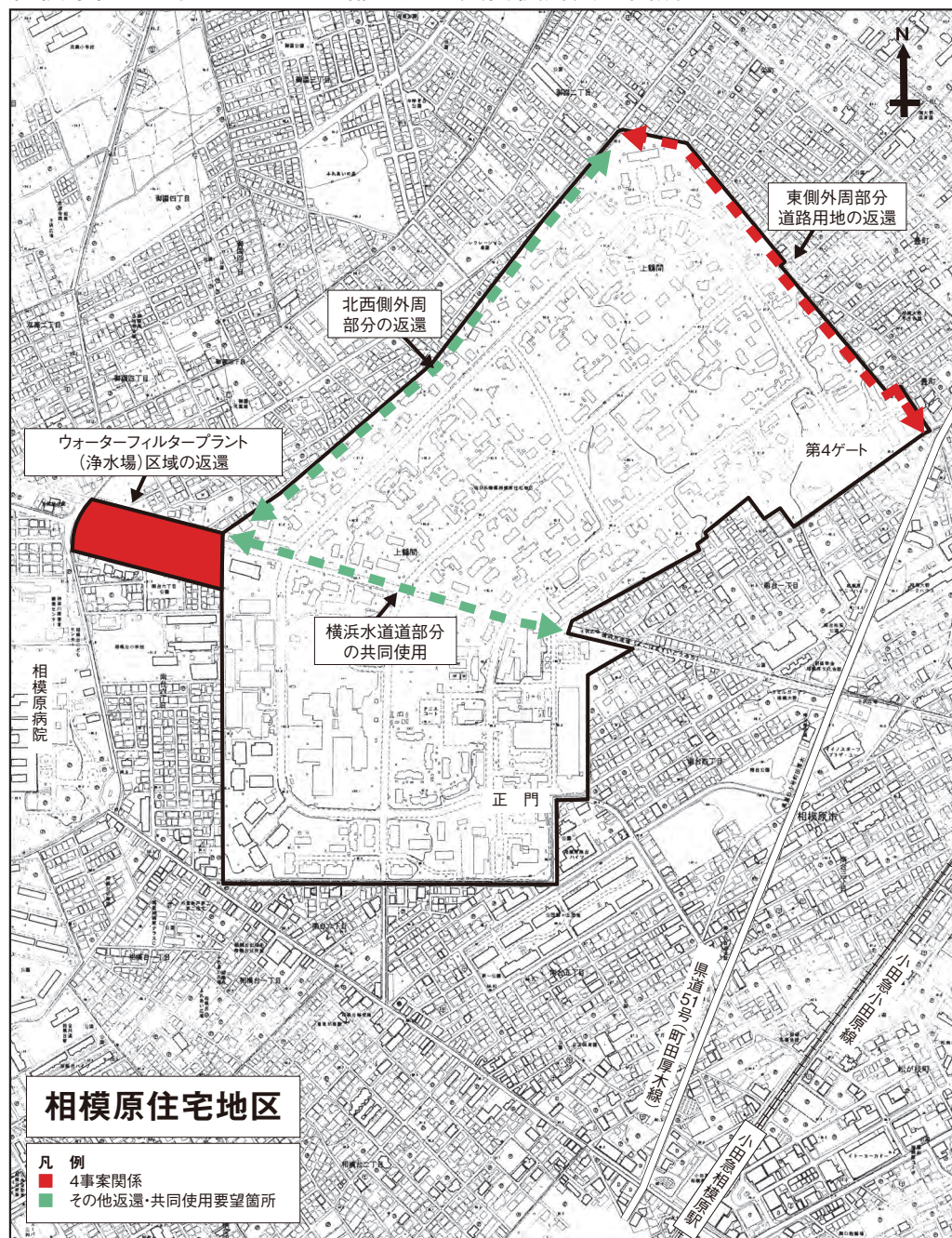
○北西側外周部分（延長約950m）の返還

歩行者用の緑道を整備する。

○横浜水道道部分（延長約540m）の共同使用

歩行者・自転車用の緑道として利用し、迂回の解消を図る。

相模原住宅地区における一部返還・共同使用要望箇所





## 第4章

# 基地にかかる交付金等



# 1 基地交付金・調整交付金

## (1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

基地交付金は、米軍の施設や、自衛隊が使用する施設のうち飛行場・演習場等として使用されている土地が広大な面積を有し、市町村の区域の多くを占め、市町村に財政上著しい影響を与えていることから、固定資産税の代替的なものとして国から市町村に対し、交付されている。

この交付金は、国の予算の範囲内で交付され、配分方法は、予算総額の10分の7を国有財産の価格で按分し、同じく10分の3を国有財産の種類、用途及び市町村の財政状況等を考慮し配分するというものであり、用途が制限されない一般財源として、毎年度交付されている。

しかしながら基地交付金は、その交付金額の算定根拠が明らかになっておらず、また、固定資産税の代替的性格を有するものとされているにも関わらず、その交付額は固定資産税相当額に達していない。このため本市では、全国基地協議会、神奈川県基地関係縣市連絡協議会（P 63・64参照）を通じて、算定根拠の明示や固定資産税に相当する額の交付が可能となるよう十分な予算額の確保等について、国に対し継続して要請している。

## (2) 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）

調整交付金は、米軍が施設内において独自の予算で建設した建物等、米軍所有の資産について、固定資産税が非課税となっているにも関わらず、基地交付金の対象とはなっていないこととの不均衡や、米軍及びその構成員にかかる住民税、軽自動車税等の市町村税の非課税措置による財政上の影響を考慮して、国から交付されている。

この交付金は、国の予算の範囲内で交付され、予算総額の3分の2を米軍資産の価格を基礎として配分し、同じく3分の1を市町村民税等の非課税措置により、市町村が受ける税財政上の影響及び市町村の財政状況等を考慮して配分するというものであり、前述した基地交付金と同様、用途を制限することのない一般財源として、対象市町村に毎年交付されている。しかしながら、調整交付金についても算定根拠が明らかにされていないことから、全国基地協議会などを通じ、国に対しその明示を求めている。

## 基地交付金・調整交付金実績

年度	基地交付金 (千円)	調整交付金 (千円)	合計		
			金額(千円)	増減(千円)	伸率(%)
平成 22	1,193,226	83,966	1,277,192	23,315	1.9
23	1,163,499	87,219	1,250,718	△ 26,474	△ 2.1
24	1,133,722	89,837	1,223,559	△ 27,159	△ 2.2
25	1,103,918	96,775	1,200,693	△ 22,866	△ 1.9
26	1,098,464	99,893	1,198,357	△ 2,336	△ 0.2
27	1,154,367	102,273	1,256,640	58,283	4.9
28	1,204,989	106,004	1,310,993	54,353	4.3
29	1,204,990	107,750	1,312,740	1,747	0.1
30	1,192,940	109,520	1,302,460	△ 10,280	△ 0.8
令和元	1,192,940	115,014	1,307,954	5,494	0.4

※ 26 平成 23 年度から、従前、耐用年数満了後において、取得価格の 10%相当額が対象資産価格とされていたものが、1 円まで均等償却されることとなった。

## 基地交付金交付額と対象資産に対する固定資産税相当額との比較

年度	対象資産 価格	交付金額	交付割合 [B]/[A] (%)	固定資産税 相当額	固定資産税 相当額と交付金 との差額	固定資産税 相当額に対 する交付金 の割合	政令 控除額
	[A](千円)			[C](千円)	[A] × 1.4/100 [C](千円)	[B]-[C]	
平成 22	376,221,353	1,193,226	0.32	5,267,099	△ 4,073,873	22.7	0
23	294,170,959	1,163,499	0.40	4,118,393	△ 2,954,894	28.3	0
24	284,063,902	1,133,722	0.40	3,976,895	△ 2,843,173	28.5	0
25	278,060,762	1,103,918	0.40	3,892,851	△ 2,788,933	28.4	0
26	276,587,633	1,098,464	0.40	3,872,227	△ 2,773,763	28.4	0
27	299,352,270	1,154,367	0.39	4,190,932	△ 3,036,565	27.5	0
28	299,139,998	1,204,989	0.40	4,187,960	△ 2,982,971	28.8	0
29	301,385,979	1,204,990	0.40	4,219,404	△ 3,014,414	28.6	0
30	298,432,533	1,192,940	0.40	4,178,055	△ 2,985,115	28.6	0
令和元	297,899,132	1,192,940	0.40	4,170,588	△ 2,977,648	28.6	0

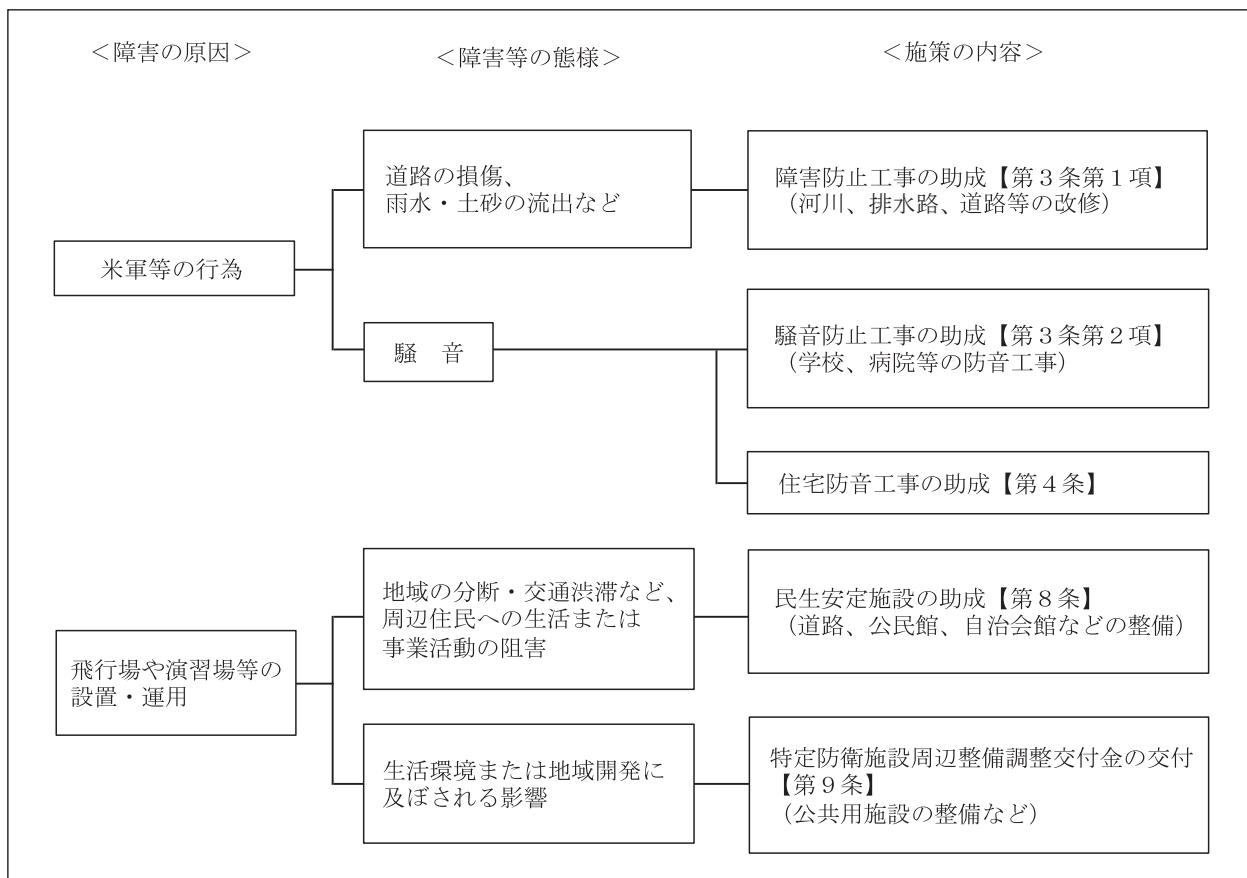
## 2 基地周辺の環境整備

広大な面積を有する米軍及び自衛隊の基地の存在は、基地周辺における道路、排水など生活環境の整備を阻害するばかりでなく、その運用に伴い騒音被害等も発生し、市民の日常生活に様々な影響を及ぼしている。国は、基地に起因するこうした障害を防止、軽減もしくは緩和するため、昭和49年6月27日、基地周辺における対策事業への助成について規定した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(環境整備法)」を制定した。

この法律に基づく主な助成として、排水路や道路の改修等を行う際の「障害防止工事の助成(第3条第1項)」、騒音対策を行う際の「防音工事の助成(同条第2項)」、障害の緩和として施設等を整備する際の「民生安定施設の助成(第8条)」、「特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付(第9条・本市は平成23年度から交付対象)」などがある。

同法の運用にあたり、本市では防衛施設周辺整備全国協議会(P64参照)、神奈川県基地関係縣市連絡協議会などを通じ、周辺対策事業に係る予算の増額、申請事業の完全採択、事業費の補助率引上げ、補助事業範囲の拡大及び維持管理費の国庫負担等について、国に対する要請を継続して行っている。

### 環境整備法の体系(抜粋)





## (1) 障害防止工事(第3条第1項)・防音工事(同第2項)の助成

障害防止工事・防音工事の助成は、米軍又は自衛隊の訓練等によって生じる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が公共施設及びこれに準ずる施設について必要な整備を実施する際、国が予算の範囲内で、原則として100%の補助を行うものである。第3条第1項では騒音以外の障害に関して、同条第2項では騒音障害に関してそれぞれ定められている。

障害とは例えば、戦車等の重車両の頻繁な通行による道路の損傷や、戦車及び航空機の訓練における砲撃や射撃等に伴う基地内の保水力の減退による基地周辺への雨水や土砂の流出、米軍及び自衛隊の航空機による離着陸の頻繁な実施等に伴う騒音被害の発生などが挙げられる。

なお、同条第2項では施設の防音工事について規定されているが、これは第4条の住宅防音工事(P53～55参照)とは異なり、学校・幼稚園等の教育施設や、病院・診療所等の医療施設などが助成対象となっている。

## (2) 民生安定施設の助成(第8条)

民生安定施設の助成は、基地の設置又はその運用により、地域の分断や交通渋滞の発生など、周辺住民の生活又は事業活動が阻害されていると認められる場合において、地方公共団体がその状況を緩和するために必要な整備を実施する際、予算の範囲内で国がその経費の一部を補助するものである。

助成対象となる施設は、生活環境関連施設又は事業経営の安定に寄与する施設であり、例として道路、学習等供用施設(公民館、自治会館など)、公園、消防施設、放送施設などが掲げられている。

なお、助成額については、おおむね事業費の3分の2に相当する額となっている。

## (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金(第9条)

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃又は航空機による射撃が行われる演習場等の設置・運用により、特にその周辺の生活環境や地域開発に影響を受ける市町村が実施する公共用施設の整備や事業に対して、国が交付するものである。

平成23年、政令の改正により、交付対象施設(特定防衛施設)の要件にヘリコプターの離着陸が頻繁に実施される防衛施設が追加され、同年10月、本市に所在する「キャンプ座間」、「相模総合補給廠」の2つの基地が特定防衛施設となり、特定防衛施設関連市町村に本市が追加指定された。

交付額は、指定特定防衛施設の面積が市町村の面積に占める割合や、特定防衛施設の運用の態様(航空機の種類や飛行回数など)等により算定され、毎年度、市町村へ内示される。

特定防衛施設周辺整備調整交付金は次頁のとおり事業に充当することができる。

### ＜公共用施設の整備＞

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツまたはレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

### ＜生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業＞

- (1) 防災に関する事業
- (2) 住民の生活の安全に関する事業
- (3) 通信に関する事業
- (4) 教育、スポーツまたは文化に関する事業
- (5) 医療に関する事業
- (6) 福祉に関する事業
- (7) 環境衛生に関する事業
- (8) 産業振興に寄与する事業
- (9) 交通に関する事業
- (10) 良好な景観の形成に関する事業
- (11) その他生活環境の改善または開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの

環境整備法に基づく国からの助成実績※27

(単位：千円)

年度	種別	内 容	対象地域	事業別 助成額	種別合計	合 計
22	民生	防災行政用同報無線統合整備事業	市内全域	15,378	538,359	538,359
		市道新戸相武台道路改良工事	新戸	522,981		
23	民生	防災行政用同報無線統合整備事業	市内全域	74,397	320,629	320,629
		消防車両購入事業	相模大野	14,696		
		市道新戸相武台道路改良工事	新戸	231,536		
24	民生	若沼自治会集会所防音助成事業	若松	3,360	930,906	1,041,675
		消防車両購入事業	相模大野	15,011		
		市道新戸相武台道路改良工事	新戸	912,535		
	9条 ※28	学校給食単独校運営事業	中央区内ほか	41,256	110,769	
		震度情報システム整備事業	中央ほか	54,313		
		相陽中学校生徒用ロッカー改修事業	磯部	15,200		
25	民生	小山公民館大規模改修事業	向陽町	37,010	849,781	904,385
		市民会館改修事業	中央	220,150		
		消防車両購入事業	古淵	15,151		
		市道新戸相武台道路改良工事	新戸	573,767		
		鶴ヶ丘自治会集会所防音助成事業	南台	1,906		
		翠ヶ丘自治会集会所防音助成事業	相南	1,797		
	9条	清新小学校児童用ロッカー改修事業	清新	17,000	54,604	
		横山公民館エレベーター改修事業	横山台	9,200		
		あじさい会館ホール照明設備整備事業	富士見	10,800		
26	民生	消防車両購入事業	相武台	15,533	1,218,561	1,304,755
		南自治会集会所防音助成事業	東林間	2,612		
		市道新戸相武台道路改良工事	新戸	1,200,416		
	障害	東林保育園防音事業関連維持事業	相南	1,079	1,079	
		9条	相原公民館大規模改修工事	相原	79,115	
27	民生	市道新戸相武台道路改良工事	新戸	920,480	920,480	1,009,275
		障害	東林保育園防音事業関連維持事業	相南	690	
	9条	学校給食単独校運営事業	市内一円	78,105	88,105	
		光が丘公民館エレベーター改修修繕事業	並木	10,000		
28	民生	市道新戸相武台道路改良工事	新戸	214,400	214,400	304,312
	障害	東林保育園防音事業関連維持事業	相南	641	641	
	9条	南市民ホール屋上防水改修修繕事業	相模大野	14,800	89,271	
		相模台まちづくりセンター・公民館駐車場等整備事業	相模台	16,000		
		防災資機材整備事業	市内一円	17,371		
		学校給食単独校運営事業	中央区 南区	12,000		
		上鶴間公民館エレベーター改修事業	上鶴間本町	11,500		
		教材等整備事業	磯部ほか	5,500		
		麻溝台保育園駐車場整備修繕事業	麻溝台	3,500		
		大野北まちづくりセンター多目的トイレ改修工事	鹿沼台	4,000		
		相模原市文化会館高所作業台更新事業	相模大野	2,500		
		橋本図書館ロビーソファ等整備事業	橋本	2,100		

年度	種別	内 容	対象地域	事業別 助成額	種別合計	合 計
29	民生	市道新戸相武台道路改良工事	新戸	65,881	132,861	222,449
		スポーツ・レクリエーションゾーン実 施設計	小山	7,912		
		はしご付消防ポンプ自動車購入事業	相模大野	59,068		
	9条	大沼公民館エレベーター改修事業	東大沼	15,000	89,588	
		相武台保育園給湯設備等改修修繕事業	新磯野	14,869		
		新磯保育園給湯設備等改修修繕事業	磯部	17,463		
		共和小学校給食受入室整備事業	高根	7,500		
		防災資機材整備事業	市内一円	2,000		
		教材等整備事業	市内一円	7,756		
		相模原市立総合水泳場競泳システム改 修整備事業	横山	15,400		
小中学校AED収納庫整備事業	市内一円	9,600				
30	民生	市道新戸相武台道路改良工事	新戸	356,698	535,258	624,628
		スポーツ・レクリエーションゾーンの整 備工事	小山	39,246		
		清新公民館設備改修修繕事業	清新	139,314		
	9条	南清掃工場ボイラー機器他点検業務	麻溝台	89,370	89,370	

※ 27 民生：民生安定施設の助成

障害：障害防止工事・防音工事の助成

9条：特定防衛施設周辺整備助成交付金

※ 28 特定防衛施設周辺整備助成交付金については、相模原市は平成23年度から助成対象となった（23年度分は24年度に繰越）

### 3 再編交付金

再編交付金とは、平成18年に承認された在日米軍再編に伴い、住民の安定した生活に及ぼす影響の増加に配慮するため、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(米軍再編特別措置法)」を根拠とし、市町村が実施する生活の安定に資する事業に対して、国が財政負担をするものである。再編による負担の増加と減少を点数化して足し引きし、負担がプラスになった防衛施設を、防衛大臣が交付対象防衛施設に指定する。本市においては、平成19年10月31日にキャンプ座間が指定された。

交付期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間で、年度ごとの再編の進捗状況により交付額が決定し、毎年度市町村に交付された。

交付対象事業は米軍再編特別措置法施行令第2条の規定により、以下の14事業が示されている。

- (1) 住民に対する広報に関する事業
- (2) 国民保護のための措置に関する事業
- (3) 防災に関する事業
- (4) 住民の生活の安全の向上に関する事業
- (5) 情報通信の高度化に関する事業
- (6) 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- (7) 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- (8) 環境衛生の向上に関する事業
- (9) 交通の発達及び改善に関する事業
- (10) 公園及び緑地の整備に関する事業
- (11) 環境の保全に関する事業
- (12) 良好な景観の形成に関する事業
- (13) 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- (14) その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が告示するもの

## 再編交付金充当事業

(単位：千円)

年度	内 容	対象地域	事業別 助成額	合 計
19	新磯公民館整備事業	磯部	144,362	156,862
	相武台ふれあい広場整備事業	相武台	12,500	
20	消防車両購入事業	淵野辺本町	31,000	157,767
	大野台小学校プール循環装置改修事業	大野台	16,000	
	鹿島台小学校防球ネット整備事業	上鶴間本町	10,090	
	若草中学校プール用受水槽改修事業	新磯野	10,000	
	勝坂遺跡公園用地購入事業	磯部	47,677	
	相陽中学校プール循環装置改修事業	磯部	18,000	
	相陽中学校校舎用受水槽改修事業	磯部	15,000	
	新磯小学校プール用受水槽改修事業	磯部	10,000	
21	救助資機材車購入事業	中央、相武台	53,000	424,100
	横山丘陵・道保川緑地整備事業	南区内ほか	9,500	
	非常用発電設備設置工事	旭町	3,100	
	文化会館大ホール等改修事業	相模大野	68,733	
	南合同庁舎駐車場整備事業	相模大野	12,000	
	学校プール循環ろ過装置整備事業	文京	43,000	
	防球ネット整備事業	文京ほか	18,000	
	市民健康文化センター改修事業	麻溝台	13,767	
	新磯公民館駐車場拡張整備事業	磯部	116,000	
	勝坂遺跡保存整備事業	磯部	25,400	
	文化財住宅保存活用事業	磯部	9,600	
	小学校歩行空間カラー化事業	磯部、相武台	2,000	
	看護学校屋内運動場耐震補強等工事	相武台	40,000	
	消防車両購入事業	相武台ほか	10,000	
22	中学校完全給食推進事業	南区内	139,600	424,100
	省エネ・高照度化防犯灯設置促進事業	南区内	21,200	
	市民健康文化センター改修事業	麻溝台	148,548	
	下磯部自治会館整備事業	磯部	20,365	
	新磯公民館駐車場整備事業	磯部	12,000	
	観光施設整備事業	新戸	75,887	
消防水利整備事業	相武台	6,500		
23	災害時用仮設トイレ購入事業	市内全域	16,000	424,100
	災害時要援護者用仮設トイレ等購入事業	市内全域	1,390	
	省エネ・高照度化防犯灯設置促進事業	中央区内ほか	20,000	
	向陽小学校プール循環ろ過設備等改修工事	向陽町	22,589	
	相模川ふれあい科学館再整備事業	水郷田名	11,000	
	教室照明器具改善事業	南区	42,040	
	IP インターフォン整備事業	南区	12,960	
	耐震性貯水槽新設事業	西大沼	7,700	
	谷口中学校防球ネット設置工事	上鶴間	6,848	
	鶴園小学校プール循環ろ過設備等改修工事	上鶴間	17,176	
	市民健康文化センター改修事業	麻溝台	149,961	
	空調設備設置事業	新磯野	41,760	
	相模川下流域観光環境整備事業	新戸	41,000	
	五ヶ村用水路施設改修工事	新戸	3,384	
	相模台公園野球場修繕工事	相模台	14,000	
感染症予防対策事業	桜台ほか	13,601		
東林保育園園庭雨水排水改修修繕工事	相南	2,691		

## 再編交付金充当事業

(単位：千円)

年度	内 容	対象地域	事業別 助成額	合 計
24	省エネ・高照度化防犯灯設置促進事業	市内全域	20,000	424,100
	防災情報用施設維持管理事業	市内全域	47,000	
	防災資機材整備事業	市内全域	31,000	
	災害時要援護者支援事業	市内全域	11,000	
	災害時医療救護体制整備事業	市内全域	2,000	
	小学校用災害備蓄整備事業	全市立小学校	14,000	
	中学校用災害備蓄整備事業	全市立中学校	6,000	
	緊急通報システム整備事業	中央区内ほか	76,460	
	星が丘公民館エレベーター改修修繕工事	星が丘	9,720	
	相模川ふれあい科学館再整備事業	水郷田名	29,000	
	防球・防砂ネット設置事業	上溝ほか	3,600	
	学校給食単独校運営事業	南区内	40,300	
	古淵鵜野森公園屋外水泳プール循環浄化装置交換修繕工事	鵜野森	10,220	
	相模川下流域観光環境整備事業	新戸	20,000	
	新戸 55 号水路改修工事	新戸	1,800	
	街区公園用地購入事業	相武台	90,000	
	街区公園整備事業	相武台	7,000	
	市道桜台 3 号ほか 1 道路改良事業	桜台ほか	5,000	
	25	学校給食単独校運営事業	市内全域	
防災資機材及び防災情報用施設整備事業		市内全域	33,000	
省エネ・高照度化防犯灯設置促進事業		市内全域	30,000	
校内緊急通報システム整備事業		緑区内	4,000	
児童館整備事業		すすきの町	3,200	
(仮称)横山公園多目的フィールド整備事業		横山	7,000	
相模川ふれあい科学館再整備事業		水郷田名	235,000	
(仮称)上溝学校給食センター開設準備事業		上溝	20,000	
相模原市営斎場改修事業		古淵	49,000	
微小粒子状物質自動測定機購入事業		古淵	5,300	
微小粒子状物質自動測定機古淵測定局設置工事		古淵	5,500	
防球ネット設置事業		東大沼ほか	10,542	
小学校環境対策事業		若松	25,000	
街区公園整備事業		上鶴間本町	12,000	
市道御園 48 号舗装新設工事		御園	10,000	
市立麻溝保育園改修事業		当麻	3,958	
市道新戸 111 号道路改良工事		新戸	13,000	
市道新戸 40 号改良舗装工事		新戸	7,000	
「相模の大風」親綱製作補助事業		新戸	4,271	
新戸 60 号水路改修工事	新戸	1,500		

## 再編交付金充当事業

(単位：千円)

年度	内 容	対象地域	事業別 助成額	合 計
26	防災情報用通信設備等整備・防災資機材整備事業	市内全域	41,100	453,914
	感染症対策設備等整備事業	市内全域	7,800	
	省エネ・高照度化防犯灯設置促進補助事業	市内全域	30,000	
	学校給食単独校運営事業	市内全域	80,000	
	相模原市立博物館中央監視装置整備事業	高根	56,700	
	総合学習センター冷暖房設備更新事業	中央	25,500	
	総合学習センター防水改修等事業	中央	6,800	
	(仮称)横山公園多目的フィールド整備事業	横山	70,029	
	図書館受変電設備改修事業	鹿沼台	17,200	
	相模原市営斎場式場等調度品更新事業	古淵	11,000	
	屋内運動場屋根整備事業	古淵ほか	26,000	
	小学校環境対策事業	旭町	41,500	
	観光施設整備事業	下溝	4,700	
	市立麻溝保育園改修事業	当麻	6,000	
	相武台まちづくりセンター・公民館大規模改修事業	新磯野	8,900	
	自治会法人新戸自治会連合会集会所建設事業	新戸	3,386	
自治会法人相武台前町内会自治会連合会集会所改修事業	相武台	17,299		
27	防災資機材整備事業	市内全域	28,250	272,523
	(仮称)横山公園多目的フィールド整備事業	横山	72,979	
	街区公園整備事業	横山	6,000	
	相模大野駅北口駅前広場エレベーター整備事業	相模大野	12,300	
	相武台まちづくりセンター・公民館大規模改修事業	新磯野	113,921	
	自治会法人勝坂自治会連合会集会所改修事業	磯部	23,439	
	自治会法人新戸自治会連合会集会所建設事業	新戸	15,634	
28	(仮称)横山公園多目的フィールド整備事業	横山	155,000	272,523
	相模大野駅北口駅前広場エレベーター整備事業	相模大野	70,000	
	自治会法人上磯部自治会連合会集会所改修事業	磯部	19,094	
	相武台まちづくりセンター・公民館整備事業	新磯野	11,000	
	リサイクルスクエア等建設付帯設備整備事業	麻溝台	10,000	
	街区公園等整備事業	並木	1,500	
横山公園クラブハウス改修事業	横山	5,929		





# 資料



## ①日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 (日米安全保障条約)

昭和 35 年 1 月 19 日　ワシントンで署名

昭和 35 年 6 月 23 日　効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

### 第 1 条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

### 第 2 条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

### 第 3 条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

### 第 4 条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

### 第 5 条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第 51 条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

## 第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

## 第7条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

## 第8条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

## 第9条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

## 第10条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山 愛一郎

石井 光次郎

足立 正

朝海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー2世

J・グレイアム・パーソンズ

**②日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設  
及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定  
(日米地位協定)**

昭和 35 年 1 月 19 日ワシントンで署名

昭和 35 年 6 月 23 日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960 年 1 月 19 日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

**第 1 条 (軍隊構成員、軍属、家族の定義)**

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第 14 条 1 に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
  - (1) 配偶者及び 21 才未満の子
  - (2) 父、母及び 21 才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

**第 2 条 (施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用)**

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第 25 条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

**第 3 条 (施設及び区域内外の管理)**

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての

措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

#### **第4条（施設及び区域の返還、原状回復、補償）**

1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。

3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

#### **第5条（船舶及び航空機の出入及び移動）**

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されずに日本国の港又は飛行場に入出することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入出し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

#### **第6条（航空・通信の体系、航空・航行施設に関する協力）**

1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によって定める。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式

に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

#### 第7条（公益事業の利用）

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

#### 第8条（気象業務の提供）

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

#### 第9条（米軍人、軍属及びその家族の出入国）

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
  - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
  - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にある間のその身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
- 5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があってその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によって要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したものと及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。



## 第 10 条（運転免許証及び車両）

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

## 第 11 条（関税及び税関検査の免除）

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあっては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
  - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
  - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
  - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2 及び 3 で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のものの場合には行なわないものとする。
  - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
  - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線にある公用郵便物
  - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

- 7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
- 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。  
(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によって又はこれに代わって行なわれる差押えを受けべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。  
(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。  
(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

## 第 12 条 (労務規定)

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けずに契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品、及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
  - (a) 物品税
  - (b) 通行税
  - (c) 揮発油税
  - (d) 電気ガス税最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。
- 4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第 15 条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第 15 条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなった場合には、次の手続が適用される。
- (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
  - (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後 7 日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならないが、暫定的にその労働者を就労させないことができる。
  - (c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
  - (d) (c) の規定に基づく協議の開始の日から 30 日の期間内にそのような解決に到達しなかったときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。
- 7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
- 8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。
- 9 3 に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

### 第 13 条 (課税)

- 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第 15 条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

### 第 14 条 (特殊契約者)

- 1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が 2 の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければ

ならない。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

(a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。

(b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

(c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

(a) 第5条2に定める出入及び移動の権利

(b) 第9条の規定による日本国への入国

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d) 合衆国政府により認められたときは、第15条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第19条2に定めるもの

(f) 合衆国政府により認められたときは、第20条に定めるところにより軍票を使用する権利

(g) 第21条に定める郵便施設の利用

(h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。

これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があったときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

#### 第15条（歳出外資金諸機関）

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
- (b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。
- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

#### 第16条（日本国法令の尊重）

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

#### 第17条（刑事裁判権）

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
  - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
  - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
  - (i) 当該国に対する反逆
  - (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
  - (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使す

る第一次の権利を有する。

(i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
  - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
  - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
  - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
  - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
  - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

#### 第18条 (民事請求権)

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
  - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。海難救助について一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。
- 仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
- (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
  - (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
  - (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従って分担される。
  - (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
  - (f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても1千4百合衆国ドル又は50万4千円までの

額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

- 3 1 及び 2 の規定の適用上、船舶について、「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び 6 又は 7 の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。
  - (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
  - (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
  - (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
  - (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (i) 及び (ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2 箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
  - (e) (a) から (d) まで及び 2 の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
    - (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その 25 パーセントを日本国が、その 75 パーセントを合衆国が分担する。
    - (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
    - (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が 6 箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6 箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
  - (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
  - (g) この項の規定は、(e) の規定が 2 に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4 の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）



に対する請求権は、次の方法で処理する。

- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
  - (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
  - (c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
  - (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。
  - 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2（b）の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
  - 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5（f）に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。  
(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。  
(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
  - 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
  - 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
  - 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
  - 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第18条の規定によって処理する。

#### **第19条（外国為替管理）**

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な

措置を執らなければならない。

## 第20条（軍票）

- 1 (a) ドルをもって表示される合衆国軍票は、合衆国によって認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
- (b) 合衆国の当局が認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
- 2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

## 第21条（軍事郵便局）

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

## 第22条（在日米人の軍事訓練）

合衆国は、日本国に在留する的確の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

## 第23条（軍及び財産の安全措置）

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

## 第24条（経費の分担）

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

#### 第 25 条 (合同委員会)

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者 1 人及び合衆国政府の代表者 1 人で組織し、各代表者は、1 人又は 2 人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

#### 第 26 条 (発効、予算上及び立法上の措置)

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1 に定める手続が完了した後、相互協力、及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、1952 年 2 月 28 日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定 (改正を含む。) は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

#### 第 27 条 (改正)

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

#### 第 28 条 (終了)

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によって終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960 年 1 月 19 日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書 2 通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山 愛一郎

石井 光次郎

足立 正

朝海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー 2 世

J・グレイアム・パーソンズ

③安全保障に関する日米協議の場

(平成 24 年 5 月現在)

名 称	内 容	構成員または参加者	
		日本側	米国側
日米安全保障協議委員会 (SCC) ツープラスツー 〔「2 + 2」会合〕	日米両政府間の理解の促進に役立ち、安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で、安全保障の基盤をなし、かつ、これに関するものについて協議	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官
日米安全保障 高級事務レベル協議 (SSC)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	(厳格には定められていないが、) 外務省北米局長 防衛省防衛政策局長等	(厳格には定められていないが、) 国務次官補 国防次官補等
日米合同委員会 (JC)	日米地位協定の実施に関して、相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日米両政府間の協議機関	外務省北米局長等	在日米大使館公使 在日米軍司令部 副司令官等

## ④日米合同委員会組織

平成30年2月現在

( )は設置年月日

\* 以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。

### 日米合同委員会

日本側代表 外務省北米局長  
代表代理  
法務省大臣官房長  
農林水産省経営局長  
防衛省地方協力局長  
外務省北米局参事官  
財務省大臣官房審議官

米側代表 在日米軍司令部副司令官  
代表代理  
在日米大使館公使  
在日米軍司令部第五部長  
在日米陸軍司令部参謀長  
在日米空軍司令部副司令官  
在日米海軍司令部参謀長  
在日米海兵隊基地司令部参謀長

気象分科委員会 (昭35.6.23) 代表 気象庁長官	海上演習場部会 議長 水産庁漁政部長
基本労務契約・船員契約紛争処理小委員会 (昭35.6.23) 代表 法務省大臣官房審議官	建設部会 議長 防衛省地方協力局地方協力企画課長
刑事裁判管轄権分科委員会 (昭35.6.23) 代表 法務省刑事局公安課長	港湾部会 議長 国土交通省港湾局長
契約調停委員会 (昭35.6.23) 代表 防衛省地方協力局調達官	道路橋梁部会 議長 国土交通省道路局長
財務分科委員会 (昭35.6.23) 代表 財務省大臣官房審議官	陸上演習場部会 議長 農林水産省経営局長
施設分科委員会 (昭35.6.23) 代表 防衛省地方協力局次長	施設調整部会 議長 防衛省地方協力局地方調整課長
周波数分科委員会 (昭35.6.23) 代表 総務省総合通信基盤局長	議長 防衛省地方協力局沖繩調整官
出入国分科委員会 (昭35.6.23) 代表 法務省大臣官房審議官	施設整備・移設部会 議長 防衛省地方協力局提供施設課長
調達調整分科委員会 (昭35.6.23) 代表 経済産業省貿易経済協力局長	沖繩自動車道建設調整特別作業班 議長 防衛省地方協力局沖繩調整官
通信分科委員会 (昭35.6.23) 代表 総務省総合通信基盤局長	SACO実施部会 議長 防衛省地方協力局沖繩調整官
民間航空分科委員会 (昭35.6.23) 代表 国土交通省航空局交通管制部長	検疫部会 議長 外務省北米局日米地位協定室補佐
民事裁判管轄権分科委員会 (昭35.6.23) 代表 法務省大臣官房審議官	
労務分科委員会 (昭35.6.23) 代表 防衛省地方協力局労務管理課長	
航空機騒音対策分科委員会 (昭38.9.19) 代表 防衛省地方協力局地方協力企画課長	
事故分科委員会 (昭38.1.24) 代表 防衛省地方協力局補償課長	
電波障害問題に関する特別分科委員会 (昭41.9.1) 代表 防衛省地方協力局地方協力企画課長	
車両通行分科委員会 (昭47.10.18) 代表 国土交通省道路局長	
環境分科委員会 (昭51.11.4) 代表 環境省水・大気環境局総務課長	
環境問題に係る協力に関する特別分科委員会 (平14.11.27) 代表 外務省北米局審議官	
日米合同委員会合意の見直しに関する特別分科委員会 (昭53.6.29) 代表 外務省北米局日米地位協定室長	軍属作業部会 議長 外務省北米局日米地位協定室長 議長 防衛省地方協力局在日米軍調整室長
刑事裁判手続に関する特別専門家委員会 (平7.9.25) 代表 外務省北米局審議官	
訓練移転分科委員会 (平8.4.1) 代表 防衛省地方協力局地方調整課長	
事件・事故通報手続に関する特別作業部会 (平9.3.20) 代表 外務省北米局日米地位協定室長	
事故現場における協力に関する特別分科委員会 (平16.9.14) 代表 外務省北米局審議官	
在日米軍再編統括部会 (平18.6.29) 代表 外務省北米局日米安全保障条約課長 防衛省防衛政策局日米防衛協力課長	



## ⑥返還財産の処分等

### <返還財産の処分条件について>

(昭和 54 年 12 月 24 日蔵理第 4824 号)

大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

在日米軍から返還された財務省所管普通財産（旧軍港市転換法（昭和 25 年法律第 220 号）第 4 条又は第 5 条（特別の措置）の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。）を地方公共団体等に対して処分（貸付けを含む。以下同じ。）をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和 51 年 6 月 21 日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（以下、「答申」という。）の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和 54 年 11 月 1 日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。

なお、昭和 53 年 5 月 24 日付蔵理第 2104 号「返還財産の処理について」は、廃止する。

#### 記

#### 1 対象財産

返還財産のうち未利用の土地（使用承認、管理委託等により暫定的に利用されているものを含む。）で、昭和 32 年 1 月 1 日以降に返還されたものに適用する。

#### 2 処分条件

返還財産を、別表第 1 又は別表第 2 の A 欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表の B 欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表の C に定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第 1 に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。

更に、別表第 1 第 10 項（4 割減額売払い）の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項 C 欄の規定にかかわらず、時価からその 4 割 5 分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

- (1) 返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新增設建物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。
- (2) 返還財産を別表第 1 第 10 項 A 欄の（1）から（3）まで、（7）及び（9）から（12）までに掲げる施設のうち別表第 2 に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条に規定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

#### 3 優遇措置の適用面積

上記 1 に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模（昭和 48 年 12 月 26 日付蔵理第 5722 号「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲

渡又は貸付する場合の取扱いについて」記第1の2(1)に定める適正規模をいう。以下同じ。)の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

#### 4 特例

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

別表 第1 処分相手方が地方公共団体の場合

欄 項	A (施設)	B (優遇措置を定める 法令の規定)	C (処分条件)
1	(1) 火葬場 (2) 墓地 (3) ごみ処理施設 (4) 尿尿処理施設 (5) と畜場	国有財産法(昭和23年法律73号)第22条第1項第1号及び第28条第4号	譲与又は無償貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水路	下水道法(昭和33年法律第79号)第36条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法(昭和27年法律第180号)第90条第2項	
4	(1) ため池 (2) 用排水路 (3) 信号機 (4) 道路標識 (5) 国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第15条(小規模な施設)に規定する施設	国有財産法第22条第1項第1号	無償貸付け
5	(1) 水道施設 (2) 防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号。以下「措置法」という。)第2条第1項	
6	(1) 緑地 (2) 公園	国有財産法第22条第1項第1号	処分する面積の3分の2について無償貸付け、残りの3分の1について時価売払い
7	(1) 国有財産特別措置法施行令(昭和27年政令264号。以下「政令」という。)第2条第1項に規定する保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設) (2) 政令第2条第2項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設) (3) 政令第2条第3項に規定する障害者支援施設 (4) 政令第2条第4項に規定する老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)	措置法第2条第2項第1号から第4号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い



8	更生保護事業法（平成7年法律第86号）第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い
9	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。）のうち小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校の施設で、政令第2条第7項各号に規定する地域にあるもの	措置法第2条第2項第6号	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 措置法第3条第1項第1号イに規定する医療施設及び保健所の施設</li> <li>(2) 同号ロに規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち本表第7項A欄に掲げる施設以外のもの</li> <li>(3) 同号ハに規定する学校施設のうち本表第9項A欄に掲げる施設以外のもの</li> <li>(4) 同号ニに規定する公民館の施設</li> <li>(5) 同号ホに規定する公立図書館の施設</li> <li>(6) 同号ヘに規定する公立博物館の施設</li> <li>(7) 同号トに規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設</li> <li>(8) 同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第8項A欄に掲げる施設以外のもの</li> <li>(9) 同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設</li> <li>(10) 同号ヌに規定する住民に賃貸する目的で経営する住宅施設</li> <li>(11) 同号ルの規定に基づき政令第3条第1項に規定する公害の状況をは握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。）</li> <li>(12) 措置法第3条第1項第1号ヲの規定に基づき政令第3条第2項に規定する体育館、水泳プール及び運動場</li> <li>(13) 同号ワの規定に基づき政令第3条第3項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力消防ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び救急自動車を保管するための施設</li> </ul>	第3条第1項第1号イからワまで	時価からその4割を減額した対価による売払い

別表 第2 処分相手方が地方公共団体以外の場合

欄 項	A (施設)	B (優遇措置を定める 法令の規定)	C (処分条件)
1	(1) 社会福祉法人が生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づき都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設 (2) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第3号ハに掲げる用に供する施設(同号イ又はロに掲げる用に併せて供するときに限る。) (3) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ロに掲げる用に供する施設 (4) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ハに掲げる用に供する施設	措置法第2条第2項第1号から4号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(同法第58条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
3	更生保護法人が更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い
4	更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(同法第58条の規定により補助を行うことができる場合に限る)	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
5	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の施設(私立学校法(昭和24年法律第270号)第59条の規定により助成を行うことができる場合に限る)		
6	学校法人が設置する学校施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(私立学校法第59条の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
7	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設(日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
8	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
9	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設置する道路	道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第8項	処分する面積の2分の1について無償貸付け、残りについて時価売払いの2分の1

## <返還予定財産の処分方針の策定について>

(平成 21 年 6 月 22 日財理第 2739 号)

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

財務省所管普通財産のうち、在日米軍から返還される予定の財産について、速やかに、かつ透明で公正な手続に則った処分を行うため、その処分方針策定に関し、下記のように取り扱うこととしたので了知されたい。

記

### 第 1 基本方針

在日米軍から返還される予定の国有財産は、国民共通の貴重な財産であるとともに、その規模等を勘案すると、その利活用の方向性が地域の経済や都市環境、生活環境に大きな影響を与えるものであることから、国民全体の利益増進を図るとともに、地元の意向も十分踏まえた有効活用策を策定する必要がある。

また、返還後も長期間有効活用されなかった場合、国民経済上の損失となるばかりでなく、管理費用も要することとなるため、返還後速やかに有効活用を図る必要がある。

このため、日米合同委員会、又は日米安全保障協議委員会によって返還合意がなされた財産について、透明で公正な手続きのもと、地元と十分協議を行い、地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）からの財産引継ぎ前に処分方針を決定し、引継ぎと同時に有効活用を図ることを基本とする。

### 第 2 対象財産

財務省所管普通財産のうち、返還合意により今後返還が予定されている土地で、面積が 10ha 以上のものを対象とする。ただし、次のいずれかに該当する財産を除く。（以下、「返還予定財産」という。）

- (1) 旧軍港市転換法（昭和 25 年法律第 220 号）に基づく処理をするもの
- (2) 返還要求の段階において、返還後の利用計画について既に地方審議会の答申を得ているもの
- (3) 財産の経緯・立地条件等の諸事情を勘案し、本通達と異なる処理をする必要があると財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）が判断するもの

### 第 3 処分方針の策定手続

#### 1. 現況把握

- (1) 処分方針策定に当たっては、財産の現況を把握し、是正すべきものがある場合は是正しつつ、現況を踏まえた方針を策定する必要がある。

このため、財務局長等は返還予定財産の現況把握を行うものとし、地元地方防衛局等に資料提供等を求める。

- (2) 現況把握の過程において、詳細な占有状況調査等を行う必要があると認められた場合には、財務局長等は地元地方防衛局等及び地元地方公共団体とともに現況把握等のための調査会を設けるものとする。
- (3) 調査会では、詳細調査の方法等及び当該調査の結果必要と認められた措置を協議し、適切な役割分担のもと、調査及び措置を実行するものとする。
- (4) 調査会の運営規則等は、調査会において定めるものとする。

## 2. 利用計画の策定

(1) 財務局長等は、返還予定財産について、取得調整等を通じ、国利用の計画の有無を適切に把握する。

(注) 取得調整等とは、以下のものをいう。

① 平成16年5月28日付財理第2065号「合同宿舍の計画的な整備について」通達に基づく5ヶ年計画

② 昭和49年6月13日付蔵理第2394号「庁舎等及び省庁別宿舍の取得等予定の調整について」通達に基づく庁舎等及び省庁別宿舍の取得等の予定の調整

(2) 財務局長等は、返還予定財産について、国利用の計画の把握と併せて、地元地方公共団体に利用構想の策定を求めるものとする。

(3) 財務局長等は、処分方針を検討するため、地元地方公共団体と協議会を設けるものとし、1つの市町村に複数の返還予定財産がある場合は、必要に応じ、全体の処分方針を検討する協議会とともに、その下部組織として、個々の返還予定財産の処分方針を検討する分科会を設けることができるものとする。

なお、現況把握等のための調査会を設けた場合には、当該調査会をもって処分方針を検討する協議会又は分科会に代えることができるものとする。ただし、処分方針の決定は財務局長等及び地元地方公共団体が主体となって行うものとする。

(4) 財務局長等は、協議会において、当該返還予定財産に関し国利用の計画がある場合はその旨地元地方公共団体に説明し、当該地方公共団体において策定する利用構想に盛り込むよう求めるものとする。

(5) 財務局長等は、上記1の現況把握等及び地元地方公共団体が策定した利用構想を踏まえ、処分方針策定の協議を行うものとし、地元地方公共団体が策定する利用構想が第3の1の(3)で必要と認められた措置を踏まえたものであるかどうか検討するものとする。

(6) 財務局長等は、協議会の設置以前に、地元地方公共団体において、既に当該返還予定財産に関する利用計画が検討され、財務局長等にその概要等が説明されている場合は、当該利用計画が現況把握等を踏まえたものであるかどうか検討のうえ、当該利用計画をもとに処分方針策定の協議を行うものとする。

(7) 財務局長等は、協議会において協議が整った処分方針が財務局長等に提出された場合は、それを尊重することとする。

なお、財務局長等は、必要に応じ国有財産地方審議会で利用計画大綱を審議する。その際、協議会での協議状況等を報告する。

(8) 財務局長等は、当該財産の返還予定時期が確定した場合、速やかに当該地方公共団体に処分方針に基づく利用計画の提出を求めるものとする。財務局長等は、速やかに、国有財産地方審議会への諮問等必要な手続きを行い、利用計画を決定するものとする。

## 3. 報告

財務局長等は、返還予定財産の現況、現況把握のための調査会及び処分方針を検討する協議会の運営状況、処分方針等の策定状況について、毎年度3月31日現在の状況を別紙様式により作成し、翌年度の5月31日までに理財局長に提出するものとする。

## 第4 処分等

財務局長等は、地方防衛局等から財産引継ぎ後、直ちに処分等を行うものとする。ただし、諸事

情により処分までに時間を要する場合は、処分に支障の出ない範囲で、管理委託又は一時貸付等の暫定的利用ができるものとする。

## 第5 その他

1. 面積が10ha未満の返還予定財産についても、本通達を準用して処理することを妨げない。
2. 本通達により処理することが適当でないと認められる場合には、理財局長の承認を得て処理することができるものとする

## ⑦厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置 (厚木海軍飛行場騒音規制)

(昭和 38 年 9 月 19 日日米合同委員会合意)

(昭和 44 年 11 月 20 日一部改正)

### 1 飛行時間の規制

- (1) 22 時から 6 時までの間、厚木海軍飛行場におけるすべての活動（飛行及びグランド・ラン・アップ）は、運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き、禁止される。
- (2) 訓練飛行は、日曜日には最小限にとどめる。

### 2 規制されたアフターバーナーの使用

厚木海軍飛行場隣接区域の上空を高出力で長く低空飛行することを避けるため、アフターバーナー装備の航空機を操作する操縦士はすべて、厚木海軍飛行場空域内においてできるだけ速やかに離陸・上昇することが要求される。しかしながら、アフターバーナーは、安全飛行状態を持続するために継続して使用しなければならない場合、又は、運用上の必要性による場合を除き、飛行場の境界線に達する前に使用を停止しなければならない。

### 3 他の飛行場を使用する場合の規制

必要とされる空母着艦訓練及び反射鏡利用による着艦訓練の一部を実施するため、厚木海軍飛行場の付属飛行場を使用する場合は、現在厚木海軍飛行場で実施されている適当な諸規則が原則として適用される。

### 4 飛行方法の規制

- (1) 離陸及び着陸の間を除き、航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。
- (2) 航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で、高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。
- (3) 航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションは、その限りではない。上記は、合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しない。
- (4) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）及び反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、（場周）経路にあっては 2 機に制限される。
- (5) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）の巡航速度は、1 マッハ以下にとどめる。

### 5 飛行高度の規制措置

- (1) 離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、特定のタイプの訓練を必要とする場合を除き、平均海面上 1,600 フィート以下で飛行しない。特殊の訓練は、訓練の必要に見合った必要最小限度にとどめるものとし、かつ、そのパターンは、平均海面 800 フィート以下は通らない。
- (2) 管制塔員は、同飛行場の場周経路（トラフィックパターン）上の航空機の目視監視を行う。これは、管制塔員を有するすべての空港における標準的な運航方法である。

## 6 ジェットエンジン試運転時間の制限

運用能力又は態勢がそこなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、18時から8時までの間、試運転されない。

## 7 消音器の使用

- (1) ジェットエンジンテストスタンド又はテストセル地区におけるジェットエンジンテストの実施にあたっては、厚木海軍飛行場は、実行可能なできるだけ早い時期に効果的な消音器を装備し、それを騒音減衰のために使用する。
- (2) エンジンテストを行うためには、ジェットエンジンテストセル地区が使用される。ただし、テストセルに適合しないジェット機エンジンがテストされなければならないような限られた場合は例外とする。そのような状況下においては、騒音の持続時間とレベルを最小限に保つよう最大の注意が払われるものとする。

## 8 ヘリコプター飛行区域の限定

ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルートを飛行する。ただし、この制限は、緊急の目的又は年間定期行事に際してデモンストレーションのため飛行する場合には適用しない。

## 9 操縦士の教育

すべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に、十分な教育を受けるものとする。

## 10 騒音対策委員会の設置

すべての可能な方法が検討されることを確保するため合衆国軍構成員からなる騒音対策委員会を設置する。

## 11 広報活動

騒音抑制に関するすべての様相及び即応性のある軍隊の必要性について周辺の住民に知ってもらうよう、あらゆる機会を利用する。

## 12 情報の提供

- (1) 厚木海軍飛行場司令官は、現地の騒音問題について地元当局又は地元住民と連絡をとる場合は、事前に座間防衛施設事務所に通報するよう努力する。
- (2) 今後、厚木海軍飛行場司令官と日本政府（防衛施設庁）の代表者は航空機騒音軽減のための新装置又は方法についての情報を入手次第交換することとする。
- (3) 年に1回、通常7月1日頃、厚木海軍飛行場司令官は、日本政府からの要請を受けた上で、過去12カ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数を示す4つの数字を提供する。要求があれば、厚木海軍飛行場の附属飛行場についても同様な統計数字を提供する。

## ⑧交付金等関係法令

### < 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 >

(昭和 32 年 5 月 16 日法律第 104 号)

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第 1 項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。



## ＜国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令＞

(昭和 32 年 11 月 18 日政令第 321 号)

(法第 1 項の固定資産)

**第 1 条** 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 2 条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
- 2 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しょう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
- 3 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第 3 号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 42 条第 1 項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第 30 条の 11 に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 19 条第 1 項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第 1 項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 20 条の規定により、国有財産法第 32 条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

(市町村助成交付金の交付)

**第 2 条** 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の 3 月 31 日現在において前条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

**第 3 条** 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 1 市町村助成交付金の総額の 10 分の 7 に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
- 2 市町村助成交付金の総額の 10 分の 3 に相当する額（次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該 10 分の 3 に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める

市町村に対して総務大臣が配分した額

- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第 11 条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が 5 億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第 1 号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が 5 億円をこえる額に 10 分の 1 を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の 10 分の 7 に相当する額をこえる場合にあっては、当該 10 分の 7 に相当する額）を控除した額とする。

（廃置分合又は境界変更があった場合の措置）

**第 4 条** 当該年の 3 月 31 日後に市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、第 2 条の規定にかかわらず、同条の市町村の地域のうち第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物が当該年の 3 月 31 日現在において所在した地域が当該廃置分合又は境界変更後属することとなった市町村（以下「新市町村」という。）が同日現在において存在したものと、当該土地、建物又は工作物が同日現在において当該新市町村の区域内に所在したものとみなして、前条の規定によって算定した額を当該新市町村に対して交付する。

- 2 前項の場合において、当該年の 4 月 1 日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける新市町村に係る前条第 2 項の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総務省令で定める。

（土地、建物又は工作物の価格）

**第 5 条** 第 3 条第 1 項の場合において、第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の 3 月 31 日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第 21 条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

（土地、建物又は工作物の価格の報告等）

**第 6 条** 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の 8 月 31 日までに、当該都道府県の区域内の市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物に係る前条の価格の合算額を総務大臣に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事が前項の規定による報告のため、国有財産法第 5 条から第 6 条まで及び第 8 条第 2 項の規定によって当該土地、建物又は工作物を管理する同法第 4 条第 2 項の各省各庁の長（同法第 9 条第 1 項の規定によって各省各庁の長がその所管に属する国有財産に関する事務を部局等の長に分掌させている場合にあっては、当該部局等の長とする。以下「各省各庁の長等」という。）に対し、国有財産台帳を閲覧し、若しくは記録することを請求し、又は前条の規定による国有財産台帳に登録すべき価格の通報を求めた場合においては、各省各庁の長等は、国有財産台帳を都道府県知事若しくはその指定する職員に閲覧させ、若しくは記録させ、又は当該登録すべき価格の通報をするものとする。

（市町村助成交付金の額等の通知）

**第 7 条** 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の 10 月 31 日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額及びその算定の基礎となった第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。

（市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があった場合の措置）

**第 8 条** 市町村長は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定

について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、都道府県知事を経由して総務大臣に対し、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

- 2 総務大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について錯誤があることを発見したとき、又は前項の求めがあった場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によって市町村助成交付金を交付する時までに、都道府県知事を経由して関係市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の交付時期)

**第9条** 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付する。

(市町村助成交付金の用途の制限等の禁止)

**第10条** 国は、市町村助成交付金の交付に当っては、その用途について条件をつけ、又は制限してはならない。

(都の特例)

**第11条** 第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この政令中市町村及び市町村長に関する規定は、都及び都知事に関する規定とみなして、都及び都知事に適用する。この場合において、第3条第2項中「地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条」とあるのは「地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条第1項」と、「同法第11条」とあるのは「同法第11条及び第21条第1項」とする。

(総務省令への委任)

**第12条** この政令に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付手続その他市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(事務の区分)

**第13条** 第6条第1項及び第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

## ＜施設等所在市町村調整交付金交付要綱（抄）＞

（昭和 45 年 11 月 6 日自治省告示第 224 号）

（趣旨）

**第 1 条** 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（定義）

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下本条において「地位協定」という。）第 2 条第 1 項の施設及び区域をいう。
- 2 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第 3 条第 1 項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

（調整交付金の交付）

**第 3 条** 総務大臣は、施設等が所在する市町村（以下「施設等所在市町村」という。）に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

（調整交付金の交付額の算定方法）

**第 4 条** 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

- 1 調整交付金の総額の 3 分の 2 に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の 3 月 31 日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額
- 2 調整交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 109 号）により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

（調整交付金の額の通知）

**第 5 条** 総務大臣は、毎年度、当該年の 10 月 31 日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

（調整交付金の交付時期）

**第 6 条** 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の 12 月 31 日までに交付するものとする。

**第 7 条** 調整交付金の交付にあたっては、その用途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

固定資産税と基地交付金の関係



## ＜防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律＞

(昭和 49 年 6 月 27 日法律第 101 号)

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設及び区域をいう。

### 第 2 章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

**第 3 条** 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路、河川又は海岸
- 3 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- 2 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所
- 3 前 2 号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(住宅の防音工事の助成)

**第 4 条** 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が

その障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

(移転の補償等)

**第5条** 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

(緑地帯の整備等)

**第6条** 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

(買入れた土地の無償使用)

**第7条** 国は、第5条第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(民生安定施設の助成)

**第8条** 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

**第9条** 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

1 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場

- 2 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 3 港湾
- 4 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であって政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

**第10条** 国は、第3条の工事を行う者又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

**第11条** 国は、第3条の工事、第8条の措置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

**第12条** 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

### 第3章 損失の補償

(損失の補償)

**第13条** 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- 1 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- 2 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- 3 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

**第14条** 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

**第15条** 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算し



て30日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 防衛大臣は、前項の規定による申出があったときは、その申出のあった日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

**第16条** 国は、前条第1項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第2項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

**第17条** 第15条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から6月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

**第18条** 第14条第3項の規定による決定に不服がある者は、第15条第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

#### 第4章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

**第19条** 第3条第2項及び第4条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第13条第1項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

**第20条** 第14条の規定により市町村(特別区を含む。)が処理することとされている事務(同条第2項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(防衛施設周辺の整備等に関する法律の廃止)

- 2 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和41年法律第135号。)は、廃止する。

## ＜防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令＞

(昭和 49 年 6 月 27 日政令第 228 号)

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 3 条、第 4 条、第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条、第 13 条第 1 項並びに附則第 7 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

**第 1 条** 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- 2 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- 3 法第 2 条第 2 項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 4 電波のひん繁な発射

(障害防止工事の補助の割合)

**第 2 条** 法第 3 条第 1 項の規定による補助の割合は、10 分の 10 とする。ただし、障害の発生が法第 2 条第 1 項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

- 2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第 3 条第 1 項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

**第 3 条** 法第 3 条第 1 項第 5 号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 鉄道
- 2 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

**第 4 条** 法第 3 条第 2 項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

**第 5 条** 法第 3 条第 2 項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

**第 6 条** 第 2 条の規定は、法第 3 条第 2 項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第 19 条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる施設)

**第 7 条** 法第 3 条第 2 項第 3 号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校
- 2 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に規定する保健所
- 3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 42 条に規定する障害児入所施設、同法第 43 条に規定する児童発達支援センター又は同法第 44 条に規定する

## 児童自立支援施設

- 4 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 31 条に規定する身体障害者福祉センター
- 5 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設
- 6 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター、同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム又は同法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター
- 7 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 2 項に規定する母子健康センター
- 8 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する職業能力開発校
- 9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設又は同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）

**第 8 条** 法第 4 条の規定による第一種区域の指定、法第 5 条第 1 項の規定による第二種区域の指定及び法第 6 条第 1 項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

（移転等の補償の対象とする物件）

**第 9 条** 法第 5 条第 1 項の規定による補償は、同項に規定する第二種区域のうち法第 6 条第 1 項に規定する第三種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあっては、建物と一体として利用されているものに限り、行うことができる。

（買入れの対象とする土地）

**第 10 条** 法第 5 条第 2 項の規定による買入れは、同条第 1 項に規定する第二種区域のうち法第 6 条第 1 項に規定する第三種区域以外の区域に所在する土地にあっては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

- 1 宅地（法第 5 条第 1 項の規定による指定の際（法附則第 4 項の規定により第二種区域とみなされた区域に所在する土地にあっては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和 41 年法律第 135 号。以下「旧法」という。）第 5 条第 1 項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）
- 2 法第 5 条第 1 項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（土地の無償使用に係る施設）

**第 11 条** 法第 7 条第 1 項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 花壇
- 2 種苗を育成するための施設
- 3 駐車場
- 4 消防その他の防災に関する施設
- 5 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

**第12条** 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第2欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第3欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第3欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10分の8
3	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5
4	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5
5	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2
9	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の6
10	削除	
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
14	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛大臣が指定する施設	10分の7.5

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)

**第13条** 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- 1 大規模な弾薬庫
- 2 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第180条に規定する試験場をいう。第15条第5号イにおいて同じ。）
- 3 飛行場その他大規模な防衛施設であって、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第9条第1項第1号に掲げるものを除く。）
- 4 防衛施設（法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前3号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの（特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業）

**第14条** 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- 1 交通施設及び通信施設
  - 2 スポーツ又はレクリエーションに関する施設
  - 3 環境衛生施設
  - 4 教育文化施設
  - 5 医療施設
  - 6 社会福祉施設
  - 7 消防に関する施設
  - 8 産業の振興に寄与する施設
- 2 法第9条第2項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。
- 1 防災に関する事業
  - 2 住民の生活の安全に関する事業
  - 3 通信に関する事業
  - 4 教育、スポーツ及び文化に関する事業
  - 5 医療に関する事業
  - 6 福祉に関する事業
  - 7 環境衛生に関する事業
  - 8 産業の振興に寄与する事業
  - 9 交通に関する事業
  - 10 良好な景観の形成に関する事業
  - 11 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの
- （特定防衛施設周辺整備調整交付金の額）

**第15条** 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

- 1 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設（以下「特定防衛施設」という。）の交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の4月1日現在における面積
- 2 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積（当該特定防衛施設の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第二種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積）が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- 3 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率
- 4 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合
- 5 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様
  - ア 飛行場等（法第9条第1項第1号に掲げる防衛施設又は第13条第3号に掲げる防衛施設をいう。）又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数

イ 砲撃が実施される演習場又は試験場 交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の砲撃の総日数を3で除して得た日数並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に当該演習場又は試験場を使用した自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の構成員の総人数を3で除して得た人数

ウ 港湾 自衛隊等が使用する係留施設が港湾法第2条第5項第3号に掲げる係留施設に占める割合並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に係留施設を使用した自衛隊等の艦船及び舟艇の総数を3で除して得た数

6 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

（損失補償の対象となる事業）

**第16条** 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送をする事業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

（損失の原因となる自衛隊の行為）

**第17条** 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあっては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

**第18条** 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

（告示の方式）

**第19条** 第5条、第14条第2項第11号及び第17条ただし書の規定による防衛大臣の定め並びに法第4条、法第5条第1項、法第6条第1項及び法第9条第1項並びに第12条の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令の廃止）

2 防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令（昭和41年政令第343号。）は、廃止する。

## ＜駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法＞

(平成 19 年 5 月 30 日法律第 67 号)

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 2 駐留軍等の再編 平成 18 年 5 月 1 日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 3 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第 9 条第 1 項第 5 号において「日米地位協定」という。）第 2 条第 1 項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

(基本理念等)

**第 3 条** 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

- 2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- 3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

### 第 2 章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

**第 4 条** 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定する

ことができる。

- 1 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- 2 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。
- 2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。  
(再編関連特定周辺市町村の指定)

**第5条** 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第1項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定について準用する。  
(再編交付金)

**第6条** 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

### 第3章 再編関連振興特別地域に係る措置

#### 第1節 再編関連振興特別地域の指定

**第7条** 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- 1 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
- 2 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。
- 2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。
- 4 前3項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。



## 第2節 再編関連振興特別地域整備計画

(再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更)

**第8条** 都道府県知事は、前条第1項の規定による指定があったときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

(再編関連振興特別地域整備計画の内容等)

**第9条** 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項

2 基幹的な交通施設の整備に関する事項

3 産業の振興に関する事項

4 生活環境の整備に関する事項

5 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第2条第1項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項

6 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項

2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

## 第3節 事業の実施等

(事業の実施)

**第10条** 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

**第11条** 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前2項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定め

るものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(地方債についての配慮)

**第12条** 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(財政上及び金融上の措置)

**第13条** 国は、前2条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **第4節 駐留軍等再編関連振興会議**

(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)

**第14条** 防衛省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 再編関連振興特別地域に関し、第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 2 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

(会議の組織等)

**第15条** 会議は、議長及び第4項各号に掲げる議員をもって組織する。

2 議長は、防衛大臣をもって充てる。

3 議長は、会議の議事を整理する。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 1 総務大臣
- 2 外務大臣
- 3 財務大臣
- 4 文部科学大臣
- 5 厚生労働大臣
- 6 農林水産大臣
- 7 経済産業大臣
- 8 国土交通大臣
- 9 環境大臣
- 10 内閣官房長官
- 11 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 5 会議は、前条第2項第2号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第4章 株式会社国際協力銀行の業務の特例

(株式会社国際協力銀行の業務の特例)

**第16条** 株式会社国際協力銀行は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）第1条、第11条及び第12条の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

- 1 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。
- 2 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- 3 前2号の業務に関連して必要な調査を行うこと。
- 4 第1号及び第2号の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- 5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(株式会社国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)

**第17条** 株式会社国際協力銀行は、前条第1号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第21条第1項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。

- 2 株式会社国際協力銀行は、前条第2号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社国際協力銀行法第4条第1項の規定による出資があった金額、同法附則第46条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下この項において「旧公庫法」という。）第4条第1項の規定による出資があった金額及び旧公庫法附則第42条第4号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第5条第2項の規定による出資があった金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行ってはならない。

(予算の区分)

**第18条** 株式会社国際協力銀行法第16条第1項の規定による予算は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次条各号に掲げる業務ごとに区分しなければならない。

- 2 前項の規定は、株式会社国際協力銀行法第21条第1項の規定による補正予算及び同法第22条第1項の規定による暫定予算について準用する。

(区分経理)

**第18条の2** 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 1 株式会社国際協力銀行法第11条各号に掲げる業務
- 2 駐留軍再編促進金融業務

(資本金等の整理)

**第18条の3** 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる資本金若しくは準備金又は資金については、前条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

- 1 株式会社国際協力銀行法第4条第1項の規定による政府の出資により増加する資本金又は準備金
- 2 株式会社国際協力銀行法第33条の規定により資金の借入れ若しくは社債の発行をして調達し、又は第22条第1項の規定により読み替えて適用する同法第33条の規定により資金の借入れをし

て調達し、若しくは第 21 条第 2 項の規定により交付を受けた資金  
(区分経理に係る会社法の準用等)

**第 18 条の 4** 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 295 条、第 337 条、第 374 条、第 396 条、第 431 条から第 443 条まで、第 446 条及び第 447 条の規定は、第 18 条の 2 の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第 446 条中「株式会社の剰余金の額」とあるのは「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第 18 条の 2 の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第 5 号から第 7 号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第 5 号から第 7 号までに掲げる額であって当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第 447 条第 1 項及び第 2 項中「資本金」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第 18 条の 2 の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第 1 項第 2 号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第 3 項中「に資本金」とあるのは「に駐留軍再編特別措置法第 18 条の 2 の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第 448 条、第 449 条並びに第 828 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 2 項（第 5 号に係る部分に限る。）の規定は、第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法第 31 条第 1 項の規定による準備金の積立て及び第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する同法第 31 条第 2 項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、第 18 条の 2 の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について準用する。この場合において、会社法第 448 条第 1 項及び第 2 項中「準備金」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第 18 条の 2 の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第 1 項第 2 号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第 3 項中「に準備金」とあるのは「に駐留軍再編特別措置法第 18 条の 2 の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 株式会社国際協力銀行が第 18 条の 2 の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの株式会社国際協力銀行の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の株式会社国際協力銀行の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、株式会社国際協力銀行が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの株式会社国際協力銀行の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の株式会社国際協力銀行の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第 447 条から第 449 条まで並びに第 828 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 2 項（第 5 号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(借入金等の限度額)

**第 19 条** 駐留軍再編促進金融勘定（第 18 条の 2 第 2 号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

2 第 16 条の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定

に属する資本金及び準備金の額並びに借入金の限度額の合計額を超えることとなってはならない。

(社債の発行の制限)

**第20条** 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

(政府からの資金の貸付け等)

**第21条** 政府は、予算の範囲内において、株式会社国際協力銀行に対し、株式会社国際協力銀行法第4条第1項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

2 政府は、予算の範囲内において、株式会社国際協力銀行に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(株式会社国際協力銀行法の適用等)

**第22条** 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第11条第8号	行う業務	行う業務（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第16条に規定する駐留軍再編促進金融業務（以下単に「駐留軍再編促進金融業務」という。）を除く。）
第20条第3項、 第24条第2項及 び第25条第2項	会計検査院	会計検査院及び防衛大臣
第21条第2項	及び前2条	第19条及び駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する前条
第22条第2項	第20条	駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第20条
第27条第1項	毎事業年度	駐留軍再編特別措置法第18条第1項の規定による予算の区分に従い、毎事業年度
第31条第1項	毎事業年度	駐留軍再編特別措置法第18条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度
第31条第2項	毎事業年度 前項	前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度 同項
第31条第4項	処分	処分及び駐留軍再編特別措置法第18条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分
第33条第1項	業務 貸付け	業務（駐留軍再編促進金融業務を含む。） 貸付け（駐留軍再編特別措置法第21条第1項の規定によるものを含む。）
第37条	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第38条第1項	財務大臣  この法律	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定（駐留軍再編特別措置法第18条の2第2号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）  この法律又は駐留軍再編特別措置法

第 38 条第 2 項及 び第 39 条第 1 項	財務大臣	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
	この法律	この法律又は駐留軍再編特別措置法
第 40 条第 1 項及 び第 2 項	財務大臣	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
第 45 条	第 39 条第 1 項	第 39 条第 1 項（駐留軍再編特別措置法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
	同項	第 39 条第 1 項
第 46 条第 3 号	第 11 条に規定 する業務以外	第 11 条及び駐留軍再編特別措置法第 16 条に規定する業務以外
第 46 条第 6 号	第 38 条第 2 項	第 38 条第 2 項（駐留軍再編特別措置法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	財務大臣	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
附則第 52 条	会社の業務	会社の業務（駐留軍再編促進金融業務を除く。）

2 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第 41 条第 3 項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第 16 条第 1 項の規定による予算の提出、同法第 21 条第 1 項の規定による補正予算の提出、同法第 22 条第 1 項の規定による暫定予算の提出、同法第 26 条第 2 項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第 27 条第 1 項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。

（駐留軍再編促進金融勘定の廃止）

**第 23 条** 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社国際協力銀行は、第 1 項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金を減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法第 447 条から第 449 条までの規定は、適用しない。

（罰則）

**第 24 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社国際協力銀行の取締役又は執行役は、100 万円以下の過料に処する。

1 第 17 条第 1 項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第 2 項の規定に違反して出資をしたとき。

2 第 19 条第 1 項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第 2 項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

3 第 20 条の規定に違反して社債を発行したとき。

## 第5章 駐留軍等労働者に係る措置

**第25条** 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

## 第6章 雑則

（省令への委任）

**第26条** この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（この法律の失効）

**第2条** この法律は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日（以下この項において「再編実施基準日」という。）から前項に規定する日までの期間が5年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第6条の規定は、再編実施基準日から起算して5年を経過する日又は平成34年3月31日のいずれか早い日（次項において「交付終了日」という。）までの間、なおその効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第1項に規定する日（前項に規定する場合にあっては、交付終了日。以下この項において同じ。）後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第6条の規定は、第1項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第1項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第11条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第1項の規定にかかわらず、第4章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係）

**第3条** 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下この条において「行革推進法」という。）第12条第2項の規定の適用については、国際協力銀行法第23条第1項に規定する国際金融等業務とみなして行革推進法第4条に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

別表（第 11 条関係）

項	事業の区分		国の負担又は補助の割合
1	土地改良	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業	10 分の 5.5
2	漁港	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築	10 分の 5.5
3	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 2 項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における同条第 5 項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	10 分の 5.5（港湾法第 42 条第 1 項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあっては、10 分の 4.5）
		港湾法第 2 条第 2 項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良	10 分の 4.5
4	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路の新設及び改築	10 分の 5.5
5	水道	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業又は同条第 4 項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第 8 項に規定する水道施設の新設及び増設	10 分の 3
6	下水道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に掲げる公共下水道又は同条第 4 号に掲げる流域下水道の設置及び改築	10 分の 5.5
7	義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第 2 項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 2 項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第 1 項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	10 分の 5.5



## ＜駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令＞

(平成 19 年 8 月 20 日政令第 268 号)

内閣は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号）第 5 条第 1 項、第 6 条、第 7 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 11 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 6 項並びに第 16 条第 1 項第 1 号の規定並びに同法第 19 条第 5 項において準用する国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 44 条第 7 項の規定に基づき、並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

### 第 1 章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定周辺市町村の範囲)

**第 1 条** 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する政令で定める範囲内の市町村は、次に掲げる市町村とする。

- 1 再編関連特定防衛施設が所在する市町村
- 2 再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

(再編関連特別事業)

**第 2 条** 法第 5 条第 1 項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 住民に対する広報に関する事業
- 2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- 3 防災に関する事業
- 4 住民の生活の安全の向上に関する事業
- 5 情報通信の高度化に関する事業
- 6 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- 7 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- 8 環境衛生の向上に関する事業
- 9 交通の発達及び改善に関する事業
- 10 公園及び緑地の整備に関する事業
- 11 環境の保全に関する事業
- 12 良好な景観の形成に関する事業
- 13 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- 14 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの  
(再編交付金を交付しない事業)

**第 3 条** 再編交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

- 1 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- 2 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- 3 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

(再編交付金の交付)

**第4条** 再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第3項において同じ。）から交付終了年度（法附則第2条第1項に規定する日又は同条第2項に規定する交付終了日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第5項において同じ。）までの間において、次項から第6項までの規定により防衛大臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」という。）の範囲内で、交付することができる。

2 交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようにするものとする。

- 1 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」という。）の面積の変化
- 2 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化
- 3 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する艦船又は航空機の数又は種類の変化
- 4 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備
- 5 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化
- 6 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
- 7 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化
- 8 駐留軍等の再編（航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
- 9 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村があるときは、それぞれの再編関連特定周辺市町村における当該駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合

3 交付初年度から再編実施交付年度（4月1日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第4条第1項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第1項に規定する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで逡増させるものとする。

4 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の4年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。

5 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から逡減させるものとする。

- 6 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第2項及び第3項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないとき、これらの規定にかかわらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は零とすることができる。  
(再編交付金の交付に必要な措置)

**第5条** 再編関連特定周辺市町村の長は、第2条に規定する事業として、2年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。

- 1 事業の目的及び内容
  - 2 事業の始期及び終期
  - 3 事業に要する経費の総額
- 2 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けなければならない。
- 3 第1項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。
- 4 第1項の申請に係る再編交付金の交付の決定があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。

## 第2章 再編関連振興特別地域に係る措置

### 第1節 再編関連振興特別地域の指定等

(再編関連特定周辺市町村に対する著しい影響の基準)

**第6条** 法第7条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

- 1 法第4条第1項第1号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機の数40機を超えて増加すること。
- 2 法第4条第1項第1号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員の数千人を超えて増加すること。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

**第7条** 法第11条第1項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 法別表1の項に規定する土地改良事業のうち、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号及び第2号に掲げる事業であって、駐留軍等の再編による生鮮の野菜その他の農畜産物の需要の増加又は生産に対する影響を考慮して当該農畜産物の適正な供給の観点から速やかに実施することが必要なもの
- 2 法別表2の項に規定する基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地の修築であって、駐留軍等の再編による生鮮魚その他の水産物の需要の増加若しくは生産に対する影響を考慮して当該水産物の適正な供給の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの
- 3 法別表3の項に規定する水域施設等の建設及び改良であって、再編関連特定防衛施設への人員

の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

4 法別表4の項に規定する道路の新設及び改築であって、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための車両の交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

5 法別表5の項に規定する水道施設の新設及び増設であって、駐留軍等の再編による水の需要の増加を考慮して適正な給水の観点から速やかに整備することが必要なもの

6 法別表6の項に規定する公共下水道又は流域下水道の設置及び改築（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号イ又は第2号に規定するものに限る。）であって、駐留軍等の再編による下水の量の増加又は水質に及ぼす影響を考慮して適正な下水の排除又は処理の観点から速やかに整備することが必要なものとして国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

7 法別表7の項に規定する建物の新築、増築及び改築又は施設の整備であって、駐留軍等の再編による児童若しくは生徒の数の増加を考慮して円滑な教育の実施の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの

2 法第11条第2項に規定する政令で定める事業は、前項第7号に掲げる事業とし、同条第2項の政令で定める交付金は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第1項に規定する交付金とする。

3 法第11条第2項の規定により算定する交付金の額は、第1項第7号に掲げる事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第1項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して文部科学省令・防衛省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）の例による。

## 第2節 駐留軍等再編関連振興会議

（会議の幹事）

第8条 会議に幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、防衛大臣が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(会議の庶務)

**第9条** 会議の庶務は、防衛省地方協力局地方協力企画課において処理する。

(会議に係る雑則)

**第10条** 前2条に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

### 第3章 株式会社国際協力銀行の業務の特例

(駐留軍移転促進事業)

**第11条** 法第16条第1号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 住宅の賃貸に関する事業
- 2 電源の開発及び電気の供給に関する事業
- 3 水源の開発及び水の供給に関する事業
- 4 下水の排除及び処理に関する事業
- 5 廃棄物の収集及び処理に関する事業
- 6 前各号の事業の用に供する施設の整備及び管理に関する事業

(金融機関)

**第12条** 法第16条第1号に規定する政令で定める金融機関は、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第10号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

(区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え)

**第13条** 法第18条の4第2項の規定において法第18条の2の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について会社法（平成17年法律第86号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第449条第1項	が資本金	が駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第18条の2の規定により設けられた勘定に属する資本金
	準備金の	駐留軍再編特別措置法第18条の2の規定により設けられた勘定に属する準備金の
	を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第449条第6項第1号	資本金	駐留軍再編特別措置法第18条の2の規定により設けられた勘定に属する資本金
第449条第6項第2号	準備金	駐留軍再編特別措置法第18条の2の規定により設けられた勘定に属する準備金
第828条第1項第5号	おける資本金	おける駐留軍再編特別措置法第18条の2の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第828条第2項第5号	資本金	駐留軍再編特別措置法第18条の2の規定により設けられた勘定に属する資本金

(株式会社国際協力銀行法施行令の適用等)

**第14条** 駐留軍再編促進金融業務（法第16条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。次項において同じ。）が行われる場合には、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）第6条第1項中「法第31条第1項」とあるのは「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項」と、「毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の100分の50に相当する額」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第18条の2第1号に掲げる業務に係る勘定にあっては毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の100分の50に相当する額とし、同条第2号に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）に係る勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）にあっては駐留軍再編促進金融勘定において当該事業年度に購入した固定資産の取得価額の合計額から当該事業年度における当該固定資産の償却額の合計額を控除した額に相当する額」と、同条第2項中「法第31条第1項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項」と、「株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の資本金の額に相当する額」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第18条の2第1号に掲げる業務に係る勘定にあっては当該勘定に整理された株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の資本金の額に相当する額とし、駐留軍再編促進金融勘定にあっては駐留軍再編促進金融勘定において当該事業年度までに購入した固定資産の取得価額の合計額から当該事業年度までのこれらの固定資産の償却額の合計額を控除した額に相当する額」と、同令第7条中「毎事業年度」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第18条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度」と、「法第31条第1項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項」と、同令第8条第1項中「会社」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第18条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における会社」と、「法第31条第1項」とあるのは「同条第1号に掲げる業務に係る勘定におけるもの」にあっては駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項」と、「とする」とあるのは「とし、駐留軍再編促進金融勘定におけるもの」にあっては駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項に規定する剰余の額を、一般会計に帰属させるものとする」と、同令第16条中「法第39条第1項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第39条第1項」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）」と、同令第17条第1項第1号中「法第39条第1項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第39条第1項」と、同項第2号中「法第40条第2項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第40条第2項」と、同条第2項中「法第39条第1項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する法第39条第1項」とする。

2 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、前項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法施行令第7条の規定による計算書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、法の施行の日（平成19年8月29日）から施行する。



## 相模原市と米軍基地

発行日 令和2年(2020年)4月  
発行 相模原市  
編集 市長公室総合政策部基地対策課  
〒252-5277  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042-769-8207(直通)  
FAX 042-754-2280  
URL <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>  
印刷 株式会社 相模プリント

※本書に掲載した内容は、特に記載のない限り  
令和元年12月末日現在の内容です。







潤水都市 さがみはら